

一、林業手

五名

一、雇

二名

(乙)各種事業

一、保安林 一般の林野保安林として作業上相當の制限を加ふるにあらざれば充分森林間接の目的を達すること能はざるものに對しては法令の規定に由り當局者は順次調査を遂げて保安林に編入しつゝ、  
 わり本縣は特に海岸線に富み水産物饒多にして一箇年の産額約五百萬圓に達するを以て漁業保護を目的とする魚付林の設置を以て最も急務とせり其他防風、潮害、防備、目標等之に次ぐ依て現今先づ主として是等保安林の調査を爲し漸を追うて順次他種保安林の調査整理に及んとす而して之が各種の經營に關しては別に規程を設けて遺算なからしめ就中伐木作業に對しては縣の技術員に於て夫々實地調査を行へり明治三十九年末現在の保安林は次表の如し但し土砂杆止林風致林は多くは森林法施行以前に編入せられたるものなり

種類	箇	所	面積
土砂杆止林	三	三	一、三四七、三二七
飛砂防止林	一	一	一、五二九、〇六
水害防備林	二〇	二〇	

種類	箇	所	面積
防風林	三七七	九	二二八、五四二
潮害防備林	九	九	一九、〇六二
頽雪防止林	九	九	
墜石防止林	一	一	
水源涵養林	一五	一五	五八六、五二七
魚付林	五三二	四	五三四、五二八
目標林	四	四	六、二四二
衛生林	一三〇四	一三〇四	八六〇、三三〇
風致林	二三八二	二三八二	三、五八七、八四〇
計			

二、森林開墾 森林開墾の出願にして其郡部に屬するものは凡て郡長の處分に委任せり但面積一町歩以上のものは公有林、社寺林、若くは保安林接續地、砂防指定地、其他二縣以上に涉る淀、木曾、町屋の三川流域内の開墾等其の關係の重大なるものは特に知事の承認を要せしむるの規定にして明治三十七年中に於ける許可件數は次表の如し

目的	箇	所	面積
耕地的	二二三	二二三	一、四〇四、三二〇
林業	三五	三五	一、五九

宅地	一六五	三七六二四
焼畑、切替畑	一	一
其他地目變換	二五〇〇	〇三〇六
計		一四四三二〇〇

三、林野火入 林野の火入は本縣に於ても從來多く行はれたる所なるが數年來當局者に於て専ら此弊風打破に勉め或は關係者を集めて其有害無益なることを説示し又規則を設けて之が制限を加ふると雖も未だ全く熄滅するに至らず依て明治三十九年に至り取締規則の改正を行ひ必ず火入を要するもの、外は一切之を許可せざることにし且焚火取締の條項を加へ一面訓令を以て防火の設備を督勵せり

四、種子取締 縣下南勢地方及紀州二郡に於ては杉扁柏の種子を採取販賣するもの少なからず依て不良種子を供給して造林者失敗の原因たらしむることあるを慮り明治三十六年新に杉扁柏種子採取及販賣取締規則を制定して嚴重に當業者を取締り母樹の年齢、採取期節、採取量を制限し且不正の行爲なからしむること、せり

五、林業教育 林業教育に對しては數年來林業巡回教師(現今の林業技師及林業技手)を置き各地に講習會講話會を開きて斯業に必要な智識を啓發し又は實地に就て指導説明せしむ由來本縣に於て比較的林業に關する智識の發達せるは紀州尾鷲地方に限り他は一般幼稚の域を脱せざりしが本教育開始以來は一般に漸次其の面目を改めつゝあり明治三十八年に開催したる林業講習會は七ヶ所にして毎會日數五日乃至十四日此講習生人員三百一十一人内終了證書を得たるもの二百八十三人なり

六、模範林設置 本縣模範林は日露戰役紀念事業として明治三十八年度より十年計畫を以て面積約千町歩を經營するものにして其目的とする所は造林上及林業經濟上の模範を示し一面縣基本財産を造成せんとするにあり之に要する樹苗は縣苗圃養成のものを充用するを以て此費金を除き經費豫算額九萬七千九十八圓樹種は杉扁柏を主とし場合に依りては松其他のものをを用ふることあり伐期は六十年とし着手十五年以後より毎年循環して間伐を行ひ六十九年目に至り差引純益金二千六百餘萬圓を蓄積せんとするの豫定なり而して設置濟林地次の如く毎年平均百町歩を造林して十年間に完了せしむるの經畫にして則ち明治三十八年度に於ては已に各模範林を通じて八十町歩の植栽を了へ明治三十九年度には百二十町歩を新植せんとす

員辨郡十社村	一〇九、六六一八
鈴鹿郡野登村	六三、九〇三二
全 庄内村	一一三、一三二一

一志郡竹原村	一〇二、八一
全 榑原村	一三四、六三二
多氣郡荻原村	一三四、一七〇
度會郡大内山村	一二九、五二八
北牟婁郡尾鷲村	九八、九五
阿山郡布引村	九五、四八
名賀郡國津村	九六、九一
計	一、〇七九、二〇二

本林地は凡て地上権を設定して公有林野を使用するものにして其方法は始めて植栽する土地に對し一回限り一町歩十五圓以内の借地料を交附し其後は伐木の都度賣却代金の幾部を交附するものなり前記模範林の外別に縣有に屬する度會郡豐濱村外二村に跨る一團地に明治三十九年度以後五箇年の繼續事業として明野模範林を經營せり本地は元明野勸農場附屬地たりしものにて面積百四十九町歩餘毎年の造林面積約三十町歩にして樹種は松及櫟を用ひ薪炭林の模範を示さんとす之に要する經費豫算總額一萬百餘圓は現在立木の賣却代金を以て之に充て樹苗は凡て縣苗圃養成のものを充用す

七、樹苗配布 見積面積に於て縣下林野の大部分を占むる所の公有林野は現時殆んど荒廢せる無立木地に屬せり故に縣當局者に於ては主として公有林野植栽の奨励に努力し之が一手段として明治三十六年度以來植栽樹苗の無代下附を行へり此計畫は同年度以降十箇年を以て第一期とし全期間縣苗圃に於て養成したる樹苗を下附造林せしめ公有林總面積の約十分の一則ち凡二萬町歩の成林を期したるものなり之が經費は一箇年約壹萬圓にして明治三十九年春季初めて第一回の配布を行ふ其總數二百五十餘萬本同年末現在の苗圃箇所及樹苗現在次の如し但し苗圃面積は一ヶ所約四町歩内外にして樹種は本表の外試験として少許のケヤキ、カラマツ、オリシブ樹、エンジュあり

- 員辨郡大長村
- 鈴鹿郡庄内村
- 阿山郡中瀬村
- 一志郡七栗村
- 多氣郡五ヶ谷村
- 度會郡瀧原村
- 北牟婁郡相賀村

林業

一志郡竹原村	一〇二、八一—
全 榑原村	一三四、六三—
多氣郡荻原村	一三四、一七〇—
度會郡大内山村	一二九、五二—
北牟婁郡尾鷲村	九八、九五—
阿山郡布引村	九五、四八一—
名賀郡國津村	九六、九一一—
計	一、〇七九、二〇二—

本林地は凡て地上権を設定して公有林野を使用するものにして其方法は始めて植栽する土地に對し一回限り一町歩十五圓以内の借地料を交附し其後は伐木の都度賣却代金の幾部を交附するものなり前記模範林の外別に縣有に屬する度會郡豐濱村外二村に跨る一團地に明治三十九年度以後五箇年の繼續事業として明野模範林を經營せり本地は元明野勸農場附屬地たりしものにて面積百四十九町歩餘毎年の造林面積約三十町歩にして樹種は松及櫟を用ひ薪炭林の模範を示さんとす之に要する經費豫算總額一萬百餘圓は現在立木の賣却代金を以て之に充て樹苗は凡て縣苗圃養成のものを充用す

七、樹苗配布 見積面積に於て縣下林野の大部分を占むる所の公有林野は現時殆んど荒廢せる無立木地に屬せり故に縣當局者に於ては主として公有林野植栽の獎勵に努力し之が一段として明治三十六年度以來植栽樹苗の無代下附を行へり此計畫は同年度以降十箇年を以て第一期とし全期間縣苗圃に於て養成したる樹苗を下附造林せしめ公有林總面積の約十分の一則ち凡二萬町歩の成林を期したるものなり之が經費は一箇年約壹萬圓にして明治三十九年春季初めて第一回の配布を行ふ其總數二百五十餘萬本同年末現在の苗圃箇所及樹苗現在次の如し但し苗圃面積は一ヶ所約四町歩内外にして樹種は本表の外試験として少許のケヤキ、カラマツ、オリシブ樹、エンジュあり

員辨郡大長村
鈴鹿郡庄内村
阿山郡中瀬村
一志郡七栗村
多氣郡五ヶ谷村
度會郡瀧原村
北牟婁郡相賀村

志摩郡鵜方村

樹種	一年生	二年生	三年生	計
杉	七六七五 <sup>本</sup> 一五七	四四六三 <sup>本</sup> 四七八	九四二四 <sup>本</sup> 三四	一三〇八一〇 <sup>本</sup> 六九
扁柏	一九四三 <sup>本</sup> 六五四	二二六二 <sup>本</sup> 二二一	五〇九四 <sup>本</sup> 七三	四八一五 <sup>本</sup> 三四八
赤松		八一九六〇 <sup>本</sup> 六	四〇五 <sup>本</sup> 六三六	一、二二五 <sup>本</sup> 二三九
黒松		七三七五 <sup>本</sup> 一九	二五一 <sup>本</sup> 九五六	九八九四 <sup>本</sup> 七五
樟	六〇八 <sup>本</sup> 三七二	一七九 <sup>本</sup> 一五三	一三五〇〇	八〇一〇 <sup>本</sup> 二五
桐	九六三 <sup>本</sup> 〇四	九六三 <sup>本</sup> 〇四		一〇六六 <sup>本</sup> 九五
計	一〇三三 <sup>本</sup> 三四八七	八五七 <sup>本</sup> 二二六五	二、二二二 <sup>本</sup> 九九九	二、二二一 <sup>本</sup> 八八五一

八、其他の奨励事業 前記以外奨励事業の重なる者を擧ぐれば公有林の整理經營、町村林學校林の設置經營木炭の改良醋酸樟腦の製造椎茸藥草の栽培等にして之が奨励等の手段には或は合達文書を以て督勵し技術員を派して指導せしめ又は調査報告書を印刷して普く配布する等の方法に據れり就中公有林の整理經營は最も重要事業にして本縣林業の興廢は係て此一舉にありと云ふを得べく從て當局者に於ては特に之が遂行に努力せり

ロ 郡の施設

甲、林業教育 郡に於ける林業教育機關は尙甚た乏しく單り阿山郡に於て數年來林業巡回教師一名（現今の林業技手）を置き郡内各地に於て講話講習、實地指導を行ひ併せて郡有林經營の任に當らしめ居れり尙他の諸郡に於ても追て相當機關を具へんとするの計畫あるもの少なからず

乙、郡有林經營 郡有林を設置經營せるもの次の如し

- (阿山郡)公有林百町歩に地上權を設定し明治三十七年度より十ヶ年繼續經費七千五百圓を投じ毎年約十町歩づゝ杉扁柏を造林することゝし已に二十町歩の植栽を了へたり
- (鈴鹿郡)公有林二百町歩に地上權を設定し明治三十六年度より二十ヶ年繼續事業とし總經費九千餘圓を投じ毎年約十町歩宛杉扁柏を造林することゝし已に三十町歩の植栽を了へたり
- (安濃郡)林地凡二十八町歩を購入し杉扁柏を造林せり
- (一志郡)林地三十町歩を買收し明治四十年より三ヶ年間に杉扁柏を造林せん
- (飯南郡)公有林十町歩に地上權を設定し明治三十三年度以來五ヶ年間に杉扁柏の造林を了し經費總額七百四十餘圓を投せり

ハ 市町村の施設

甲、公有林野整理經營 公有林野の整理經營は明治三十八年縣訓令公有林野整理規則に據り施行せらるゝものにして森林によりて營林の指定造林の命令を受けたる林野及保安林を除き市町村、町村組合、市町村内の一部又は區の所有若くは其所有に屬する林野及是等の團體が地上權を有する林野全部に行ふものにして整理の方法は原野に對しては秣草地牧場地及開墾豫定地其の他存置を要すべき區域は新に林地に編入すべき區域とを適當に區分し山林に對しては原野中林地に編入すべき區域とを合して無立木地及林相改良の爲めに人工植栽を要する箇所を測定し相當期間に植栽するの豫定計畫を立て毎年の植栽面積を一定して知事の認可を受け爾後其の計畫に基き事業を經營するものにして目下各市町村中其の過半数は已に整理を了へ認可申請中にして他は調査整理中に屬す

乙、市町村林及學校林 市町村林及學校林の設置に就ては縣に於て市町村基本財産造成林規程、小學校學林設置規程等の諸規則を設け督勵の結果漸次設置市町村數並に面積を増加し其大なるものは一町村にして造林反別百町歩以上に達せるものあり明治三十九年三月末現在調査に據れば町村基本財産林にして造林しつゝあるもの二千九百二十五ヶ所此面積一萬三千四百三十七町餘同學校林五十二ヶ所面積百二十一町餘部落の學校林三十七ヶ所面積七十二町餘に達せり

### 第三章 林業と其經營者

#### 故諸戸清六氏の林業

諸戸氏(氏)の事歴は第五編公共事業の部に詳なり)は山林反別凡壹萬三百五十町歩を所有し地籍は縣下多氣、鈴鹿、阿山、名賀、北牟婁の諸郡及神奈川縣下にあり明治二十二年初めて本業に着手したる以來漸次其林地を増加し林道を開墾して天然生立木利用の途を開くと共に杉扁柏の樹苗を養成して新植を行ひたり毎年の植栽面積約五百町歩内外にして是迄の栽植總木數凡三百餘萬本に達せり

#### 菰野の殖林事業

菰野は三重郡菰野に屬する一大字にして古より其財産として山林七百二十餘町歩を有し村内各大字と其財政を異にするを以て明治三十六年に至り區會を制定し既成林の保護並びに新に殖林の經營を企畫せり

即ち三十七年從來の山林保護規約を廢し更に林野保護規程を設け區有山林七百二十餘町歩の内樹木既に鬱蒼たる三百七十餘町歩を特別保護林となして區民の立ち入るを嚴禁し残り三百三十餘町歩を造林

及薪炭採取地秣地の三種に區劃し薪炭採取地及秣地は之を開放して區民の自由採取に任せ只其の内に繁茂せる檜、杉、松、楓、櫻、竹の六種は伐採することを禁じたり而して造林地には松其の他の植栽をなして既に周圍三尺餘のものあり又同地宇雲母ヶ峰五十餘町歩には三十七八年戰役紀念林を營殖するの計畫を爲し三十八年區會の決議を経て三十九年春季松、杉、檜の五萬本を植付けたり將來必ず老杉古松を交へ無盡藏の富源たるの觀を呈する時期あるべし

### 林産物製造と森内安藏氏

氏は飯南郡森村の人其生地森村は四境山を以て圍まれたる溪間の一部落にして木材の生産多く世人之を小木曾と呼ぶ氏は實に此避陬の地に生れて夙に殖林經營の急務なるを知り共有山林一千町歩餘を購ひ布引殖林組合を起し斯業の經營と共に製炭業を創始し大に名古屋大阪方面に輸出を企てたり不幸天變山崩れの悲運に遭遇し製炭に従事する労働者の歴死或は行衛不明の者多く或は木炭及製板流失して莫大の損害を受けしも之に屈せず斯業の維持に勉めたり然れども時恰も日露交戦の最中にして經濟界不振の爲め生活の道に迷ふ者多きを憂へ私産を抛ちて労働者を救ふの目的を以て事業を繼續せり後三十八年松阪の白塚大三郎氏は氏の其熱心に感し資本を出して之か聲援をなせり爲めに事業益々發展し

て矣林務所と改稱して木炭の製造は勿論印度貿易品たる洋傘材料其の他檜、ブナの兩木を以て各種工藝用材料の製作に従へり

### 堀内井上二氏及其他の林業者

二氏は飯南郡宮前村の人にして堀内田鶴雄氏は山林凡千二百町歩を井上又兵衛氏は同凡一千町を所有す地籍は飯南多氣一志の諸郡及奈良縣に屬し何れも祖先以來數百年の久しき本業に従事せり現今毎年の新植面積約三十町歩乃至五十町歩此植栽本數杉扁柏約二十萬乃至三十萬本とす

右の外員辨郡十社村川瀬助右衛門、鈴鹿郡關町田中庄右衛門、同所中村安五郎、一志郡八幡村山内榮五郎氏は何れも百町歩以上の山林を所有し經營方法亦宜しきに適し林業家として稍著名のものなり

### 度會郡に於ける造林經營

本郡の地勢は大臺ヶ原山の支脈郡内に起伏して面積の大半は山林の爲めに蔽はれ氣候溫暖頗る造林に適す舊業政の頃より藩主濫伐の弊を禁じ町村も亦植樹に盡くせしかば到る處の森林鬱蒼たらざるなく利潤甚だ多かりき然るに維新以降木材需要多きと其價額騰貴せるため濫伐大に行はれ遂に山骨露出土

砂崩潰して年々水害を醸し復た當年の山容を止めざるに至れり此の間に處して樹林養成の必要を奨勵せしものありと雖も著しき効果なく荏苒今日に及べり然るに明治三十五年時の郡長山林の振興を計畫し森林保護の思想を鼓吹し先づ瀧原の地殖林に適するを認め村民を説き反別三十二町の山林を村に寄附せしめ基本財産造成條例設定の認可を受け初年に於て十町歩に植栽せしめ爾來年々二町歩宛植樹し約十一ヶ年を以て完了する豫定にて着手したるか其効果見るべきものありしを以て他の町村亦た之に倣ふものあり然れども其思想幼稚にして容易に斯業の發達を期すべからざるを以て郡費を以て林業講習を開き其發達を促したるに民心翕然として之に向ひ造林基本財産造成の計畫を實行したる町村數十九其反別實に五千四十七町二反歩に至れり爾後三十年の後に至れば裕に村費を支辨して剩餘を生ずるに至るべし

明治三十七年日露戰役起るに方り積極的事業の振作急なるを要するを見町村並びに小學校に於ける戰時紀念林設置準則を定め之が勵行を奨めたるに各大字有山林を村に寄附し又は地上權を設置したるもの約三百町歩其設置町村十三ヶ村に跨れり

樟樹栽培亦有利なるは衆人の認知する所にして烏津村は氣候溫暖斯樹に適せるを以て同村大字古和浦所有林野の内面積二十町歩に對し地上權を設定し本年內五町に樟樹を栽培したるに成績頗る良好前途

有望なり

### 吉田善三郎氏の殖林事業

氏は度會郡瀧原村大字野後に生れ家世々殖林を以て業とす初代吉田清三郎氏嘗て江戸に住して小間物商を營みしが元祿年間郷に歸り居を野後に卜せり一日惟へらく子孫永遠の計を爲すは殖林に若くものなしと即ち其附近にある字平尾、樅木山、大嶽の三ヶ所を買收し専ら杉扁柏を栽植し銳意造林に努めしも其の完成を見ずして死せり今を距る七十年前五代目善三郎氏の時に至り大に斯業の擴張を計り多氣度會牟婁の三郡に涉りて五百二十餘町歩の杉扁柏を栽培し更に進んで村地數ヶ所を買收し益々盛に造林を行ひつゝあり二十年以降十年間毎年杉苗五千本を各大字に寄贈し以て地方林業の發達を圖れり

### 土井八郎兵衛氏の森林經營

氏は北牟婁郡尾鷲町の人代々其の地の豪族なり寛永年間氏の祖先初めて杉扁柏の植栽を行ひ人工造林を開始す然れども未だ天然林多くして人工造林のの如きは僅少の地に過ぎざりき氏家を嗣ぐに及び其所有山林面積約三千町歩に對し輪伐植栽の法を定め年々の植樹苗數約二十萬本伐採年額約三萬尺の



多きに達し又一面には天然林利用の方法を講じ木馬修羅管流等從來の運材方法の外鐵索輕便軌道等文明の利器を採用し挽材工場を設け以て製材事業を起し製炭事業を開き年々の産額梅樅板十萬間木炭一萬俵を超へ此他醋酸石灰の製造樟腦採取の新事業を經營して其地方に斯業の發展を獎勵す故に同地方は管に本縣内に於て屈指の林業たるのみならず本邦唯一の森林地域たり之れ實に氏が率先其の範を垂れたるを以て町民皆其の風に從ひ此盛況を見るに至りしなり氏は既に森林を改新すると共に雜木林に優等樹種を植栽して林相の改良を計りつゝあり氏林業の改良に力を用ゆるの傍ら或は道路開鑿に費を投じ又は戦役の爲め家族扶助として巨額の金圓を義捐する等大に公共の爲めに盡せり氏の事業たる祖先遺産の上に建設せられたるものなりと雖も然かも氏の胆勉と熱心とに依るにあらざれば焉ぞ斯くの如く發展するに至らんや氏は第五回内國勸業博覽會に尾鷲地方森林施業法を出品して優等金牌を受領せり

## 第五編 公共事業

### 第一章 總論

人文の進歩産業の發達は一般教育の普及及び當業先進者の獎勵指導に因るもの多しと雖も亦交通水利築堤排水其他私人的公共的諸事業の之が先驅となり開拓者となり啓發誘導するにあらざるは焉んぞ能く其完全なる進歩發達を望むを得んや然り而して是等公益事業は個人的營利事業と異なり寧ろ献身的公共的の事業なるを以て身家の利害を顧みず熱誠事に當るにわらずんば遂に其成功を期すべからざるなり故に識者必しも之を企てず富者亦必しも之を起さざるなり然れども社界の發達人文の進歩は古より爲政者の善政と是等公益的事業家の貢獻とに依るところ最も多し故に其事業の盛衰隆替を見て直に其地方發達の程度を知ることを得べし今縣下に於ける該事業の概畧と之に従事せし人士の事蹟とを叙述し一は以て公共事業の効果如何を示し一は以て將來公共事業家の參考に供し併せて其獎勵に資せんとするなり

## 第二章 公共事業と其經營者

## 故諸戸清六氏の水道及排水經營

諸戸清六氏は弘化三年正月桑名郡木曾崎村大字加路戸新田に生る幼にして父を喪ひ剩さへ父及び義兄か商業上失敗の後を承け家計頗る困難に陥る氏年漸く長し父の業を嗣き米及び肥料業を營むに及び刻苦勵精僅に三年にして父兄の負債を償却し尙ほ若干の餘裕を生ずるに至れり他日巨富を積み其名を天下に顯すべきもの既に此時に胚胎せり爾來米商に或は土地の買入に或は殖林事業に常に機先を制し遂に能く巨萬の富を爲せり氏晩年に及ひ心を公共事業に用ふる事深く嘗て桑名町及赤須賀村の飲料水不良にして或は惡疫流行の因を爲すものあるを思ひ明治三十二年各所の水質を調査して漸く桑名町を距る西南約三十町の地に好水源あることを發見し獨力之が經營を爲し十五萬餘圓の私財を投じて延長三里九町十六間の鐵管を敷設して全町村に良水の供給を爲し亦消火栓數十個を設けて防火の用に供へたり而して之が工を竣りしは實に明治三十七年六月なり其後更に之を擴張して益生村に及ぼし尙貯水池及市内給水區域の擴張等を企畫し五萬圓を以て之が豫算に當てたり

又氏は桑名地方一帯の地が木會長良揖斐等各川の集合點に當りて年々暴風雨の候惡水汎濫溜溜して農

作物の被害絶ゆる時なく殊に明治二十四年震災の爲めに土地陥落して被害更に甚しきを加へしかば氏は之が排水の途を講せんとし明治三十六年七月初めて伊曾島村に於て私費を以て排水機セントヒーガルポンプを据へ付け運轉を爲したるに其結果良好なりしを以て漸次之を諸村に及ぼし長島木曾岬七取城南の諸村は既に之が設備を爲すに至れり而して其排水反別は凡千五百二十四町餘歩にして該地方の受くる一ヶ年の利益を推算せば四十三萬餘圓に及ぶと云ふ

氏が排水工場の建設其他に費せし所は七萬千九百餘圓にして木曾岬長島の二村は竣工後之を同村の共有に移し其他は自ら之を所有せり氏巨萬の富を有するも其一身を奉ずる頗る質素にして常に綿服を着し一見田舎翁に異ならず而も公共の爲め支出を吝まず明治十九年海防費金二萬圓を献納し同二十年特旨を以て従六位に叙せられ明治三十八年十一月 天皇陛下伊勢大廟御參拜に際し山田行在所に於て破格の拜謁を仰付けられたるか如き汝々身家の計を爲すものと同じからざるを見るに足れり

## 大橋誠一氏の公共事業

氏は安政五年七月桑名郡伊曾島村大字長地新田に生れ家世々農を以て業とす氏曾て二宮尊徳翁の業を慕ひ報徳社より教師を聘して其主旨の普及に努め躬ら之を實行して常に村民を指導せり又明治二十三

年福岡縣の老農林遠里翁の改良米作法を聞くや直ちに其門弟吉岡某を招き自ら其教の下に試作擔當者となりて米作の改良を村民に奨励する等一意農事の改良發達に盡瘁し又凶歉に備ふるため救荒貯金會及報德致遠會なるものを組織し村民に勤儉貯蓄を奨励すること十年一日の如く遂に今日に至りては兩會をして各數百金の貯金を爲すに至らしめたり

特に氏が最も苦心經營を凝らせしは同村北部の水田百六十餘町歩が年々溜水の害を蒙りて殆ど秋收無く農民爲めに疲弊困頓せるを見て之を救済せんことを志し百方盡力して漸く水利組合を組織し明治三十二年初めて其筋の認可を経て排水工事に着手し四萬圓餘の村費を以て三十五年其工を竣へたり氏は又農家に副業の有利を説き自ら岡山廣島の兩縣下に至りて蕎草の栽培を調査し歸來熱心之が試作を爲し其成果良好なるや蕎草を無代にて村民に配布し悪田利用の好方法として之が栽植を勸誘し又其原料を即賣せんよりは寧ろ之を製織して輸出することの利益なるを知り三十六年兩備地方に出張して精巧なる織機を購入し自家先づ之を製織して範を一般農家に示し遂に同村に於ける一年の産額をして現時千五百餘圓なるに至らしめたり其後該業は各地に傳播せしと雖も三重縣に於ける蕎草の開拓者は蓋し氏を以て嚆矢とす可し又同村の位置水産業に適せるを見て海苔、牡蠣の繁殖を圖り或は漁獲物を儲積と爲すを目的として赤渚水産株式會社を設立する等其地方を益せしこと尠なからすと云へり

### 故佐藤義一郎氏の公共事業

氏は桑名郡桑名町の人明治五年初めて學令の發布せらるゝや氏率先して村民に子弟の就學を勸誘し先づ自ら私財を投じ次で融通會所の金圓を寄附せしめ之を學費に充て無報酬を以て教育を受くるを得せしめたり後桑名町に精養、今一色、進善、日新の四學校を起すに至りたるも氏の力與りて多きに居れり明治十四年三重縣知事は氏が教育に盡瘁せし功を賞して銀盃及金圓を授與せり又氏は夙に地方衛生の改善を圖り明治五年自ら發起人となりて醫院講なるものを組織し是より資金を得て假病院を新設し以て一般の衛生に貢獻せんとしたり然るに偶ま縣事業として當地に三重縣支病院建設の事ありしかば氏は自己の企畫を捨て、専ら其事業を補助せり然るに明治九年該病院の暴民の焼く所となるや縣に再建の意志なきを見て氏は奮然之が再築を企て遂に數百圓の寄附金を醜集し十一年一月開院式を擧ぐるに至れり其後十五年に至り市街聯合會の協賛を得て同年六月之を公立桑名病院と改稱し自ら其財務に當れり氏の發起せる醫院講は明治七年より十四年までに前後一萬圓を病院事業の爲め寄附せり其功に依り氏及び有志若干名は本縣廳より三組金杯を下賜せられたり爾來氏は益之が經營擴張を計り既設の病舎漸く狹隘を告ぐるや二十七年更に規模を大にして新病院を營造せり氏は此の他慈善公共の事業に

力を竭せしこと少なからざるを以て二十八年七月賞勳局より其功績善行を賞して藍綬褒章を下賜せられたり

### 後藤榮三郎氏の公共事業

氏は嘉永元年一月一日桑名郡赤須賀新田に生る明治五年同郡大貝須新田外五ヶ村の副戸長と爲り同八年同郡二小區副戸長に轉任し同十二年更に大貝須新田組戸長と爲り十三年に至り同郡獵師町の戸長を兼任す其間或は學校を興し殖産を圖り或は村民に紛擾を裁斷する等熱心に公利民福を圖れり二十二年城南村長に推されし以來今に其職を繼續して熱心に村政に従事せり

明治十八年員辨川汎濫して田畑を浸害し家屋を破壊し人畜亦溺死する等頗る慘狀を極むる時に當り氏は之が救助策を講じ遂に罹災者をして其堵に安んずるを得せしめたり三十年城南村に於て悪水停滯の爲めに稻禾の水腐し收穫年々大に減するの害を除かんと欲し村民に計りて客土法の十年計畫を立て同年より直ちに之に着手して今や田七十餘町歩の工事を竣成せしむるに至れり而して之が爲めに一ヶ年の増収米四百七十八石麥四百二十石にして之を時價に換算するときは壹萬五百三十一圓餘の多きに達すと云ふ又該工事費は通計僅かに二萬八千圓にして而かも其大部分は農閑に於ける村民の勤勞より

産出せるものなりと云ふ

### 稻葉三右衛門氏の築港

縣内港灣の良好なるもの少からすと雖も其船舶の碇繫至便にして之が爲め物資の集散すること莫大なるは四日市港に如くものあらず而して四日市港か斯く今日の繁榮を見るに至りたるは實に稻葉三右衛門氏の功を推さざるへからず氏は明治の初年戸長兼船政の役上取締の職を奉せしが明治四年四日市港頭埋築の企を爲すや斷然職を辭し六年三月に至り之が工を起し翌年三月を以て波止場及び海岸石垣を除くの外は大低竣工せしも故ありて其業を中止するに至れり後三重縣廳に於て該工事を繼承せしも亦竣功に至らず氏其成らざるを歎き十三年再び自費を投して殘業を修めんことを乞ひ官の允許を得て工を起し土地一萬四千餘坪私財貳拾餘萬金を投し運河を開き波止場を築き遂に今日の四日市港を見るに至れり其間氏の辛苦經營實に名狀すべからざるなり朝廷依りて特に氏の功を賞して藍綬褒章を賜はり市民亦氏の事業を不朽にせんかため碑を建て其功を表彰せり

### 光太夫の事蹟

天明年間若松村大字南若松に光太夫と稱する船長あり同二年十二月水夫十七人にて千四五百石積の船

に紀州の官米若干を積入れ河藝郡白子港を發し志摩郡鳥羽港に寄港し江戸表へ航行の途中相摸灘にて偶ま難風に遭遇し遂に漂流せられて翌年七月漸く露領アミシイカ島に漂着す光太夫直ちに上陸して同島官憲に其事情を明かし歸國の便宜を與へられんことを求めたれとも言語通せず官憲は却て之を怪んで密探と爲し抑留して歸國を許さず茲に於て同島に留ること四年後カムサツカに移され又四年を経過す其間露語を研究し旁ら露國の國情を探知し遂に自ら帝都モスコーに上り時の女帝に拜謁を請ひ再三再四哀願の結果纔に歸國を許され寛政四年國使を我國に派遣せらるゝに際し光太夫等を松前に送還し國書並に寶物を幕府に献す光太夫依て露國の國情を具さに幕府に言上し以て邊防の政策を輔く幕府其功を賞し江戸に於て住宅及手當金等を賜ふ死後其遺骨を國に送り大字南若松西川原の墓地に葬れり松風稜々の下一片の碑石は長へに當年の辛苦を語るに似たり

### 關町に於ける耕地整理其他の事業

鈴鹿郡關町は舊東海道五十三驛の一にして諸侯參勤の當時にありては車馬絡繹繁華の地なりしも維新以後漸次衰微に赴き殊に近年鐵道の布設せられてより其衰微は一層甚しく旅客に由りて生活を營みしものは職業を失ふもの多きも年來の習慣は容易に之を改むること能はず徒らに遊食の徒のみ頻出せし

かは同町の中中市平外數名大に是れを慨し山林の開拓を計り救恤的職業の途を擴めんとするも未だ其の目的を達するに至らざりき然るに明治三十七八年戰役起るに及び有志者相計り畑地山林の開拓に從ひ同三十七年五月起てせしも種々の困難簇出し工事進捗せず一時悲運に陥りしも辛苦の効遂に空しくらず水田反別十町五反餘を開拓し且つ其灌溉溜池面積三千四百二十坪貯水量一萬九百五十餘坪のものもを築造せり其經費七千餘圓を要したりと雖も收益従前に比する時は三倍に及び故に町民大に之を喜び發起人の功を石に勒し之を表彰せり

### 前川定五郎氏の架橋事業

氏は鈴鹿郡牧田村大字甲斐の人勤儉自ら守り心を公益事業に用ひ曾て神戸道に屬する本郡牧田村地内字生柳と稱する鈴鹿川の渡し場(俗に甲斐の渡しと云ふ)は平常徒涉し得べかりしに明治二十九年九月の暴風雨に際し河水増漲し堤防缺壞し川底堀れ込み復従前の如く徒涉し得べからざるに至り行人之れが爲めに苦しむ氏之れを憂ひ獨力其堀込の場所を埋め舊に復せんとするも其事困難なるを以て先づ乗船一艘を購入し終日行人を渡し更に秋季減水を待ち同年十一月同所に長三十二間幅一尺二寸の假橋を架設せり然るに同月下旬降雨數日にして河水増漲し氏の經營せし假橋は遂に流失するに至れり是に

於て更に牛馬及び荷車をも通行し得べき橋梁を架設するの計圖をなし奔走盡力の結果翌三十年十月に至り工夫を督して架橋に従事し遂に同年十一月に至り長さ六十八間幅四尺の橋梁を架設し漸く人馬車を通じ得るに至らしめたり其の間殆ど一年架橋計圖の故を以て終始一日も渡舟を怠る事なかりしと云ふ明治三十五年十一月縣知事は其善行を賞し木盃一組を下賜せり

### 公共事業と館與左衛門氏

氏は鈴鹿郡深伊澤村字深溝の人其居村頻年旱害相踵ぎ秋收全からず如斯にして數年を経過せば村民愈々窮乏して一家離散の悲境に沈倫するやも測るべからず氏はれか救済の法を講し即ち内部川上流の水を引き一大溝渠を通じ灌溉に便し尙ほ未墾の原野を拓き戸口を蕃殖し富源を増すの大計を立て自ら江戸に赴きて幕府の許可を得村民を督勵して日夜工事の進行を急ぎしも事豫期に反し數月にして資金空乏を告げしを以て自己の所有地四丁歩を以て金圓を調達し獨力之を經營し一ヶ年を以て遂に完成せり其の灌溉の及ぶ所實に百六十町歩に達し復た昔日の如き旱害を見ず村民深く之を徳とし祠を立て敬仰の意を致せりと云ふ

### 公共事業と故坂口文七郎氏

氏は天保五年九月鈴鹿郡庄内村大字三畑に生る壯年の頃擧げられて庄屋職となり文久元年より明治三十五年十二月死亡の時に至る迄引續き村總代、戸長、副戸長、用掛、村會議員、學務委員、勸業委員學校組合會議員及び區長等を勤績し其職實に四十年の長きに涉れり其間村務を視ること恰も家職を視るが如し該村は山間僻陬の村落にして從來耕地の面積少く人民の生計豐饒ならざるを以て氏之を憂へ山間の溪谷より水利を免め村民を奨めて掘割工事を施し不毛の山野を開拓して米作地積の増加を謀り或は夫役の方法によりて畑地の開墾を奨勵し年々増加する戸口の生計に差支なきに至らしめたり現に區有財産のみにも田反別一町餘歩と畑地反別十町餘歩の開墾をなし其毎年の所得控米六十俵の多きに達し村費の如まも各戸に賦課せずして優に之を支辨し得るに至れり又山林の年々荒蕪に赴き兎角保護の途立たざるを憂ひ明治十三年頃より自ら率先して他に模範を示し而して一面大字共有山林には區民を督して年々植込をなさしめ其面積約三十町歩樹數凡十五萬本の多きに達し基本財産を増殖するに至れり其他交通の便を圖り神戸道を始め他の部落に聯絡する支線里道の如きも殆ど遺憾なき迄に竣功せしめたる等其村民の利益幸福を増進せしめたること少なからずと云ふ

## 水利事業と故眞弓長左衛門氏

氏は鈴鹿郡伊船村の人慶安三年夏御幣川水汎濫爲めに沿岸の耕地荒蕪に歸し農民塗炭の痛苦をうけしも氏克く地主を糾合し堤防を築き荒蕪地を開墾し農民の危を救ひ自ら資産を没し水源を御幣川に引き溝渠を開鑿して旱魃に備ふ寛文五年今里の東澗を堰き留めて溜池となし東野古荒所附近の田野を開拓せり其他瘠薄の畑を變して水田と爲し或は一色の民屋を移して畑地となす等村民を益せしこと多大なりとす村民祠を立て之を祀る眞弓神社即ち是れなり

## 伊勢新聞と其創立者

伊勢新聞社は故松本宗一安永弘行兩氏に依りて創立せられ明治十一年一月十七日を以て其第一號を發行せり當時文化未だ普からざるを以て縣民の多數は未だ新聞紙の効果を知らず故に第一號を發行するや其購讀者は僅々十八人に過ぎず數百の刷紙は空しく反古としく委棄せらるゝの慘況を呈せり然れとも氏等は素と營利を目的として之を創刊したるものにあらざるを以て事豫期する所と反するも之かために其志を屈せず停刊月餘の後三月六日其第二號を發刊し同十三日其の第三號を發行せり次で發

行日を月水の兩日に定め五月六日に至り更に之を隔日に改め十月十六日遂に之れを日刊と爲せり爾來讀者の増加と共に徐々に其の紙幅を擴張し明治十九年八月に至り遂に十六頁の印刷機械を裝置するに至れり

此時に當り帝國議會の開會は次第に近づき且つ條約改正の議起り政海の活動は口を追ふて加はり天下將に是より多事ならんとす此時に際し伊勢新聞は公平の見を持ち縣下の羅針盤となりて縣民を指導し其方向を誤らしめざりしは頗る多とするに足れり當時東京大阪の如き大都にありてすら新聞紙の維持は甚だ困難なりしに一地方にありて之を維持するのみならず其擴張を計るか如きは經營者の苦心想像の外にあるべし殊に創立者として同社の責任を双肩に擔へる松本氏の逝去に接し社運は茲に一大困厄に陥り内には財政困難あり外には競争者の顯るゝあり其前途岌々乎として其れ危きに至れり而して松本氏の嗣子恒之助氏弱齡を以て其後を承け利刃を揮ふて盤根錯節を裁斷し幾多の困難を排除して紙面を改良し販路を擴張し遂に同社の基礎をして革固ならしめたり爾來益々紙面を刷新し日曜日休刊を廢し無休刊となし縣下新聞の開創者にして且つ巨擘たるの名に負かざるに至れり

## 故山内養順氏の産婆養成

氏は伊賀上野の人世々藤堂氏の陪臣たり夙に漢醫谷川順内に就き醫術を修め自ら種痘の法を研究して細民に種痘を誘導し更に産科に志して一意之を研究し明治十年産科學塾を設け舊來の産婆を改良し殊に貧家の分娩者に施療の法を設け以て貧困者の不幸を救へり同十六年十一月官許を受け家塾を温故堂産科私立學校と改稱し規模を擴張し各郡に支校を開設し二十五年八月に至るまで卒業せしもの産婆七百五十餘名自ら費を投じたること千八百有餘圓又産婆會を起し卒業生の温習改良に資し十四年夏獸醫科を修め痘苗繼續所を設置し犢牛に接種して良好の痘漿を採收し歳々之を縣廳に納め二十五年天然痘蔓延するに當り氏は専ら痘漿採收に努力し各郡市痘苗の需用を充たし且つ惡疫流行に際し貧病者に施療藥する等其功顯著なりしを以て二十六年六月勅定の藍綬章を賜はり其善行を表彰せられたり

### 公益事業と山路丈太郎氏

氏は安濃郡安東村大字長岡の人十八才の時擧げられて妙法寺村の里正となる時に村内年々凶歉の餘を受け細民の困難甚しく氏其の慘状を見るに忍びず事業を奨励し其の焦眉の急を救ふの志を立て先づ茶業の發達を企圖し里正の職を去り宇治に至り製造精撰の方法を習ひ郷に歸り之を一般に傳へたり爲めに斯業頓に盛大に向ひ細民の生計に影響する處少なからず其後氏風疾の爲め其明を失ひたるも世益を

謀るの志益々厚く製茶の販路を發見し駒田某等數人と謀り海外直輸會社を創立す然れども時運は製茶貿易の不振を來たし解散の悲境に至りしが猶不屈不撓の精神を以て日本製茶會社の創立及び茶業組合の組織等に盡瘁し其の粗製の惡弊を發見するや之が改良の必要を農商務省に建議し或は擧げられて三重縣中部改良委員となるや盲目の身を以て手に竹杖を把り足に草鞋を穿ち伊賀一圓及び安濃一志二郡を跋渉し講話に演説に熱心其の改良の必要を説き以て製茶の面目を改めしむるに至れり加ふるに山野を開墾して桑樹を栽培し大に其の奨励を謀り又學事に於けるも私費を投じて之を佐け郷黨の爲めに力を致し大に功を賞せらると云ふ

### 水利事業と西島八兵衛氏

氏名は之友通稱を八兵衛といふ稟性敏慧にして堅忍初め藤堂高虎侯に召されて知行百五十石を賜はる後元和年間大阪夏の陣に従ひて功あり寛永元年諸國大に早し讃岐國最も甚だしく父母妻子離散し村落荒廢し其慘狀實に言語に絶せり高松藩主は藤堂氏と姻戚の關係ありしを以て氏之を救ふべき命を受け民情を察し土地を検し土工を起し溜池を改修し溝渠を開通し専ら水利の便を計ること三年田畑の害を免るもの舊高三萬五千餘石民爲めに蘇生し信用益々厚く其の功に依り二千石の高祿を賜ふ然れども故



ありて職を辭し安濃津に歸り藤堂仁右衛門氏の別墅にありしが高次氏藩主となるに及び氏再び出で、仕ふ正保年間又大に早し村民之に苦む氏依りて領内を巡視し地質及貢米の歩合を較へ溜井溝堤坊新田等凡そ水利に關する設備の一切を踏査し土工を起し日夜之に盡瘁するもの數年未だ測量器の完備せざる當時にありて而かも克く高低を測量し計畫毫も誤らず遂に慶安元年に至り竣工を告げたり就中雲出井水の如きは其功績最も大なるものとす雲出井水たる十三ヶ村の田畝に灌ぎ反別六百有餘町步地價五十三萬二千餘圓の地は年々其潤澤を被り復た旱害を受くるものなきに至れり故に村民其徳を追崇し之を雲出村大字島貫池田垣内の西方四ツ野に祀り水分神社と稱し其の祭祀今に至るも絶へすと云ふ

### 上田五一郎氏の村治

氏は一志郡大三村の人資性廉直夙に衆望あり十九歳にして庄屋見習となり爾來戸長副戸長を経て町村制の實施せらるゝに及び村長となり村政に盡くすこと四十有餘年此の間能く地方制度の主旨を體認し自治の發達を圖り平素自ら勤儉を守り其の公職に従ふや勵精恰も一日の如く村民を誘掖して一意公共の發展を計り時に道路を改修し時に學校を興して教育を奨むる等克く其の職を盡し村治大に擧る是を以て明治十四年十二月勅定の藍綬褒章を賜ひ其の善行を表彰せられたり

### 岩脇貞助氏の村治

氏は一志郡家城村の人資性温厚にして夙に村政に勤む町村制の實施せらるゝに及び數々村長に擧げられ地方制度の主旨を體認して自治の發達を計る郷黨克く氏に従ひ租稅怠納者の如きは殆ど其跡を絶ち基本財産と共に加増せり其他學校を興して教育を奨励し道路を改修して交通の便を企圖し其有金を蓄積して其の利殖を計りしが如きは其功少なからざるを以て昔て勅定の藍綬褒章を下賜し其功を賞せられたり

### 公共事業と大西逸郎氏

氏は初め多氣郡萩原村大字栗谷に住し農林業に従ひ又蠶業及牧畜業の發達を計れり明治十八年地を同村字芦谷に卜し山林一町一反十八歩を開拓して之を桑園となし次て蠶室を新築し同二十年自ら縣設蠶山養蠶傳習所に入りて蠶兒飼育法を研究し又同二十五年縣に請ふて養蠶教師を聘し郷黨里民をして飼育法を傳習せしむ又同地は廣漠たる林野を有するにも拘らず農家必須の畜牛を飼育せるもの僅かに數頭に過ぎりしかば氏は明治二十四年畜牛を増加せしめて農家の經濟を發達せしめんと欲し九霞園農牛

貸與規則なるものを設け各農家に農牛を貸與して肥料の充實と耕耘の利便とを得せしめ又但馬産種牛を備へて畜牛の繁殖を圖ると共に大坂に分牧場を設け牛乳を搾取し漸次種牛の改良を計れり然れども明治二十六年牛疫大に流行して其飼牛殆んど斃死せしかば遂に其業を全廢せり後明治三十年に至り氏は全家を擧げて瀧原村に移住し同三十三年同村々長に就職するや卅五年村有基本財産の造營に盡瘁し第一次(明治三十五年)に於て各大字より山林三十二町歩を合同せしめ寄附金を以て初年に杉扁柏等八萬本植樹し爾後條例を設け年々二萬本以上を植樹することとし現今までに植付けたるもの合計十四萬本餘に達せり又第二次(明治三十八年)に於て六十八町歩を合同せしめ累年殖林を經營せり林地は最も杉扁柏等に適するを以て初年植付地の如きは既に高さ一丈以上に達し好良の林相を呈せり又三十七年より學校林を併せ經營せり又學校基本金の必要を認め村民に勸説して明治三十六年野後尋常高等小學校に四千圓同三十八年阿曾尋常小學校に九千圓の基本金を備へたり其他勤儉貯蓄組合を起し村民に貯蓄を勸誘すると共に村税滞納の弊風を矯正し其効果大に擧れり三十七年三月三重縣農會より彰功狀を受け又同三十八年十一月日本蠶糸會品評會へ蠶繭を出品して賞狀を受領し同三十九年三月對時局農事獎勵事項實行の際により大日本農會總裁の宮殿下より賞狀を下賜せられたり

### 水利事業と故西村彦左衛門氏

氏は多氣郡丹生村の人風に殖産興業に志す亦慈善の事業多し由來同村は灌溉不便にして土地荒蕪せるもの多し氏之を慨し水利の途を開き之を救はんと欲し自ら山野を跋涉し各種の測量設計に意を用ゆること多年遂に飯南郡粥見村立椋にて一の堰所を發見せり

該地は高山峻嶺の間に存在して水路の敷設甚だ困難なるも一度開通せば其徑山する各村落の利益を享くること多きのみならず丹生村の灌溉に必要な水量を得べきを以て氏は各村に之を協議せしも該附近は松坂田丸の兩領地に分れ交渉容易に進まず然れども之に屈せず有志者數名と計畫を定め領主田丸家に乞ひしも許されず哀願數次要領を得ず氏死を決して和歌山に抵り藩侯に直裁を請ひたるに勘定奉行金澤彌右衛門來り實地を檢分して漸く允許を得たり然れども工事の至難にして夫役の大なるを思ひ之を憂ふるもの多し果して工事意の如くならず夫役の徵求亦急なるに及び窮餘の人民之に堪はず謗議百出衆怨一身に鍾り殆んど身を置くに處なく一時隠逃の己むなきに至りしが後三領より救援の人夫大に至り旗幟を列ね螺鼓を鳴らし隊伍整々各役務に就きしかは人心漸く靜謐に歸し遂に工事の竣成を見るに至れり

水路の延長七里二十餘町蜿蜒として山を繞り谷を奔り其狀恰も長蛇の如く蒙茸を斫り巖を碎き石垣を斷崖絶壁の上に施し筧梁を溪澗數仞の間に架し歲月を費す三年人夫を役する二十四萬七千人、財を投する一萬二千圓餘、荒地變じて良田となりしもの百六十町餘歩爾來復た旱害の憂なきに至る藩主賞して年々白銀五枚を賜ふ郷黨其徳に感じ氏歿後井筋人民相謀り碑を丹生村西導寺域内に立て毎年其祭祀を怠らすと云ふ

### 米山十二郎氏之公共事業

氏は天保六年九月度會郡田丸町大字上田邊に生る二十五才にして初めて庄屋となり後副戸長となり戸長となり次で町村制實施せらるゝや助役となり公務に軌掌すること四十年其間常に自治の發達を圖り墾田、墾地、修路、勸業、教育、衛生等に力を盡し逋税を完納し宿債を償還する等公共の事業に貢獻するところ甚だ多し而して氏は公務の餘暇自家の農蠶業に勵精し祖先の遺業を發達せしめ廣く摸範を村民に示して一村産業の發達を助成せり明治二十七年五月賞勳局は氏か多年公共の事務に勉勵し其勞効顯著なりとして勅定の藍授褒賞を下賜し其善行を表彰せられたり

### 公共事業之山中崔十氏

氏は度會郡大湊町の人家世々醫を業とす町長の職を奉ずる事多年志公益に篤くして各種の業に盡せし事少なからず

由來大湊町の地は造船業の發達を以て著はる其の起原は遠く垂仁天皇の朝にありと傳ふ爾來幾多の變遷を経て益殷盛に向ひ住民主要の職業となれり然るに明治十八年の頃世上一般不景氣の聲は各地造船業にも一大影響を及ぼし過半の住民は糊口の途を失ひ或は他郷に出で、食を乞ふ者さへあるに到れり氏此の慘狀を見るに忍びず之が救済の方法に苦心したる末茲に大湊山田間道路改修工事を企圖し明治二十年工を起し全年七月延長二十六町四十一間巾二間の新道を開き長五十八間巾十尺餘の橋梁を架設せり從來該道路は迂曲狹隘にして運輸を妨げ産業の發達を阻碍する事夥しきを以て一は交通の便を計り一は窮民を役して生計の途を得せしめんとの考に外ならず又同時に造船業の挽回を圖り其の一手段として前の工業補習學校即ち現今の造船徒弟學校設置に盡瘁し遂に明治二十九年七月其の設立を見るに至れり又大湊造船會社を興して盛に汽船帆船の建造を創め以て其衰運を挽回せり然るに近年大湊港内土砂填塞して船舶の出入碇繫を妨げ造船業の發達を阻碍するを以て明治十八年市

川源吉氏等と港灣浚渫を企圖し町民の贊助と縣知事の援助とを得技師を招聘して海面の測量に従事し漸く其の設計を立てたりしも如何せん巨額の費用を要す可き大事業にして區々たる一二小地方の財力到底之れを遂行する能はず稍逡巡の色あり氏深く之れを遺憾とし明治三十七年縣會に浚渫船費購入を提議し縣當局者に建議する所あり遂に三十九年度に於て之れを購入する事となれり茲に於て大湊神社兩町の組合を設け共同事に當らん事を期し起工の機運熟するを待てり氏か宿志を酬ふる亦た將に遠きにあらざる可きか

### 神苑會の設備

神宮附近の地域狹隘蕪雜にして億兆敬仰の地も爲めに褻瀆せらるゝの恐あり又山紫水明の神都は徒らに市街の塵囂に汚かざるゝの歎あり宜しく神宮の莊嚴を計り以て一大勝區を開き崇敬欽仰の誠意を表彰するに如かずと爲し宇治山田有志者太田小三郎外十名時の三重縣令石井邦猷及び神宮々司鹿島則文氏等に稟議し神苑會を設立し兩宮に一大壯觀なる神苑を創始す其の起工實に明治十九年にして同十二年に至り竣工せり内宮苑地は買收地反別七千五百三十坪撤去家屋五十餘戸外宮神苑地は買收反別一萬七百七十坪にして撤去家屋百十餘戸今や神域廓清せられ幽邃清潔四時の花木色深し其の外松綠に

渚清き二見の海濱を購ひて賓日館を建設し 皇太后陛下皇太子殿下の御駐蹕を忝けなくし普く公衆の請ひに應じ遊憩することを得せしむ又徵古館農業館を倉田山に開始し以て一は古今の文物に徴して優絶なる國體を知悉せしめ一は殖産興業の勸奨を謀り神威の顯揚と共に市民の商工もまた振興するに至れり是れ全く神苑會設備の餘恵なりと言ふべし又三十六年内國大博覽會開設の際には倉田山に一字を作り撤下物拜觀所となし神宮司廳に献納す此の至大なる目的を遂行せんとするや半途にして屢々滯滯遷延し前途の成功期しかたかりしも發起人の勇往敢爲は克く今日の成功を見るに至れり是れ昇平の洪徳に酬ひ報本の本義を領する誠意の發現に外ならず

### 大岩芳逸氏と神苑會

大岩氏は元と尾張國知多郡内海の人父芳輔來つて醫業を此地に開く芳逸氏父の遺業を繼で醫術に従事す氏最も公共の心に富み私事を捨て、公共の爲めに盡せり明治四年師職の廢止となるや其家産を失ふ者多し氏失業せる貧困者に對して施藥施療を事とせしも明治八九年頃より十二年に至る四五年間漸次に其數を増し有限の資財を以て到底無限の貧民を救濟する事能はざるより苦心焦慮其策を講ずるに當り村井恒藏氏等亦同一主旨を以て機業を興すを視大に感ずる所ありて東京に到り授産の資料に供せ

んか爲め各工業場を視察し其の内最も輕便にして利益あるは鉛筆製造に如くは無しとなし歸縣後直に其業に着手し貧民の子女を勸誘して之れを練習せしむるに孰れも月を出すして休業し氏の目的を達すること能はず其後氏尙かに思へらく失業者を救済するは兩太神宮の附近に一大公園を開き國民をして敬神の念を起さしむると同時に土地の繁榮を計るに如かすと之を山中崔十太田小三郎氏等に謀り其贊同を得更に時の縣知事石井邦猷氏を説きて其同意を得爾來熱心に地方の有志を勸誘し遂に神苑會の組織成りて神宮の尊嚴を保ち且つ神都繁榮の基因を作りし者は全く氏の力なりと云ふ

### 太田小三郎氏と神苑會

氏は福岡縣豊前の人明治五年宇治山田市に來り爾來同地の公共事業に盡くせしこと尠しとせず明治十九年兩太神宮境域に民家相接し神徳を汚瀆するを歎き同志者と謀り宮城附近に天神苑を設け神威の顯揚と併せて同地の衰勢とを挽回するに力む參鐵會社の設立及び山田銀行の創設伊勢電氣會社の經營等氏の力多きに居ると云ふ

### 釋月仙の事蹟

月仙は宇治山田中之町寂照寺八代の住職にして能書の名風に江湖に馳す而も甚た潤筆を食るを以て人之を卑む月仙常に潤筆の多寡を擇ひて書を乞ふもの、人格を撰はず之を以て潤筆の資漸く積て多きに至る人皆な其卑吝を嘲けるも月仙之を意とせず當時宮川に架橋なくまた間の山の道路險阻狹隘にして太廟に參拜するもの常に之を患ふ是に於て月仙其私財を擲ち宮川に架橋し間の山を開鑿し太廟參拜の客をして復た昔日の苦を免れしむ蓋し月仙か潤筆を食りし者其志斯業を爲さんとするにありしなり前日之を卑み之を嘲りたるもの遂に其高風に服し畫名更に高し

### 辻喜代藏氏の架橋及道路改修

氏は度會郡西二見村大字小田原の人天保十二年七月其郷里に生れ専心農業に勵精し多年斯業の改良發達を圖り一般農家の爲めに稗補するところ甚だ多し殊に公共の心厚くして道路橋梁等の改修新築のためには其財と勞とを吝みず今其事業の梗概を舉ぐれば伊勢太廟より二見浦に至る道路は往古より往來最も頻繁なりしにも拘らず其二見に入るべき中間に汐合川あり僅かに一艘の渡船あるのみにして其不便實に云ふべからず之れがため屢々架橋を企つるものありしも其工事容易ならざるか爲め皆其業を中にして止みたりしが氏頗る之を遺憾とし自ら發起となり辛苦經營の結果遂に有名なる長橋汐合橋を架

設するに至れり

又山田地方より二見浦を経て鳥羽港に通ずる道路は狹隘險惡にして車馬の交通に不便なりしを以て新道路を開鑿するの議起れり茲に於て氏は大に之を贊し自ら工事の監督者と爲り勵精辛苦夜を日に繼ぎ僅かに五十日間にして全く之を竣工せしめたり而して氏は平素勤儉貯蓄を勵行し諸般の公共事業に盡瘁し其功績尠ならず郷黨其徳に服し碑を建て之を頌すと云ふ

### 公共事業と繩手才吉氏

氏は度會郡中川村の人初め庄屋役を勤め尋て副戸長戸長に任せられ町村制實施の際村長に擧げられ任滿ちて再び選に膺り能く地方制度の主旨を體認し専ら自治の發達を圖り墾田、築堤、修路、架橋及勸業、教育、衛生、貯蓄に盡力し且つ逋税の宿弊を一洗する等公共の事務に勤勉すること多年一日の如し其効の顯著なるものありしを以て明治二十七年五月賞勳局より勅定の藍綬褒章を下賜し其の善行を表彰せられたり

### 殖産事業と柳生清昇氏

氏は度會郡南島の人にして天保八年七月に生る明治元年衆に率先して古和浦共有山の内字西大河内山の溪流を堰き留めて榎留井堰工事をなしたて之に連繋せる湯手敷工事を完成せり此の延長二十一町二十間開墾田地三町餘歩に亘れり又明治十五年一月古和浦共有山の内齒原發生の地を限り向ふ二十年を期し其の地味に應ずる樹木栽培を企て村内の同志を糾合し同年三月より着手三ヶ年間に松苗大約十萬本を植付けたるも當時世上一般不景氣のため遂に之を中止せり氏は又南島の地勢養蠶事業に適するを認め屢々これが勸誘を試みしが實行するものなきを以て明治二十二年二月桑苗若干本を購求して所有畑凡九畝歩に植付けこれが研究を怠らず大に蠶業の有利なる範例を示せしかば村内擧つて之れを飼育するに至れり古和村の今日あるは氏の功多しと云ふ可し

### 伊賀に於ける大和街道改修事業

伊賀の國は四圍繞らすに山岳を以てし隣國との交通頗る不便にして藩政の頃にありては物貨の出入多からざりしが維新以降民智開發し他國との貿易漸く盛なるに及びて道路改修の必要を感せり同國に於て其の最も要路とする道路二あり一は國の中央上野市街より西は山城國相樂郡大川原村を経て京阪及び奈良に達する大和街道と他は同市街より東伊勢國津市に至る伊賀街道是れなり然れども該道路は險

悪にして巨額の費を投ずるにあらざれば竣工すること能はず徒らに荏苒せしに森川六右衛門、立入奇一、筒井喜一郎氏等改良社を設け大和街道の改良を計畫し各自率先應分の費金を義捐し有志の醜金を求めたるも未だ今日の如く世人が道路改良の必要を感せざるを以て竣工の後は路錢を収めて工費を清却するの法を定め永岡敬治、窪田惣七郎、澤田久次郎、上野伊三郎、田中利三郎、古川專助、福田彦七等諸氏の賛成助力を得一ヶ年の歳月を経て成功せり此の工事たる明治十四年に發起し全部の工事を三ヶ所に區分して着手せり工事の路程延長六千三十七間六分其内二千七百二十六間二分は修繕にして三千三百一十一間四分は新に開鑿せしものなり此工費總額一萬二千三百五十圓を費せり其の完成を告ぐるや往來の車輛頗る増加し行旅並に物貨運搬上至大の便を得運賃は殆ど半額に減するに至れりと云ふ本工事の發起者森川六右衛門氏は改良社長として本工事に盡力せしは勿論他に幾多公共事業に力を竭せしに依り藍綬褒章を賜り其善行を表章せられたり

### 伊賀街道の改修と其發起者

伊賀國より伊勢津市に至る伊賀街道は其中途に山嶺聳立するが爲め往來不便にして之が改修を企つるに至りたるも嶮岨の山腹を迂回し蜿蜒羊腸たる道路を作るを以て其工事頗る困難なりとす初め明治七年の頃奥久三郎、西尾清四郎の兩氏伊賀國上野より津市に達する路程十有二里の道路改修に着手せしか巨大の巖石重疊し路盤亦堅固にして其工事の進捗遅々たりしも明治十年に至り漸く中の瀬阪改修の功を竣へたり是に於て稻上農、中野信藏の二氏力を合せ又伊勢國關係村有志者も協同一致して長野嶺開鑿の土工を起し之を剷鑿低下すること直立六十尺凹道を開く長百貳拾尺餘又嶺上前後一道路を新設すること延長二十餘町其の工費數千圓に及ぶと雖も事業甚だ困難にして意外の費途を要し開鑿の功全きに至らず從て運輸交通の便亦全きを得ず醜集の資金已に盡き事業の中止を見るに至れり然れとも四氏は之に屈撓せず其成功を期せしも雨水の爲め岩石崩壊して嶺上の凹道を填塞し將に廢道に歸せんとす時の縣令郡長之を惜み四氏に援助せしかは明治十四年更に有志を募り改良の策を講せしか勢伊の間地盤の高低甚しく勾配を緩くするも普通の道路にては到底通車の便を開くこと能はず依て從來の設計を變し中間に隧道を穿ち前後道路の勾配を緩ならしめんと欲せしも巨額の工費は民力の耐ゆるところにあるざるを以て縣に該工事費の補助を仰ぎ郡役所に道路改修主任員を置き爾來官民一致協力して測量工費募集其他改修に關する諸般の方針を一定し十五年九月より隧道の試掘に従ひ同年十二月より道路の試鑿に着手し明治十八年漸く工を竣へ翌十九年十二月終に開道式を舉行せり是に於て昨の嶮阻は變して今の坦道となり物貨の運搬大に開け衆庶交通頗る容易なるを得るに至りしは四氏の功を推さ、

るを得ず

### 唐厓道路改修と故井上文次郎氏

氏は弘化元年名賀郡瀧川村大字柏原に生る明治八年戸長に任せられ土木工事取扱を命ぜらるゝに及び同郡錦生村大字安部田を経て大和國初瀬町に通ずる道路改修の必要を感じ明治九年遂に工を起し夫役を十八ヶ村に徴して自ら之が監督に任じ日夜工事の進捗に苦心し遂に之を竣工せり爲めに行旅の便を得ること少なからず村民氏を徳とし碑を路傍に立て昔日の困難を忘れさらしむと云ふ

### 公共事業と田中善助氏

氏は伊賀上野の人壯より公共の事業を企畫する所多し今ま其重なるもの記せんに始め阿山郡服部川の上流を開通して灌漑用水の便を計れり然るに旱魃の際に當り流水欠乏し灌漑分水上該水利關係者間に於て紛擾屢々起れるを以て氏の憂患を除かんと欲し山林の繁殖を計り自ら杉苗一萬本を購ひ其の水源たる阿波村に寄贈し三十年更らに私費千五百八十餘圓を投じて中瀬村大字西明寺の中尾谷溜池堤防を増築し水量遂に三倍の多きに達し溜池増築の結果は附近の畑を水田に化し山麓を田面に變じ水利の便

益々擴張するに至れり次に上野町東南畑地數十町は舊藩主藤堂氏之を免租地となせしが灌漑の便なきを以て歳々荒蕪の地となり利益少なき故に百方考按して溜池を設くる場所を發見し獨力にして七ヶ月有餘の日數を費し漸く工を竣ふ堤防の長二百七十尺直高三十九尺面積一町六反八畝歩水量百七十萬立方尺を得依て附近の地を買収或は交換し耕地を變更し水田十六町餘を得たり

氏亦水力を利用して工事を起さんの志あり明治二十七年十二月阿山郡新居村字巖倉に水力電氣を經始し伊賀水電株式會社を創立したるも遂に故障起りて瓦解するの悲境に際したるが明治二十九年五月名賀郡箕曲村青蓮寺川の水力有望なるを認め名張電力株式會社を設立す然るに亦失敗に歸せしを以て一個人にして復た巖倉に於て發電所を經營し三十七年二月本業を開始するに至れり晝間は電力を精米等に使用し夜間は之を電燈に利用し兩者並進して其の業益々盛運に赴けりと云ふ

### 宮崎東作氏の公共事業

氏は名賀郡錦生村の人家代々醫を業とし土地の富豪なり萬延元年米價昂騰し貧民飢餓に迫るを見て或は米穀を賑恤し或は施藥して其救恤に力を致せり又居村の井堰溝渠の工事其宜しきを得ざるかため村民早損又は水害に苦む殆ど寧歳なし氏率先之れか改築に従事し多年力を費し之を完成し村民をして其



患を免れしめたり氏又荒蕪地を開墾して茶樹を栽培し之れか範を作し村民を獎勵して多額の製茶を産出するに至らしめし等其村益を謀りしこと少なからず

### 公益事業ニ村田順藏氏

氏は嘉永二年山城國相樂郡に生れ後故ありて伊賀國阿山郡小田村に轉住す明治三年同村に沿ふ河川に非常の出水あり小田の堤防決壊し全村に浸水し家屋流失し家畜の死傷殆ど算なく其慘狀見るに忍びざるものあり氏之を見其地勢の不利到底堤防の改築のみを以て將來の患害を免るゝ能はざるを思ひ高地に移轉の計を立て之を村民に議りたるに多數の同意を得たれば直ちに藩に乞ふて其許可を得明治五年藩命に依りて工事の監督係と爲り先づ豫定移村地たる舊城外濠の埋立工事に着手し廢藩置縣の後更に縣の許可を得て其工事を繼續し明治八年に至り漸く其工事を完成し茲に移轉せしは現今の小田村全部及び上野町大字馬苦勞町並に幸坂町等なり移轉後村民復た水害を蒙るの憂なく年と共に次第に發達しつゝあるは全く氏の賜なりと云ふ可し

### 築堤事業と藤森權兵衛氏

氏は伊賀國阿山郡小田村の人夙に村民の爲に盡くし一村の尊敬する所となる而して氏が事業中其功績最も顯著なるものを堤防工事なりとす小田村は元と川岸に沿ひたる一小村落にして年々雨期に至れば必ず河水汎濫して民家を浸し田圃を埋め其害洵に名狀すべからざるものあり殊に嘉永六年の強震に河水の大汎濫ありて人畜の死傷を生ずるに至りしかば氏は奮然此の被害を永遠に除去するの決心を以て河岸に堤防を築造せんことを企て安政四年藩主に請ふて其助力を藉り遂に延長一千八百餘間に亘る長堤を竣工せしめたり之れが爲め其後水害を免るゝもの人家二百餘戸耕地四十五町歩に及ぶ該堤防は今尙ほ現存し小田の新堤と稱せり

### 公共事業ニ澤重治郎氏

氏は嘉永五年二月阿山郡壬生野村に生る壬生野村は土地高燥にして水利の便乏しく僅かに瀧川の小流によりて之が供給を爲すを得るのみなりしが墾田の増加と同川の減水とは年所と共に給水の缺乏を告げ旱害荐りに臻りて或は種子だも得ること能はざるの年あるに至れり茲に於て氏は森田作右衛門、澤伊三郎、谷口源六、深野惣左衛門、大澤新之丞、澤城三郎、中村重次郎、谷村友三郎、中村多次郎の諸氏と力を戮せ之が匡救の策を講し百方村民を説諭して遂に巨資を投じ村内に數個の溜池を築造せり今

其設計の概要を見るに氏は先づ山畑川東川西三大字共有の山林原野を分割して其内植林に適する部分三百町歩を村民に賣却し之をして悉く有効なる造林たらしめんと欲し林學士を招聘して植樹の講話及實地の指導を爲さしめ三ヶ年にして其全部を栽植し了れり而して其の賣却代金三千餘圓を以て之を水利工事の補助獎勵費として三大字に分配し同村大字川西に於て既設に係る鶴喰新池の二地を修築し同村大字川東に於て面積一千歩の溜池を新設し并に既設の堤塘一ヶ所を修築し又暗渠及之れに屬する用水路を新たに開鑿せり尙大字山畑に於て水利組合を設け最も設計の大なる溜池一ヶ所を新設したるに工事未だ終へずして偶々暴風雨に會し堤塘全部潰決せしかば村民舉つて其罪を氏等當事者の疎漫に歸し之を攻撃すること甚だしかりしも氏はかゝる打撃に遭遇するも少しも其心を動すことなく一面村民を慰諭し一面官廳に哀願して之が再築經費の特別恩借を爲し遂に明治三十一年五月之を竣工せしめたり其工費總計二萬二千七百八十四圓餘の多額に及び爾來全村の水田其灌溉の澤を享け禾穀稔々の稔あるに至れるは蓋し氏の功に歸せずんばあらず

氏村長の職に在ること十有三年其間村役場の新築に校舎の増築に氏の經理せし所のもの多し特に勤儉貯蓄の美風を獎勵して勤儉貯蓄組合なるものを組織し其成績大に舉りて村民の經濟年と共に豊なるに至れり茲を以て村會は銀盃一個を贈りて其功勞を謝し又明治三十二年十月賞勳局は藍綬褒賞を賜ひて其功績を表せり

### 水利事業と森田作右衛門氏

氏は阿山郡壬生野村大字山畑の人同地たるや靈山々脈の中央西麓に沿ひ土地頗る高燥にして古來耕地の灌溉は僅かに瀧川の一流によりて用をなすと雖も時に土砂のために給水の絶ゆることなすと云ふを得ず夏時早魃に際しては一粒の收穫をも得べからず農民の困憊年と共に加はり慘狀甚だしきを以て時の村長澤重治郎と共に田代谿を臨檢し一大溜池となすべきを覺り明治二十七年十月に至り水掛關係者總會を開きて之が協議をなせしも容易に決せず數回にして漸く議纏り技師那波光雄氏に請ひて設計を託し十二月より工事に着手せしも二十九年九月大洪水の爲め堤塘大半決潰の災に罹りしが氏が熱心奔走の結果は本縣地方税別途經濟中より資金を借り三十一年五月成功式を舉ぐるに至れり此の溜池の面積貳萬五千餘歩あり氏其の功により敕定の藍綬褒章を賜はれり

### 伊賀國名張の平尾井溝

伊賀國名張郡平尾村字平尾は地勢高燥にして灌溉の便なく田畑旱害を被むること比年時の年寄役市橋

武助名張川の上流より引水して灌漑の用に供せんと企圖せしも工事容易ならざりしか大道寺與治兵衛土木の技に長ずるを聞き之れに謀りしに大に其の學を贊し與治兵衛主として之を測量し安政七年三月遂に工を起すに至れり然れども土木の技未だ發達せず樋管を架するを唯一の法とせる時にして而かも乞食の鬮と稱する地の如きは大石巨巖屹立し殆んど屏風を立てたるか如く到底藩主もなすなきを知り例の樋管を架することに議定まりしも與治兵衛甚だ遺憾とし百方熟慮數日を費して岩石を焼き以て質を脆くし石工をして之を鑿壞せしめ或は溝を穿ち或は大石を積みて堤を築き工を起せしが元治元年水量の増加を欲し井口を更らに上流なる和田に設け工を起してより十有七年を経て明治二年遂に其完成を告ぐるに至れり此の工事長日月に亘りしを以て與治兵衛の如きは齡老い男慶之助代りて其の業に當る經費巨額を要し藩の土木費ありしと雖も十の四五に足らず多くは關係村民の負擔と武助與治兵衛二氏の私財を投じて之を成功せしめたるものなり其後關係村民其の徳を顯彰せんと欲せしが故ありて果たさず假りに石を建て、水神となし該功勞者の靈を奉祀せり明治三十五年有志者建碑のことを企畫し其の水神の所在地名張町藤の木に地を卜し紀念として平尾渠水碑を建つ現時比隣旱害の爲め往々挿苗の機を失し或は時に植付後田面龜裂して憂慮措く能はざるに際するも本井溝は養水決々として流れ該溝に沿へる民家毫も養水の缺乏を憂ふることなし二氏の功亦多とすべし

### 水利事業之故中野庄平氏

氏は名賀郡神戸村大字比土の人夙に公益を計るの志厚く文久年間長田川を浚渫し舟楫の便を計り物貨の運輸を便にせんと欲し郡内の人夫を督勵すること終日倦まず其の熱心によりて遂に工事の成功を告げ阿保上野間の諸物貨の運漕大に便を得るに至れり氏亦本郡種生村より阿保村へ通ずる道路の改修を企て慶應元年工を起し苦辛經營衣食を忘れ家事を捨て、之を竣工せり新道と稱して大に交通を便ならしめたり長田川の舟楫と此の道路とは該附近種生矢持兩村の産物たる木材薪炭等の運輸をして容易ならしめしを以て村民今に至るも其の徳を欽仰せりと云ふ

### 菊永斧次郎氏の村治

氏は伊賀國猪田村の人村長として其職に在ること實に二十有餘年恪勤精勵克く其職責を盡くし或は道路の開鑿に或は産業の奨励に又教育の普及に其功果益々揚れり就中蠶糸業の發達せざるを憂ひ自ら率先して之が奨励を計り時に桑園を設け時に養蠶を營み鞠躬盡瘁其の利益を以て居村の福祉を圖る依りて猪田村は養蠶の盛大なる郡内第一位を占むるに至れり其の他又本村に通ずる道路凸凹不齊にして運

輸の不便なるを歎き鋭意斡旋して寄附金を募集し之れが改修に従事し舊時の難路は一變して容易に車馬をも通し亦昔日の痛苦なきに至れり又基本財産造成の必要を感じ毎歲村費の剩餘金を蓄積し現に其の額一千三百有餘圓に上りしといふ氏自治制度の主旨を體認し銳意村治の發達を計りしかば同十四年十二月十日勅定の藍綬褒賞を賜ひ善行を表彰せられたり

### 木津慶次郎氏の村治

氏は阿山郡玉瀧村大字玉瀧の人収入役或は村長の職にあること實に十八年其施設事業見るべきもの少なからず明治二十三年水口街道改修工事の起るや村内二派に分れ甲は舊道線即ち燒尾越を主とし乙は新道線輛田廻りを可とし議論百出容易に決せず全線中の六分を竣成し新舊二道の分岐點字中垣内にて工事を中止するに至りしが氏奔走盡力を以て二十五年輛田村を通ずる玉瀧道を改修して新道線派の氣焰を緩和し三十二年陸軍機動演習實施を好機として砲車通行の困難を説き燒尾道に半改修の急施工事をなし三十六年水口玉瀧兩街道の大修繕を行ひ舊來の面目を一新し大に通行の便を得るに至れり氏亦農家の副業として麥稈經木眞田及槍籐細工品等を獎勵し勤儉貯蓄を勵ませしに依り村民の蓄積金額一萬圓に達せしかは明治三十年玉瀧銀行を創立し金融の便を計り其の利殖の途を開けりと云ふ

### 公共事業と故加納直盛氏

氏の祖先肥前守直虎は江州坂田郡加納村にありしが數代を経て父藤左衛門直成に至り文祿年間藤室高虎公に仕へ各所に轉戦して殊勳を樹て伊豫に住す公の移封に及ぶや従ふて伊賀に徙り没するに當り氏其の職を繼ぎ夙に國利民福を計るを以て志と爲し新田の開墾に最も努力す

新田は元美濃原と稱する一大原野たりしが氏其の荒蕪を憂ひ之が開墾をなし田圃となさば近郷の窮民産を得藩國の利亦多からんとて家祿を擲ち數町の地を開墾し養水の源を南方小波山の山中に求め六十有餘間の堤防を造築し大池と稱して灌漑の便を開く開墾の田漸く加はりて五十餘町となり民家の建造百戸に近く數年ならずして村里の形を備ふ之を新田村と稱す萬治三年開墾の反別百五十餘町に及びしが大池のみにては到底灌漑缺乏すべきを思ひ寛文の初め更に高尾山より長大の水路を開通す時に未だ測量の術開けざりしも氏能く其高底曲直を量り數十尺の巨槌數十間の高堤を造築し三里二十町の水路を開き其の量前者に數倍す依りて分水の爭論を防かんと欲し井溝各處に一定の水戸數百を設置し段別と時間を顧慮し遠近均しく灌漑せしめ猥りに増減せざるの法規を立て分水戸帳を傳へ永遠に遵守せしむ

是に於て地味熟し收穫甚だ増加し藩主其の功を嘉みし祿五百石を加ふ延寶元年病に罹りて歿す村民其徳に酬ひんがため享保十六年十一月祠を村の北方字上筋塚に設け其の靈を奉祀し今に至るまで年々祭祀を怠らずと謂ふ

### 花窟神社保存會

花窟神社は南牟婁郡有井村大字有馬にあり神祖伊弉冉尊を祀る所なり茲を以て古代にありては歷朝勅使を遣して幣帛を奉り中古以後は累代の領主亦其迹を追ひて奉祀し徳川氏に至りては和歌山藩主厚く神蹟を保護し毎歲祭祀の典を崇重にして敬神の途を盡くしたりと雖維新後世運の推移に従ひ其典漸く廢れて靈蹟年と共に頽廢に歸せんとするに至りしかば同村の有志之を憂へ遂に相謀りて神蹟を壯嚴にし之を永遠に保護せんことを企て山崎龜之助東孫三郎の諸氏之が發起者と爲りて普く官民の同意を求め或は内務大臣に陳情し或は衆議院に請願し多年幾多の奔走盡力を重ねて明治三十四年四月終に花窟保存會を組織し伯爵東久世通禧氏を其會長に推せり

其後同會は明治三十六年三月内務大臣に出願して臺灣北海道を初め全國各地より寄附金を募集するの許可を得直ちに會務の擴張に着手せり今や朝野の紳士の其舉に贊襄するもの多ければ同會の目的は非年ならずして必ず之を達す可しと云へり

### 肥田兼吉氏の公共的勤勞

氏は紀伊國北牟婁郡尾鷲町の人明治十四年村政に與り爾來道路開鑿學校建築並に衛生等各種の公職に選ばれ克く其任務を盡したるのみならず尾鷲外五ヶ村の共有地を整理し漁場の紛争を調停する等自治の本旨を體し二十有餘年一日の如く公共の事に勵精せしを以て明治三十九年一月本縣知事褒狀を授與して之を賞せり

### 私設電話と九木浦

北牟婁郡九鬼村大字九木浦は東は太平洋に面し他の三面は八鬼山脈に圍繞せられて一港灣をなす戸數僅かに百七十山樵漁撈を以て生活する藪爾たる一寒村に過ぎざりしも明治三十三年鰯網を布設せしより多大の漁獲ありしを以て商人の來往頻に増加す然れども交通の便なく通信の容易ならざるが故に生魚の賣却に機を失し時を誤ること多く爲めに莫大の損害を蒙るもの多し故に電信開始の希望を陳情せしも郵便受取所の設置なき地方は凡て電信設置を認可せられざるを以て已むを得ず尾鷲町に支店を

設け九木本店との間に私設電話の架設を企て直に其工事に着手し八鬼山の峻坂を經過し數月を経て其工を竣れり三十五年政府見る所あり九木郵便局を設置し三十七年更らに電信業務を開始するに至れり

### 公共事業と竹原樸一氏

氏は南牟婁郡鶴殿村の人多年縣政に參與し公益事業に盡瘁せり而して其成績最も顯はるゝものは貯木場の開鑿なりとす鶴殿村は本縣の南端にあり音無町を隔て、新宮町と相對し材木の輸出を以て名ありと雖も從來一の貯木場なく河水俄に漲溢するときは木材流失の害を蒙むること頗る多し氏之を憂へ該川上流の關係者と計り明治二十二年國有林三反八畝二十二歩と官有川敷八反五畝歩との使用許可を得更に若干の民有地を加へ巨額の費用を投じて貯木場を開鑿し壹萬貫以上の木材を貯藏し得るに至らしめたり此の他同郡内に於ける公共的事業に對し殆ど氏の干與せざるものなく鶴殿村をして今日の繁盛に至らしめたるは氏の方多きに至れりと云ふ

### 故後藤仁兵衛氏の公共事業

氏は津市の人弘化元年三月を以て生る人と爲り敏活其身を處すること最も儉薄なりと雖も苟も公衆を

益するの事は身を挺して之に當り千金を投じて敢て吝まざる熱心之が爲めに盡瘁せり故に津市の事業中殆んど氏の關與せざるもの無し藩藩主其功勞を賞して氏に命するに川岸問屋の職を以てし且つ毎年々首拜賀の謁を賜はれり蓋し當時庶民にして藩主に謁を許さざるは洵に異數のことたりしなり後更に極樂町築地町の名主役を命せられ廢藩に際し特に内課金融通方を囑せらる明治十二年五月選ばれて津聯合町會議員と爲りしより公職に選ばるゝこと數次熱心其職に盡せり殊に晩年に至り大に其力を開拓に用ひ荒蕪の地を墾して良田十五町歩餘を得南濱新開地の如きは實に氏の力に依りて拓殖せられたるものなりといふ又氏は津の地夏時海水に浴するもの多く外人亦往々來つて此所に遊ぶものあるを見若し設備を整頓して遊客の便利を圖らば來遊者踵を接して到るべしと爲し自ら畚て地を購ひ園を築き勝地を撰ひて亭を構へ自然の風光に添ふるに人爲の設備を以てしたりしかば游客日に増し年に加り遂に氏が豫期の如き今日の盛況を呈し之れが爲めに津市を益すること少なからすと云へり

## 第六編 教育

### 第一章 總論

人文の發達は自然地理と關係を有すること甚だ大なり夫れ文明史を繕て世界に於ける文華發達の蹟を釋ぬるに洋の東西を問はず時の今古を論せず苟も國家若くは或る社會が文化の發展を爲すには必ず其國家又は社會の位置せる自然地理と密接の關係を有することを發見するを得べし

故に氣候溫和、土地肥沃、交通至便なるの地は文明夙に發達し之に反するものは其發達誠に遅々たるなり我縣下の如きは其位置國の中央に位し海陸の交通至便にして氣候溫暖土地肥沃なれば最も文化の發達に達せり故に古代より其の發達他縣に勝れ徳川時代に在りては長島藩の文禮館、桑名藩の立教館、菰野藩の修文館、龜山の明倫館、神戸藩の教倫堂、津藩の有造館、久居藩の義塾、鳥羽藩の尙志館、神宮の豊官崎文庫の如きあり就中津藩有造館の如き我國の教育史上燦然たる光彩を放てるものにして、又津坂東陽、齋藤拙堂、石川竹涯、土井啓牙、猪飼敬所、川村竹坡、川北梅山等の碩儒及本居宣長、足代弘訓、御巫清直、佐々木弘綱等の國學の大家を輩出するに至れり

而して有造館及び之等大家の教訓感化は縣民一般の教育思想を向上せしめて益々人文の發達を旺盛ならしめ遂に現在の三重縣に及びて教育事業益々隆盛を極め全國中優秀の地位を占むるに至れり今縣下に於ける教育の現況を述べて一層の發達及び大成を將來に庶幾すると同時に我文運の進歩發展に貢獻する所多かりし學者、教育家、高僧、文人等の事蹟、及び教育的事業の重なるもの並に忠臣、孝子、善行者、等直接又は間接に社會教育に裨補する處ありし者を叙述し以て我教育事業の參考に資せんとす

### 第二章 本縣に於ける教育の現況

縣下に於ける教育は歲月と共に駁々として發達し今や全國中優秀の地位を占むるに至れり今三重縣第二十四學事年報によりて三十七年度の學事施設及學事の現況を見るに其概況左の如し  
同年は日露戰役の爲め中央及地方の財政に緊縮の方針を取りしかば教育費も亦是れか影響を蒙りて多少節減を加へられたりと雖も國民の教育思想は戰役の爲めに却て向上せるを以て其結果は寧ろ良好の成績を收むるに至れり殊に學林の設置夜學會の開設等は同年度に於て最も増加し年度末の現計樹栽を實施せる學校三十九校樹栽地反別百三町七反三畝十二步樹數四十四萬四千三百三十一本に及び夜學會

を開設せる町村三百四十餘ヶ町村會場數三百三十以上、生徒總數約九千名の多きに達せり學林は飯南郡最も普及し夜學會は度會郡最も盛大にして阿山郡志摩郡多氣郡河藝郡之に次げり

## 學事施設の現状

- 一、小學校 小學校の編制は單級編制尋常百校、高等一校、合計百一校、二學級以上十二學級以下の編制尋常二百三校、尋常高等併置百八十一校、高等三十六校、合計四百二十校、十三學級以上の編制尋常四校、尋常高等併置一校、高等一校、合計六校なり  
修業年限は二ヶ年の高等小學校四十八校、(内併置四十七校獨立一校)にして他は皆四ヶ年なり  
補習科を設置せるものは尋常三十三校、高等一校のみ、小學校教員の現數は本科正教員千五百二十四名、準教員五百六十二名、代用教員二百十九名、専科正教員百十八名なり
- 二、幼稚園 幼稚園の設備は甚だ僅少にして唯だ四日市市立幼稚園、私立津市幼稚園及私立修成幼稚園の三校あるのみ隨つて就學兒童數も亦少し
- 三、師範學校 男女子部各一校あり而して同年に於ける男子部本科入學志願者は三百八十有餘名にして内入學者八十名、女子部入學志願者は百二十二名にして内入學者四十二名なり  
又小學校教員を養成するの目的をして春秋の二季講習科を開き其成績見るべく、志願者亦年々増加

の傾向あり

附屬小學校は其校舍近年の新築に係るを以て教授管理の上に不便を感ずること少なし殊に學校の管理兒童の教育に就きては最も細心の注意を下し本年度新に管理訓練研究會を開設して學校全般に於ける管理訓練の統一を圖り又從來の學校園を擴張増設して兒童に樹裁を爲さしむ、其他時々兒童學藝會父兄談話會等の開催ありて一意學事の發達と家庭の連絡とに力を盡せり

- 四、中學校 縣内に其數四あり、入學志願者は合計六百九人にして入學者は四百五十三人なり  
補習科は四校共に之を設くと雖も其の發達甚だ遅々たり
- 五、高等女學校 縣立一校、市立一校にして津市及四日市にあり又宇治山田市に淑徳女學校なるものあれども是れ高等女學校令に依りて編制せられたるものにあらずして技藝の専修を目的として編制せられたるものなり

- 六、専門學校 河藝郡一身田高田派本山にて設立せる私立眞宗勸學院の一校あるのみ
- 七、實業學校 實業學校は縣立工業學校、縣立農學校、縣立四日市商業學校、鳥羽町立商船學校、大



湊町立造船徒弟學校、白子町立工業徒弟學校、丸柱村立陶器徒弟學校の七校あり  
實業補習學校は農業補習學校三十八校、水産補習學校六校、及農業商業水産を教授する補習學校一校、合計四十五校なり

農業補習學校は何れも小學校に附屬し教員合計五十六名にして内四十六名は小學校より兼務せり、生徒は各校を合算して男五百八十四名、女百八十八名、卒業者は男百八十一名、女二十九名なり  
水産補習學校は生徒數二十六名、卒業者十名を前年度より増加せり  
崎島水産補習學校は將來最も有望なるものとす

八、圖書館 宮崎文庫、阿山郡教育會附屬圖書館の二あり後者は阿山郡教育會が戰時紀念として設立したるものにして圖書數三千四十七部一萬一千六百八十九冊を有し將來益増加せしむる計畫なり又神宮司廳は宇治山田市に林崎文庫を新築しつゝあり

九、學齡兒童及就學生徒 學齡兒童總數男八萬六千三百九十一名、女八萬一千百十名、合計十六萬七千五百一名にして内就學せるもの男七萬三千五十七名、女六萬三千三百三十一名、合計十三萬六千三百八十八名なり、既に就學の時期に達したるもの百人中の就學歩合は男九十七人四分一厘、女九十一人〇六厘、平均九十四人三分六厘にして前年度に比し男子にありては二分七厘を増加し女子に

ありては三分六厘を増加し男女平均八分一厘を増加せり

十、學校衛生 小學校の學校醫を設置せるもの二百二十七校、學校醫の員數百三十四名なり然れども學校醫の必要は學校醫を置くに置かざるを問はず漸次に一般に承認せられ益々之を増設を見んとす而して學校職員は兒童の體育に留意すると共に或は校舎内外の清潔法を勵行し或は痰壺を設備し或は採光換氣の完全を計り或は便所の構造位置を改め消毒法を施し或はトラホームの如き傳染病に對し速に豫防消毒を勵行する等に一般に衛生上の設備並に之に注意に努力せり

又師範學校、中學校、高等女學校、實業學校等にも皆學校醫の設備あり

十一、教員檢定及講習 教員檢定は無試験檢定、試験檢定共に年々出願者の數を増加し又師範學校講習科を修業して尋常小學校本科正教員と爲るものも數多あり

十二、教育會 三重縣私立教育會は縣下各郡市教育會及中部教育會の十八團體を以て之を組織す各郡市教育會は其郡市内に於ける小學校教員其の他の有志者を以て組織し中部教育會は本縣在職の官吏並に縣立學校等の職員を以て組織す

十三、公學費及資産 最近の調査に依れば公學費總額七十六萬二千五百八十三圓公學資産總價格二百八萬七千八十五圓なり而して學校基本財産金十六萬五千五百八圓、土地建物其他物品價格二十三萬

七千八百五十二圓なり

右は三十七年末の現況なれば今は其總てに於て一層の進歩發達をなせること明なり然ども以上列記の條項によりて縣下教育大體の傾向を察するに義務教育並に普通教育は其發達顯著なるも實業教育は尙其發達微々たり將來大に之を奨勵發達せしめざるべからず

### 第三章 漢學者

#### 奥田三角の畧歴

氏、名は士亨、字は喜甫、通稱は宗四郎、三角園汀、南山等は其號なり伊勢櫛田の人、幼時柴田蕪洲に就て學を修む蕪洲嘗て氏に謂て曰く書を讀む宜しく天下第一の人を師とすべし今の世に於て京師の伊藤東涯は即ち其人なり汝往て之に學ぶべしと氏時に年十九即ち笈を負ふて東涯の門に遊ぶ親炙十年殆んど其室に入る嘗て師命を受けて名物六帖を校し深く師の意に叶ふ爾後師の編述ある毎に必ず其校訂を氏に托せられしといふ以て氏の學殖の深きを知るに足るべし

年二十九、擢んでられて津藩に仕へ謹慎事を勤め四世に歷仕して五十年の久しき未だ嘗て一の過失あ

らず歷世の君公亦皆其徳を尊敬して呼ぶに先生を以てし未だ嘗て其名を云はざりしと云ふ

#### 津阪東陽の事蹟

津阪東陽名は孝緯父を節翁と稱し母は山田氏、寶曆丁丑の年を以て伊勢國三重郡平尾村に生る、八歳にして學を父の膝下に受け十歳能く詩歌を作り十五歳にして文を屬す父諭して曰く風雅は固と缺く可らず但た輕薄に陥ることなかれ文章は大業未だ指を染め易からず須らく博く書を讀みて以て本を立つべしと、此の歳尾張に游ひ醫師村瀬氏に依り居ること三歳業成らずして去る東陽謂へらく士は學はされば則ち已む苟も學へは常に儒を業と爲すべし何う乃ち精を方技に食まんやと之を父に質す父笑ふて曰く汝の志す所を勉めよと茲に於て遂に笈を京師に負ひ經義を專攻す留ること十餘年遇ま饑饉に會し穀價貴く僭石屢々空し人あり東陽の才學を見て己れの女婿たらしめんと欲し利を以て之を説くも肯せず既にして帳を並下に設け古學を以て門戸を立つ從學するもの頗る多し後梶井王府の門に客と爲り兼て諸公卿の間に游ぶ皆賓師の禮を以て之を遇す天明戊申京中大火あり東陽亦其災を蒙り貯ふる所の圖書並に抄録著述等皆烏有に歸し半生の心血空しく徒勞となる遂に怏々として郷に歸り諸方を浪游し更に江戸に赴かんとせしが故あり半途より回る時に津藩の岡本監司東陽の材を惜み邀へて館師となし

次で儒官に薦擧し十五口の糧を賜ひ伊賀上野の分校に教授たらしむ時に年三十三なり

東陽の伊賀にあるや津城の士太夫其教を受けんことを請ふ東陽之を容れ一年に兩度津に赴き講筵を開く此の如きもの七年文化丁卯の年津に召し還されて侍問學士に補せられ諸公子の教諭を命せらる癸酉の年進んで侍讀學士と爲り日々城に入りて治教を論じ献替する所頗る多し津藩の國法死刑の外但だ放逐あるのみにして徒流の刑を設けず東陽思へらく此の如くむは恐らくは論罪の際當を失するものあらんと是に於て考立制を著はし以て其缺典を補ふ後ち事を以て俸を削られ留守散騎に充てらる是より意を進取に絶ち専ら力を著述に傾倒し孝經、論語、春秋、諸經の義註を作る其間權倖の構ふ所となり門を杜ちて罪を待つこと再度文化戊寅の年命を奉して藩祖創業記を代選す水戸侯特に號を賜ひて之を聿修録と曰ふ己卯五月學館を創建し督學兼侍讀に任し俸を改めて田祿二百石を賜ひ班を士貫首に上ほす同年十一月更に班を中大夫に進め祿百石を加増し第を城中に賜ひ書胥二員隸卒十二名を給す辛巳十一月大成殿成る茲に於て東陽建議して吉備公菅公を配享し始めて釋奠を行ふ壬午三月學政行はれて士風の教化大に擧れるを賞し再び祿百石を贈賜せられ遂に通計四百石と爲り、班亦執政大夫に亞ぐ其の年漸く老ふるに及び致仕して優遊餘年を送れり

東陽性淡泊にして眞摯率直、不義を疾むこと甚しく議論亦激越にして時に或は仇敵をつくるに至る然れども後年に至り自ら其缺を知りて大に之を戒慎し能く其終りを全うせり津藩文學開拓の功は實に東陽を推さざるを得ず

### 猪飼敬所の事蹟

敬所名は彦博寶曆十一年辛巳三月京師に生る七歳の時初めて大橋自門翁の門に入りて教を受く翁曰く吾家童子を教ゆること前後七百人然るに此子獨り衆に異ると稍長するに及び世に所謂心學を愛す天明三年に至り儒學に志し岩垣龍溪の門に入る龍溪曰く吾子必ず學を以て世に顯れんと後果して出藍の稱あり

敬所始め儒たらんと欲し之を母堂に謀る母其意中を植村悅齋に語て曰く儒者は産業に乏しとし親戚皆之を沮む然れとも彼にして幸に儒者たらば世道人心に益することもやわらむ其貧の如きは奚そ憂ふるに足らむと悅齋之を聞きて感嘆して先生に謂つて曰く足下徒らに記誦訓詁の俗儒と爲り母氏の望みを失ふこと勿れと敬所將來の大成賢母の力に負ふこと蓋渺からざるべし

敬所年三十一にして母と共に西陣に分居し初て業を開きて徒に授く後ち境町夷川の北に移るに及び生徒日に多し寛政六年仙石侯の招きを以て但馬に遊び月餘書を講して歸る同九年管子補正を著す雲藩の

桃白鹿之を見て大に驚て曰く此人後に必ず天下の巨儒たらんと己丑三月伊勢大廟に詣て經を宮崎文庫に講す既にして歸途に就くや師職以下送る者頗る多し途次津藩を過ぎり其國枝に於て尙書二典を講す其去るに臨み白銀三十枚を賜はり且つ歳々俸十口を給せらる其後各地の諸侯大夫及門生の招く所と爲り屢々四方に遊ふ天保六年但馬の豊岡侯學校を創建し敬所に請ふて講を開く禮遇甚だ厚し時に敬所の名既に天下に高く遊學の士來つて其の門を訪ふもの踵を接するに至る

敬所晚年頼山陽と相識り常に其奇才を稱す而して山陽亦敬所の博識に服せりといふ壬辰の秋敬所の將さに伊勢に赴かんとするや往て別を告ぐ時に山陽疾篤し然れとも疾を力め送別の詩を送る其小序に曰く老父來て病床に就き對座して經史を商榷するに往々兩心對照す愉快以て疾病を忘るべしと敬所亦詩有り曰く學究天人風操異、議論吻合又た何奇、と以て其の交情を知るべし敬所又大鹽後素と學術の異を以て互に論難攻撃して已まざりしと雖も然かも其精悍奇傑の士なるを愛して慇懃に書牘の交換を爲せり

天保九年七月遂に津藩の賓師と爲り家を津に移し更に歳俸十口を加賜せらる時に年七十八耳目の官能漸く衰へ復た讀書する能はざりしも神氣爽俊記憶尙人に過き日々筵に上りて講説す而して博引旁證、諸説を折衷し事實を明舉し議論一々肯綮に當りて聽く者をして肅然容を改めしむ是を以て藩主の眷遇

殊に厚く歳時吏をして安を問はしめ又特に轎に乗して牙城に出入するを許さる其便殿に進講するに當りて禮待備に至り人をして其光榮の盛なるを羨ましめたり進講の後別に問答あり早崎巖川毎に傍らに侍して其語を記す藩主自ら命して之を問答録と曰ふ弘化二年十一月十日、八十五歳の高齡を以て遂に津藩の寓舎に病歿せり

敬所人と爲り質實簡易人に接するに必ず誠を以てす故に人亦之を欺くに忍びず是を以て敬所の周圍は常に温乎たる愛情洋々たる和氣を以て滿されたりといふ

其學古義に基き古今を博渉し諸家を折衷す中年始めて中井履軒の彫題を得取りて用ゆる所多し而して常に中井氏に従游せざるを憾みとせり敬所書を讀む最も精密見る所の書苟も謬疵あるを覺れば則ち點竄抹殺其是非を訂校せずんば措かず敬所句あり曰く隨看雌黃天下書、と是れ蓋し其の實際なり敬所嘗て一書を借りて之を讀む頗る謬説多し忽ち他の物たるを忘れ漫然之を點汚す其人之を見て大に怒り其謝罪に苦みしといふ養子箕山家學を繼ぎ亦た名あり

### 石川竹涯の事蹟

竹涯諱は之聚字は士尙通稱は貞一郎竹涯は其號なり祖父丈山先生子無し外姪之昌を養ふて嗣と爲す竹

涯は則ち其子なり

竹涯幼にして敏慧京に遷るに及び村瀬栲亭に學ぶ頭角嶄然一時神童の稱あり年甫めて十六來つて津に遊ぶ時に藤堂藻齊津阪東陽竹涯を見て之を奇とし交々藩主に薦めて俸米を給し研學の資に充てしむ竹涯大に悦び還て村瀬氏に寓し益其學を研鑽し文政三年津藩に於て國校有造館の建設せらるゝや竹涯直に聘に應し來つて講官に任ず時に年二十七なり次て副督學に進み庠政に參書し又小姓頭を兼ね或は經筵に侍讀し或は屢々顧問を蒙る等藩主の恩遇日に厚し竹涯學考據に長じ典故を暗す大禮の議下る毎に輒ち古今を引證して上る遂に哀然として冊を成す國校學規、釋奠儀注等亦皆其の草する所なり

文政八年七月津阪東陽督學を辭す是に於て竹涯代つて其職を襲き文武の學政を總督す尋て班物頭に進み祿三百名を賜る竹涯人と爲り謹恪にして儀容修整燕居獨處の時と雖も常に凝然危座して恰も泥塑人の如く衙に上り學校に入るも進止皆常處あり尺寸の微と雖も違はず未だ嘗て漫りに人を罵らず人亦之を憚る故に下屬吏皂隸に至るまで執役を謹み敢て怠慢放縱の者無し學政を掌ること二十年諸寮秩然として整頓し校規大に張れり

之を久ふして用人格に陞り侍讀を兼ね既にして藩主に扈從して江戸に赴かんとし俄かに疾を獲沈綿すること半歲遂に天保十五年九月二十六日を以て歿す享年五十一

竹涯少にして詞藝及書法を以て聞ゆ然れども之を屑しと爲さず進んで經義を研尋し最も心を論語に潛め造詣する處甚だ深く資治通鑑を翻刻し人才の養成に資せしは竹涯の功最も多しとす

### 齋藤拙堂の事蹟

齋藤拙堂名は正謙字有終寛政九年江戸柳原の津藩邸に生る幼にして穎悟敏慧長するに及び昌平學に入りて業を古賀精里に受け刻苦研鑽最も力を古文に用ひ遂に卓然一家を成す既にして藩主誠徳公學校を津に創建し普く天下の人材を需む拙堂因て擢でられて之が學職に任せられ家を挈けて津に徙る時に年廿四なり

拙堂嘗て京師に遊ぶ偶々藩士野田某游學して此地に在り拙堂を導て頼山陽を訪ぬ山陽初め之を書生視し輕侮の色あり其文を見るに及び大に驚き朋友の禮を以て之を遇せり

拙堂學識益進み遂に講官に昇進し祿百五十石を賜はる文政七年十二月誠徳公逝き詢莚公(高猷)位を嗣くに及び拙堂を上士に進め侍讀を兼ねしむ拙堂知つて而して言はざるなく詢莚公亦能く其言を聽納す他日公をして明君の聲譽を天下に博せしめたるもの蓋し拙堂の啓沃補佐の力多きに居らすんばあらず侍讀を爲すこと十數年其間屢々江戸に扈從し或は學を先識に質し或は交を諸名士と結び造詣益々深

く見聞愈々博し是に於て拙堂の聲名天下に籍甚たり天保十三年七月新に郡宰に任せられ治績頗る擧る。其の後再び學校に入り督學の事に參す弘化元年進んで督學と爲り文武の學政を總督す乃ち學則を定め人材を擧げ廣く書籍を購ひ文庫を増建し又大に武場を設け益に兵を練る時恰も幕末に際し天下の風雲漸く急ならむとするの時なりしかば津藩文武の盛名益々天下に喧傳し列藩或は其學風を摸し或は子弟を簡派して其教を受けしむるに至れり

安政二年六月、拙堂幕府の命によりて東下し大將軍家定公に破格の謁見を許さる既にして幕府拙堂を擧んで、備官に任せんとす拙堂以爲らく多年藩主の知遇を受く一身の爲め藩主の側を離るゝに忍びず恩に負きて富貴ならむよりも義に従ひて貧賤なるに若かずとて遂に病と稱して之を辭し直ちに西に歸る公大に悦び自ら出て、拙堂を道に迎へ延ひて城に入り其忠節を感謝し祿を増して三百石と爲す是に於て拙堂の聲望益々高く龍野侯、大垣侯等の寵眷を辱ふし終に遐陬僻郷亦拙堂の名を知らざるものなきに至れり

同六年六月拙堂致仕して拙翁と稱す藩主拙堂の長子正格に命し三百石を襲祿せしめ別に拙堂に月俸十石五口糧を賜はり以て養老の資となさしむ蓋し藩政養老の資を給するは國老及大監察に限らる然るに今特に此の俸を給せらる其寵遇の厚かりしこと知るべきなり慶應元年三月嘔噎を患ひ同年七月茶磨山莊

に於て歿す享年六十有九門人私に諡して文靖先生といふ

拙堂酒を嗜み客を愛す客至れば則ち忻然として對酌し詩を賦し文を論して終日厭かず而して四方の文士來り問ふもの殆んど虛日無く書を索むるもの亦門に接踵す

拙堂學古今に通じ氣宇高明敢て邊幅を修めす誠を推して物に接し才を愛する飢渴の如し拙堂但た文詩に長するのみならず實用の學を尊び時務に精通す

曾て種痘術の我國に入るや衆毀を排し天下に先ち學校の力を以て種痘館を開き大に斯術を施したりしかば其後藩内の士民殆んど痘患に罹る者なかりしといふ又洋學未だ盛ならざるに當り既に海外諸邦の地理に精通し地學學要の著あり常に法制經濟を研究し其志を經世濟民のことに用ゐること最も深かりしと云ふ

### 川村竹坡の事蹟

竹坡、名は尙迪字は穀甫貞藏と稱す幼にして讀書を好み書字を善くす文政三年新に三口の糧を賜はり養正寮書師副手となる四年父老ひて其俸を襲き七年句讀師と爲り十一年更に十口の糧を賜はる同年試講官と爲り大扈從に班し典籍を兼ね十二年諸公子の伴讀を命せられ天保二年侍講に進み秩百三十石を

給せらる同三年講師となり武庫監に班し年給百五十石と爲る六年齋藤拙堂と交々侍讀を爲し九年改めて二十口糧を給せられ松塘、梅宇兩公子の傅となる十一年松塘公子岡侯中川氏の嗣君となる是に於て公子に従ひ岡侯の邸に移る十二年本藩に歸り再び講師となる班秩諸事舊の如し十三年世子の傅と爲り侍讀を兼ね嘉永元年に至り進んで世子の侍御長と爲り秩三十石を加増せらる同五年更に講師と爲り格幣司に班し幾もなく督學參謀に任せられ版籍司に班す安政六年督學に進み萬延元年三百石を給せられ寄合に班し書手一員を隸せらる未だ一ヶ月ならざるに更に進んで銃頭に班し銃卒一隊を隸し書手一員を増さる

竹坡子女多し然とも長男尙繩先に逝き、次男は出て、渡邊氏を冒す而して他は皆女子なり故に明治二年に至り應森氏の子寛氏を養ふて嗣と爲し之に家を繼かしむ著す所詩文集若干隨筆數種あり竹坡性溫雅少壯詩を東陽に學び後敬所を師とし造詣する所深し殊に其操行嚴正端醇にして眞に君子人の風格を存したりといふ

### 土井啓牙の事蹟

土井啓牙名は有格、字士恭、通稱は幾之助少にして松徑と號し後啓牙に改む文政十四年十二月を以て津

に生る幼にして聰慧夙達年十二家を繼き文學組元員に充てられ學を川村竹坡に受く啓牙年十七益者三友の章を藩主詢莚公の前に講す公特に賞するに葛章の單衫を以てす啓牙益々發憤日夜困勉殆と人の堪ゆる所に非ず遂に眼疾に罹り其左眼を失へり天保八年啓牙年二十一助教を命せられ資治通鑑を校す同十年講官に陞り病に由り一旦職を辭す弘化二年復た講官となる啓牙史學に淹通し博覽泛觀治亂得失の原に晰かなり嘉永元年五月侍讀となる啓牙専ら力を漢土地理學に用ひ將に歷代地圖を作らんとし先づ太平寰宇紀及舊唐書地理誌圖を製し其他は緒に就けるも未だ完成に至らず啓牙名聲世に喧傳し四方游學の士門下に靡至す人を視て啓發し其才を造就せり明治維新賢才を各藩に求むるに方り啓牙亦微さるゝも疾と稱して就かず明治十三年六月歿す行年六十有四啓牙初め經義を石川竹涯に受け古文を齋藤拙堂に學び後皆な其範圍を跳出す其文章雄健漢唐の作者に逼るものあり啓牙甚だ多技にして書畫を善くし最も畫竹に長す又格五を嗜み其蘊奧を極め格五新譜の著あり

齋藤拙堂の老ひて教授に倦むや閩藩の子弟悉く啓牙の門に入り各藩より游學に來れるもの亦其門に謁せり啓牙の人を教ゆる毫も檢束を加へず唯だ文選を暗誦せしめ通鑑を熟讀せしめ詩文を作らしむる等各自の意に従はしめ字句を講するか如きは稀なり常に曰く讀書百遍義自ら通すと而かも其門下有用の材を濫出し維新後顯要の地に立ちしもの少なからず

啓牙晩年其私塾を鎖さすに及び啓牙の次男楓井純、門人茅原藤八郎疎水舎を開き門人名越順道就新學舎を開きて子弟を教授し文教を維持せり

### 故小谷友松の畧歴

氏は伊勢神戸の人幼より書を好み博識強記人に絶す最も力を來子學に用ひ又兼ねて諸子百家の書に通す文化の初津藩主學校を創設するに當り氏召されて是か教職に就き文教の爲に盡力する所多し嘗て大鹽中齋と善し中齋、氏に示すに其の著洗心洞刺記を以てす氏之に添削を加へて返へせしかば中齋大に怒りて交を絶ちしと云ふ存稿二卷あり其學問の一斑を窺ふに足れり

### 故小谷三治氏の育英事業

氏は舊神戸藩士にして寛政四年に生る長するに及び藩命を以て古賀侗庵の門に遊び次で昌平校の舎監となる時に長野豊山と相識り薦めて藩主興學の舉を補佐せしむ又大に篠崎小竹の知遇を得たり文政八年藩の掌教官となり同藩子弟の教育を司とり傍ら私塾を開きて汎く子弟を教訓せり藩の掌教官たること四十餘年藩主其功勞を賞して終身祿を賜ふ明治五年一月歿す年八十一爲人剛直清廉最も經義に精通

し漢詩を能くせり遺稿若干あり

### 故服部範依氏の育英事業

氏は神戸藩の士松溪と號す幼にして藩塾教諭堂に入る、時の督學小谷秋水其の才器を愛し藩費を以て篠崎小竹の門に學ばしむ尋で昌平校に遊び古賀侗庵安積良齋に従ひて學ぶ天保十四年歸りて藩塾教諭堂の督學を命せられ兼て藩侯の侍讀となり又私塾を開きて廣く子弟の教授に従事せり明治元年度會府温古堂の督學と爲り居ること三年後固辭して藩に歸る明治六年川村宣を補けて大に普通教育の普及を計り神戸附近各村を巡回して専ら育英のために盡せり明治十二年三月病歿す

### 山中天水の苦學

山中猶平、水天と號す奄藝郡白子の人家世々農を業とす天水少くして學を好み京都に遊び諸儒を訪ひしも其の意に適せず遂に江戸に抵り山本北山を見て大に喜び贊を其の門に執る時に年二十三天水自ら水を擔ひ薪を伐りて炊爨の勞を執り刻苦勵精業頗る進む年二十五帷を下して教授す來り學ぶもの多く知名の士其の門より出づ寛政二年九月歿す享年三十有三、遺稿若干部あり其の家系現に河藝郡白子町



大字寺家に存して山中享年と云ふ

### 鎌田梁洲の育英事業

梁洲は伊賀名張の人諱は政學字は翔甫梁洲と號し幼名を重節と云ふ家世々名張藤堂氏に仕ふ梁洲幼にして文學に志し初の時の句讀師井上貞頭氏に従ひ後上野城の講官小谷巢松の門に遊び業を卒へ郷に歸るや藤堂氏より儒者見習を命せらる梁洲亦武技を學び大に之に熟達す天保七年父歿し其家を嗣き祿百五十石を襲ふ後幾許もなくして二十石を加賜せられ次て儒者となり益々重用せらる偶々藩主藤堂高猷公の上野城に來るや梁洲周易を進講し言皆時事に適切なり茲に於て高猷公大に之を嘉みし禮服を賜ふ蓋し陪臣の賞に與るは異數なりとす、嘉永六年癸丑家老職に進められ祿三十石を加増せらる此の時に當り梁洲の名四隣に聞へ游學の士來り學ぶもの多し安政五年兒童教育の不振を歎きて訓蒙寮を開き寮規を制し課程を定めしかば爾來子弟の學事に志す者多く一藩爲めに教育の普及を見らるに至れり梁洲要路にありて藩政に參與すると多年、漸く閑散の身たらんことを欲して辭職の意ありしと雖も藩主之を許さす再三懇請して纔に家老職を免せらる是より専ら人材の養育に従ひ訓蒙寮の外新たに文學會を起し以て壯年子弟の薰陶に盡瘁す明治二年版籍奉還の詔勅出つるや津藩知事より漢學一等教師兼國學教

師、崇廣堂講官思齋舍教頭に任せられ上野學館典籍を兼ね廣藩置縣後其郷里に於て病歿せり

### 高見照陽の教育

照陽名は岱通稱は猪之助伊賀城代家老保田家の臣となり少壯より中内樸堂齋藤拙堂に従ひて詩文經義を講習し又書札を善くし槍術に巧に經世の才あるを以て保田家の柱石として信任重く聲望當時を風靡して諸老臣の上にあらしといふ維新後藩校廢止せらるゝに及び更に學校を開設せんとせしも果さず去つて大阪に赴き帷を垂れて書生を教授し盛名あり照陽嘗て續皇朝戰畧篇の著あり明治十三年卒す年五十三

### 小谷虔齋の育英

氏名は恒通稱は鐵之助小谷友松齋の養嗣子なり友松齋の學派を受けて朱子學に詳しく又齋藤拙堂中内樸堂に就きて詩文を學ぶ弘化三年伊賀上野藩校の句讀師副官となり後講官副となり同校分教場思齋舍の教頭となる維新後或は上野義學校上野三學校の教務を總べ或は郡内小學校教員研究會々頭となり又上野中學校漢文教師となり其の餘暇私塾を開き弘く子弟を教ふ阿山郡内氏の教養を受けたるもの尠か

らす明治三十九年歿す

### 小濱樸齋の事歴

小濱大海字子洋通稱は樸助樸齋又は清渚と號す志州鳥羽の人幼にして學を好み殆ど寢食を忘る父に従ひて山田にあるや和歌を荒木田久老に學び後ち江戸に遊び林述齋及び山本北山に従遊すること三年更に京都に赴き北小路北齋及皆川淇園に學ぶ時に貧困依る所なし高橋梨堂之を感み衣食を給し其業を成さしむ居ること七年去りて長崎に遊ぶ文化丙子再び江戸に遊び將に其業を張らんとす駒込吉祥寺の門前に一書堂あり諸儒の其文を售らんとする者皆書を此に講し以て其價を定む樸齋亦其類に倣ひ居ること數月名聲大に揚る會々樂翁公爾府の令權を握り善政あり樸齋上書して之か氓たらんとを乞ふ鳥羽藩主之を聞き曰く斯の如き人我封内にあり之を失ふ可けんやと徵して臣班に列し祿若干を給す是より先鳥羽藩には儒官を置かず醫の文學ある者之を兼ねしか樸齋初めて儒官となり祿十口を給す樸齋建議して學校を興す闔藩の子弟爭ひ來りて土木を助く又演武場を其側に設く是に於て同藩文武の業始めて盛なるに至れり樸齋性真率にして酒を好み常に曰く余の大に忌む所は南瓜と朱子學なりと樸齋經義に通し文章に老け又和歌を好くし大寶令に精し常に曰く儒者多く西土に詳にして本邦に畧す冠履倒置すと

云ふべしと其作る所皇統世次圖世に行はる

### 鷹羽雲淙の詩學

鷹羽龍年字壯潮通稱は主稅雲淙と號す宇治山田の人年十四歳江戸に遊び林祭酒榿宇の門に入る性詩を嗜み之に長す五山及詩佛と相周旋す當時作る所の詩藝唱庵存稿及岳雲瀛月集あり江戸に在ること十四年にして郷に歸る其江戸に在るや又藩儒小濱樸齋と善し弘化二年樸齋の勸めにより門下の客となる文久二年鳥羽藩に仕ふ晩年詩道大に進み前に上木する所のものは皆其心に適せず因て改めて志摩詩誌、伊勢詩誌及藝唱存稿等の三部を刻し更に藝唱羽城集の著あり

### 龍三瓦の勤學

龍維孝字伯人通稱は主計三瓦と號す山田の人幼にして學才あり歳十七浪華に出て篠崎小竹の門に學び後又齋藤拙堂に學ぶ學成り郷に歸り閉居猥りに人に交らず日夜諸家所藏の書を借讀するを以て樂となす維新の際山田學校教授を命せられ後ち東京に出て職を修史館に奉す數年ならずして之を辭し又群馬師範校教授となり是亦辭して京に歸る一日東京圖書館に抵り書を覽る未だ曾て見ざるの書多し三瓦林

喜踴躍日に行厨を携へ之を讀む朝より暮に及ぶ斯の如きもの三年有餘に及ぶ一日を虚ふることなし蓋し此館開設以來勉讀此の如き人を聞かず故に館亦其功勞を賞し其目錄數部を下付し特に書籍の貸與を許す此時三瓦已に悉く同館の書を讀了すと云ふ著す所の書皇朝小史百五十卷龍氏語苑（一名風簫史話）二百卷萬樹一葉七卷古香三卷あり悉く淨書二本を作る

### 町井台水の育英

台水は伊賀の人名は治台水は其號なり家代々奥村流の砲術師範役たりしを以て氏も亦砲術を研鑽す嘗て火藥製造の爲め誤りて顔面頭顱全部焦爛鼻眼腫塞して醫も其手術に困難せしが氏の剛強なる一言の痛苦をも訴へさりしと云ふ文を中内樸堂に習ひ其の才筆衆を壓す天誅組浪士の大和に據るや台水撤隊分隊長となり決死の十三十名を率ゐて南下し其の内數名を擒にし十五人扶持を賜はる時に年二十七後山崎の役に際し藤堂藩其の向脊に迷へるの時台水等敢然として其の王師に抗するの不可なるを説き其議行はれ功により賞典祿四十石を受けしといふ實に先見の明ありと云ふべし維新の政變に及び民間の教育二派に分れ一は藩學の餘習を受けて孔孟の道を説き一は西洋の思想に眩暈して民權自由論を唱導するの時氏はよく此の兩者を折衷して學生を指導せしが後其の私塾を鴉鳴學舎と改むるに及びては專

ら經義の講習に重きを措きて社會道義の頹廢人心の浮薄を戒めんとせり次いで志摩郡宰となるに及びて其の塾を閉ちしが幾許ならずして名賀に轉じ風疾に罹りて職を辭し靜養多年遂に明治三十九年六月卒す時に年七十

### 龜井清藏氏の篤學

氏は文政七年を以て松坂に生る幼にして學を好み長して齋藤拙堂中村栗園等に就て經學文章を攻む夙に勤王の志を抱き慷慨にして氣節あり維新後専ら意を講學に注ぎ文筆を以て自ら樂めり後ち縣隣學校中學校等に教師となり退職後松坂町に惟精學舎を起し生徒に教授せり著書十數卷あり五十一才の時史記及び其註を筆寫し全部を完結せしめしか如きは其篤學の一斑を知るに足る可し

### 長山虎之助氏畧歴

長山虎之助氏は清水世々鳥羽藩の臣たり兄を清水中一郎と云ひ藩の右筆を勤む氏出て、長山氏を續けり漢學を藩儒小濱樸齋に受け其業頗る進み舉げられて藩校の句讀師となり嘉永安政の交専ら力を同藩子弟の教育に盡し門下有用の材を出せり慶應の頭關學を學び電氣又は水力に依りて事業を起すこと

を考案し病中に在るも其工夫に怠らざりしと云ふ

### 有馬百鞭氏の育英

有馬百鞭氏は幼名磨助醉漁と號す少小より詩書を嗜む壯に及び征長の軍に従ひ大阪に留ること一年餘其間魚住荊石田能村直入に就て書法を問ひ書は鳥羽西念寺住職隨風上人及松田雪柯を師とし後空海十二使筆法を京都北泉翁に受け自ら一家を爲す又詩を鷹羽雲淙に學ぶ後江戸に遊ひ小濱大海の門に入り大海没して後安井息軒の門に轉し大に心を經學文章に傾く是より先藩命を奉し久居藩の高井某に就て山鹿流の兵法を學ひ江戸に遊ふに及び更に窪田助太郎に學ぶ故に小濱安井の兩塾に在るも尙ほ絶へず軍旅の事を講せり安政五年郷に歸り藩校句讀師となり後侍讀に進む維新の後鳥羽藩權大屬に任し始めて民政に參與す官を罷むるに及び郷友と謀りて義塾を常安寺に開き日新校と名け幾多の英才を教養せり明治八年神宮に奉任し敎院育材課に在ること四年十一年神宮主典に任し後權禰宜に進み從七位に敍す三十八年病を得翌年遂に没す氏神宮に在るの日邦憲王(今の賀陽宮)來り學ぶ因て其侍講となる氏没するに及び王賻を賜ひて之を吊せり氏日々記する所頗る詳密嘉永五年十八歳の時より起り明治三十九年屬續の時に至るまで時事、偶感、交遊、議論等其遭遇する所一も記せざるものなく積て巻帙を

爲し宛然一部の好史料なりと云ふ

### 大賀旭川の畧歴

旭川名は賢勵三重郡大鐘村の人眞宗の僧侶なり年壯にして廣瀬淡窓に従學すること數年學成り郷に歸り私塾を開き子弟を敎授す三重、員辨、桑名各郡の子弟にして學に志すもの旭川の薰陶を受けざるもの少し旭川最も詩を善す詩稿若干冊あり掇英國如蘭吟草は其塾生の詩を集録したるものにして之を見るも其從游者の盛なるを知るに足れり

## 第四章 國學者

### 本居宣長翁の事蹟

翁名は宣長通稱は春庵又中術と稱し鈴屋と號す享保十五年五月を以て伊勢國飯南郡松坂町に生る幼にして穎悟夙に歌道射術を嗜み其技大に上達す寶曆二年京都に遊び堀景山に就て儒道を學び武川幸順に従ふて醫術を修む寶曆五年國に歸り小兒科の醫術を以て業と爲せしが後加茂眞淵の弟子となり専ら皇朝の學に意を注ぎ晝夜研鑽懈らず或は古典の錯亂を正し或は國語の誤謬を改め博引宏證能く前人未發の見を立て、我國學の整正統一を計れり寛政四年和歌山藩主の知遇を受け招かれて大秋並に古今集の

序等を論じ其博覽卓識を賞せられて俸祿増加の恩典に預れり享和元年再び京都に上り鳥丸に旅寓し帷を下して學を講す閑院宮沙法院宮日野一位資枝卿を始め五卿來りて其講筵に連る又中山大納言愛親卿其他諸公卿の邸に招かれて祝詞萬葉源氏等を講す茲に於て翁の名譽日に高く遠近より來りて其門に入る者六百有餘の多きに及べりといふ

翁清廉潔白其一生を學と道との爲めに盡し古學を究め君臣の大義を闡明し以て維新大業の機運を醸成せしめたり其功亦偉なりと云ふべし

翁の著書四十九部是れ盡く國家の寶典にして其高見卓說管に後學の指導を爲すのみならず永く後世人心に深厚なる感化を及ぼして世道人心の啓發に資す所少なからず

翁は畢生の力を國學の爲めに盡し會て倦ます享和元年九月七十二の高齡を以て没す知己門生四方より集まり弔し其靈を飯南郡花岡村山室字高峯に葬り稚美豆櫻根靈神の謚號を賜る後位階を追贈せられ其靈を祠り山室山神社と云ふ

### 松平樂翁侯の事蹟

侯名は定信幼名を賢丸と稱す幕府の權家田安宗武の第七子なり幼にして才氣煥發學を好み徳に厚く華

胄公子の優柔浮華なると自ら其撰を異にして夙に國家大政の樞機に參するの器識と資材とを有したりき後白河の城主松平定邦の嗣子となり安永四年閏十一月從五位下に叙せられ上總介に任せらる天明三年定邦の封を継ぎ越中守に任せられ從四位下に進む侯嘗て國本論を著し大に節儉の徳を論ず偶々其封白河に在るや歳大に飢ゆ侯因て悉く其租を免じ又自ら痛く節儉し盡く其家婢を放ち唯一人を留む其民を憐れみ徳を布き言行を一にすること此の如し同七年進んで老中と爲り侍從に任せらる候時に年尙壯なり然れども身浣衣を着食膳常に一菜に甘んじ其室の衣の如きも席に曳かず諸老之を見て密かに愧ぢ争ふて節儉を勉むるに至る初め將軍吉宗公浮華淫靡の俗風を憂ひて銳意之が矯正に志し嚴令を設けて奢移の惡俗を禁じたれども世移り時換るに隨ひ禁欸次第に弛みて惡風復たび兆さんとせしかば侯熱心之が挽回に努め遂に吉宗公の舊政に復し冗費を汰し大に武備を修む茲に於て天下其風を仰ぐに至る後世節儉の事を言ふもの首として侯を擧げて其徳を讃す

五年二月大納言中山正親町の二卿幕府に來り天皇の生父典仁親王を以て太上天皇と爲さんことを議す老中皆曰く典仁親王は父と雖已に臣たり今上天皇は子と雖已に君たり豈親王に尊號を上りて以て名分を殺案せんやと乃ち二卿を營中に延き侯等をして命を傳へしめて曰く天子父母なし月日を以て父母と爲す典仁親王は陛下の生父なりと雖既に人臣たり然るに今之に尊號を上るは事の宜しき者にあらずと

中山卿答て曰く天子若し父母なくんば則ち固より外舅あるの理なし主上既に外舅の故を以て將軍を待つ特に厚し乃ち日月を以て父母と爲さば則ち將軍固より人臣なり外戚の理恐らくは今日に絶へんと侯辭屈す是に於て二卿反撥辨論して日を彌る水戸侯其間に入り繼かに之を彌縫し二卿を諭して京に歸らしむ乃ち典仁親王に獻するに京米二千石を以てし遂に侯の補職を免じ之を溜直に班し幕議に參與せしむ是に於て侯深く朝典に闇くして應答の宜を失したるを愧ぢ致々として國史及び朝家典記を誦讀し大に悟る所あり因て遂に幕政を釐革す此時に當り露國數々我北邊に寇し復た使を長崎に遣して通商を請ふ上下之を聞て恐怖す侯乃ち松平容衆と共に房總沿海の地を巡視し之を成る

侯は博學多識にして又和歌及書に巧なりき其老職に在るや賢に任じ能を使ひ財用を節省し碩儒柴野栗山、賴春水、尾藤二洲、古賀精里、赤崎海門等を擢用して日夜治法を講習す故を以て寛政の初政粲然として觀るべきものあり五年職を免じ左近衛少將に任せらる文化九年に至り終に致仕して樂翁と稱す侯著書多し就中集古十種獨看和歌集三草集花月草紙等は最も著名なり殊に花月草紙は政治、道徳、殖産興業のことより文學雜技に至るまで社會百般の事に涉りたる隨筆にして侯の人物、識見、躍如として其上にあらはれをり

文政十二年五月十三日逝く年七十二其子定長家を繼ぎ越中守と稱し從四位下に叙せられ次侍從を歴

左近衛少將に任せらる後封を轉じて桑名に移り子孫相傳ふ舊桑名藩の文武一時に振ひ以て維新の際に及ひしもの皆其の遺風餘澤に因れる者なり

### 谷川士清翁畧歴

翁名は昇字は士清淡齋と號す津市の人醫を以て業と爲す幼時より國學を好み玉木葦齋に就いて山崎派の神道を學び後又國史及び語釋の學を研究し終に之を大成して一家の學風を爲すに到れり安永五年十月十日歿す年七十其著す所日本書記通證和訓槩反古家記勾玉抄鋸屑韻等あり

### 本居大平翁畧歴

翁は伊勢松坂の人稻掛棟隆氏の子寶曆六年を以て生る初の名は茂穂十介と稱す宣長翁の門に學び其熟に寓すること數年資性篤實温厚にして能く師説を確信し造詣するところ甚だ深かりしかば遂に宣長翁の鍾愛するところとなりて其養子となり本居氏を冒す此に於て更に名を三四右衛門と稱し藤垣内翁と號せり後紀州侯に仕へて寵遇甚だ厚く班側用人に準ず翁子弟を教ゆること最も懇懇懇切恰も慈母の其愛子に於けるが如くなりしかば來つて其門に業を受くるもの多く門人遂に千有餘人に及べり

翁は最も和歌及び文章を能くし玉録百首解、八十浦の玉、名草の濱果、己未紀行、和屋紀行、古記類聚姓氏錄考、答村田春海書、有馬日記、家集、稻葉集等の著述あり  
天保四年九月十一日歿す年七十八和歌山吹上寺に葬る

### 足代弘訓翁事蹟

翁幼にして學を好み専ら神典を講究し旁ら國史律令歌集等に及ひ少時宇治久老を師とし長して本居大平及び春庭に學ぶ而して尙自ら足れりとせず京師に往き説を芝山竹屋等の諸碩學に聞き又江戸に出て新見、岡本、成島等の諸氏及び瑞、朝川、狩谷等諸人の間を往來し大に見聞を弘む人と爲り狷介にして操守賢實而かも學に於ては其思想自由にして敢て門戸を立てず常に曰く今の學者は識見に誇れども余は識見なきを以て識見と爲す故に考證に務め述へて作らずと

天保年間禁中に於て國史の進講ありし時翁の碩學天聰に達し下問せらるゝ所あり翁乃ち六國史人名部類若干卷を撰びて之を献す朝廷嘉納して寶硯を賜ふ  
翁敬神の遣に厚く尊王愛國の心熾にして其胸懷を咏歌したるもの多し

天津神國津社はあまたあれと

君をちとせと守らぬはなし

我が國はいともたふとし天地の

神の祭りをまつりことにて

君か代はねその千島のはてまでも

もれぬ恵のひろめかるなり

等は即ち是れなり

山田の地矜奢風を成し祠官中或は家を破り嗣を絶つ者多く頽風日に盛にして底止するところを知らざりしかば翁其途に神徳を瀆さんことを懼れ江戸に下り書を當局有司に致して之が匡正に勸めたり  
翁は又居常經世の志厚く數々人の急を救ひ或は四方より來遊の貧書生に對しては衣食を給して之を養成し或は天保天明の飢饉に際しては其多からざる貴財を投盡し尙は官に請ひ富者に説きて之が賑恤に全力を傾倒し又幕末外交の事起るや憂慮惜かす博く圖志書冊に稽へて是れを從游の士に告げ以て歸嚮する所を知らしむる等専ら濟世のことに其心を用ゐたり

彼の蝦夷樺太探檢者として有名なる松浦武四郎の如きは親しく翁の薰陶を受けたる者にして翁を尊敬したるの事實は數回の信書及び明治二十四年出口延佳神主と翁との爲めに鑿鏡を宮崎文庫に進献せし

によりても之を推知するを得べし

晩年に至り邊防益々急を告ぐるや老衰遂に其用に堪へざるを深慨し乃ち歌あり

事しあらば火にも水にも入らんとは

思ふものから身は老いにけり

伊勢の海の濱の眞砂を世を歎く

數にのみとる我が身なりけり

死に至るまで國を憂ひて己ます安政三年十一月病を以て歿す享年七十有三

翁や博學にして考證に委しく國典上有益の著書頗る多し事叙聞に達し明治十一年二月宮内省より時の三重縣令岩村定高に命し其書冊を徵さる謄寫して献納せしもの三百十三冊原本の儘献納せしもの七十冊に及べりといふ

### 故御巫清直氏の神典研究

翁は山田の人幼名を光直と云ひ初め通稱を壽之助と云ひしが後權之亮又は志津摩と稱し次で尙書と改む天保九年九月外宮御巫内人に補せらる蓋し御巫の職役たるや諸祭に當りて禊祓の神事を始めとし遷

宮前後の大典就中心御柱奉整の行事には主として之に奉任すべき重職なるに一時故ありて他の預りとなれるを翁に及びて之れを復せり紀伊大納言久野丹波守を介して翁を擧げて學事顧問たらしめんとせしも固辭して行かず安政五年十一月山田奉行渡邊肥後守の命によりて古語拾遺を講じ萬延元年三月初山安房守の爲めに中臣祓を演じて褒賞あり又大宮司の名の下に度會河内名所三百五十二題を撰定して悉く其の所在を詳記し祭主大宮司及禰宜以下の祠宮神人及神都在住の歌人に頒ちて和歌を詠せしめ以て冊子となす所謂松杉和歌集是なり

六條宰相中將の參向せらるゝや其の五月より數ヶ月間詔刀師たるの緣故を以て昵近し諮問を被る津藩主藤堂侯翁の才を聞き屢々翁を本城に聘し國書和歌の講義をなさしむ慶應元年六月藤波祭主を輔けて神宮神嘗祭の再興を計る後天災の爲め住家烏有に歸し其藏書を失ふこと大半に及びしも翁匪勉更に家屋を再築し門人を教ふることに幾日の如し遂に社中を閑閑社と號し毎月二七の日を講釋日となす同三年神宮外玉垣板垣御再興の勅文を上る明治元年八月温故堂都講となり後該堂閉鎖して宮崎學校を開くに際し都講を免せられ御用掛となり尋て復た都講に復せられ幾許ならずして教授となりしが同二年十月之を辭す曾て兩宮御祭神に就き神祇官より質問せられし際或一派の輩の如きは畏多くも外官祭神未詳論を唱導す此時内宮には禰宜齒田守直氏ありよく神宮の古儀に通じて長官を補佐して過なきを得たり



しが外官に在りては老衰の人のみにて小壯者また此の多難に當るの器なしかば翁大に之を煩悶せしが偶々禰宜等の秘密會議を開くに當り翁亦之に參與するを得たれば祭神末詳論に對する答辯書を作りて或一派の妄を辯し遂に再び曲論を唱導するものなきに至らしめたり同年七月愈々神宮御改正の爲め世襲職役を廢し位記返上を命せられしにより翁も御巫内人の補狀及位階を返上して小木村に移住し自ら農事を監督し經濟の途を講じ兼ねて神官皇學館生徒の爲め國學を講演す此の間或は神宮教院一等教監となり或は神宮禰宜となり神宮の典故を研鑽し裨益する處多し明治二十七年六月歿す年八十三翁著書頗る多く孫清白氏屋後に書庫を新築し名けて退藏文庫といふ

### 故神宮禰宜茵田守宣氏の事蹟

氏本姓は荒木田氏其家世々神宮の禰宜たり氏は正四位上守約氏の長男にして文政六年十一月を以て生れ同八年五月神宮權禰宜に補せられ從五位下に叙せられ累進して禰宜となり從三位に叙せらる明治二年正月新正慶賀の爲め外宮一禰宜從二位久志本常庸氏と共に上洛して天機を奉伺し拜謁を仰付られ同時に神祇官より神宮御改正御用掛を申付けられ同四年七月神宮改正に付職務を免せられ位記を返上し同月更に皇太神宮禰宜に任じ正七位に叙せられ同十年權少教正を兼補す同十三年 陛下神宮御參拜に

際し行在所に於て拜謁仰付られ同十四年十二月一旦其職を辭し同十五年四月更に神宮禰宜に再任し造神宮頭を申付らる其後老衰の故を以て辭任し十九年二月遂に病を以て卒す時に年六十五

氏夙に入羽光穂翁の門に入りて國學及和歌を修め専ら神宮古典を研究し其造詣甚だ深く安政文久の頃勅使參向ある毎に氏は常に古儀を糾明して大廟の典禮を弼く其著す所神廟遺文神宮祭式及び每事集成は共に神宮古典を輯めたるものにして後世を益すること少なからすと云ふ

### 佐々木弘綱翁畧歴

弘綱翁幼名習之輔時綱と稱す鈴鹿郡石薬師驛の人足代翁に學ぶに及び其名の一字を受けて弘綱と改む七才の時父徳綱を喪ひ後母の鞠育を受く母氏當時の歌に

夏の夜の短き夜半も子の爲めに

こがひ糸とりいとまなの身や

と以て翁の養育に辛勞せしを知るべきなり十四才の春叔父庸綱の許にありて始めて歌を詠じ十七歳の頃既に十七才千首或は雅言小解を著し二十歳の秋名簿を捧げて足代弘訓に師事す當時母は足袋を作り綿糸を紡ぎなどして資を作り或は大豆小豆等を送りて月謝に代へ専ら翁の修學の料に供す翁又費を

節して勤勉し大抵の書籍は手寫して學べり足代翁の寛居塾にあること四年後師の代稽古を勤むるまでに至りしが安政三年足代翁歿するに及び江戸に出で井上文雄に歌學を學び歸へりて石藥師に居をトシ代官多羅尾氏の師となり歌文を教授す萬延元年津藩主藤堂侯に召されて國學を講じ賓客の禮を以て遇せらる明治十五年春再び東京に出で文科大学古典科の講師となり又大學編纂所に出勤し兼ねて東京師範學校に教鞭を執る十八年冬病を得て職を辭し専ら著述に従事し同年六月二十五日病歿す年六十四翁和歌の速吟に妙を得一夜百首待合百首等の著あり又其詠歌平易にして自然に出で敢て奇を求めず華麗に陥らず

言の葉はわざとたくみによむよりも

ふと出たるがあはれなりけり

の如きを見るも其意のある所を知るべきなり

### 松尾芭蕉翁の事蹟

翁名は宗房初め通稱を金作と稱し後甚七郎と更め最後に忠左衛門と稱せり伊賀國阿拜郡の人其家世々津侯に仕ふ翁幼にして穎悟長するに及び老莊の學並びに禪學を修め殊に俳諧を好みて之を北村季吟

に學び其蘊奥を極む而して僧西行の風流雅事を慕ひ夙に遁世の志を抱けり或時竊かに人に語て曰く一功を樹て、此を去らんと既にして藤堂家幕府の命を受けて江戸小石川の水路を修む翁因て工夫を盡し日夜其工を督して之を竣成し功成るや即日病と稱して暇を主家に告げ飄然として去る（一説に曰く翁少ふして伊賀の老臣藤堂良精及其子良忠の二世に仕へ大に良忠の寵を得たり然るに良忠不幸にして早世せしかば翁之を追悼して已まず遂に遁世の志を發し數々致仕を乞へども許されず因て密かに此所を去り京師に往きて北村季吟に従學す翁時に年二十二なりと）後菴を深川に結び髪を剃りて天々軒桃青（一説に風羅坊桃青といふ）と號す時に延寶八年翁歳三十七なり天和三年深川に大火あり菴亦其災に罹る翁乃ち旅裝を整へて甲斐駿河の間を歴遊し後再び深川に還り新たに一室を造りて居る或る時芭蕉一株を前庭に栽えしに年を経るに隨ひ愈茂殖繁衍して其風致尚に愛すべきものありしかば翁大に之を愛玩して遂に之を以て自ら號と爲せしといふ貞享四年秋鹿島に遊び明年大和を巡り元祿二年陸奥に往き七年秋伊賀に在り大阪を歴て將に南都に赴かんとし十月十二日病みて大阪の客舎に歿す時に年五十一

翁の大和に遊ぶや武内村に孝女名は今なるものあることを聞く翁將に吉野の櫻花を觀んとし途次竹内村を過き孝女を訪ふ孝女親に事ふる懇到務めて其旨を奉す而して其家甚た貧し翁之を恤み囊中を探り

金一兩を出して之に與ふ之れか爲め旅費を空しくし已むを得ず歸途に就く途に友人に遇ふ曰く翁多年芳山の花を觀んと欲し幸に旅費を辨す而して今之を人に與へ平生の志を曠くす豈に遺憾ならずや翁笑ふて曰く我芳野に遊び其花の美を賞せんと欲するなり今幸に人の美を觀るを得たり何の遺憾か之れあらん且つ春は明年も亦來る可きなりと手を分ちて去る翁此の至性あり其風流の長く混ひざる所以にあらずや

翁は嘗に俳諧に於て其天才を發揮し盛名を不朽に垂れたるのみならず亦畫を嗜みて之を其門人森川許六に學び高雅飄逸人をして其氣韻の高邁に驚かしむるの逸品を畫けり而して翁の畫は世に所謂俳諧畫にして墨畫多くまゝ彩色のものありと雖僅かに淡彩を施したるに過ぎず翁又文章を能くし奥の細道の如き俳文の模範たるものを出せり

## 第五章 近代教育家及其事業

### 有造館の沿革

有造館は舊津藩の國校なり文化年間藩主藤堂高兌公英邁の資を以て儒學を尊重し且つ大に人材を育成せんことに志し文政三年に至り教學の規模を擴張せんと欲し藤堂光寬、津阪孝綽に命じて國校を城壕

の東北に建設せしめ翌年十月を以て其工を竣ふ是れ即ち有造館なり其規模の宏大なること當時の列藩中能く之に比肩するものなかりしといふ

同館の布置たるや中央に聖廟を安んじ周圍に二十八區の教場を列し更に校外に醫學、騎射、水練、軍螺一全流、北越流、留學會等七區の諸流を置き又別に本校の旁らに養正寮を設けて童生を教ゆるの所と爲せり

新校の設備既に成るや茲に學則を定め文武の教師を聘し光寬を以て總教と爲し孝綽を以て督學と爲し一藩の士民を獎勵して盛に文武の研鑽を爲さしめたり文政八年七月石川之駿孝綽に代りて督學と爲る氏は學考據に長し故典に精しく加ふるに其人と爲り謹格持重の人なりしを以て學政を掌ること二十餘年館内の秩序整然として大に舉れり殊に在職中藩主高猷公の命を奉じて齋藤拙堂、土井啓牙、川喜多梅山、淺生敷榮等の諸名儒と共に資治通鑑を刊行して藩士の史學研究に資せしのみならず天下斯學に志すもの、爲めに大に便益を與へたり弘化元年齋藤拙堂督學に任せらる氏は學和漢を網羅し夙とに詩文に長するを以て其名天下に高し其督學となるや文筵詩會を開催して豐瞻華麗の思想を發揮せしかは藩士の詩文是れより大に發達せり然れども氏は徒に文學の獎勵のみを以て藩士教育の目的となすものにあらず更に演武莊を開きて步騎を練習せしめ又武教場を建設して天下の劍客槍士を集め盛に武藝の

發達を講じ嘉永、安政の際に至りては更に武學諸流及醫學館を新設して武術及實益の學を盛ならしめたり茲を以て文武の人材彬々として輩出し實に一世の偉觀を極めたり當時東に水戸藩あり西に津藩ありと稱せられたるもの偶然にあらざるなり

安政六年川村竹坡拙堂に代る氏は經義に明かに詩文和歌を善くし且つ學政を執ること最も勤勉なりしも未だ幾許ならずして齋藤誠軒代つて督學となれり氏は人と爲り温良にして寡黙而かも學力深遠にしてまた詩に巧なり職を執ること大に勤慎にして其父拙堂氏の遺風を存したり明治二年土井啓牙誠軒の後を受けて督學と爲る氏は才氣煥發學問該博殊に文章に長し學事を督するに人を檢束せず各其才能を發揮せしめたりしかば文武共に大に進む當時藩政改革せられ局を建つること八區學校を以て其一に充て之を名けて教育局といふ同年又更に八局を減して六局となし教育局を改めて立教局と稱せり是に於て弓術、馬槍術、薙刀、倭流砲術等を廢し新たに巨砲、擊劍、拳搏、調馬の四大教及び屯所並に讀書寮を設け兵士の屯聚讀書するの所とし又別に修文館を大門市街に移して益教化を盛にす是を以て舊校の面目全く一新せり同四年立教局を改めて校名に復し文武を各六科に分つ同年十二月廢藩置縣に際し遂に校舍を鎖せり

以上は有造館沿革の概畧なりとす顧みるに同館は歴代の藩主及督學克く高尙公立校の精神を體して拙堂の所謂公は一國の父總教は一國の兄父に代り子を訓し兄を以て弟に告ぐるの誠心至情を以て教政の事に當り文武の諸教師亦能く其心を心となして熱心教鞭を執りしかば人材輩出し津藩の文武をして一時天下に重きを爲さしめたり

### 鈴鹿郡關町郷校有恒舎の由來

元治元年市川誠藏、西尾利重、岡山謙良、大井玄庵、田山多仲、田中庄右衛門、田中藤作、服部吉右衛門の諸氏等相謀りて郷學を開き松阪の人龜井清藏氏を聘し民舎を講堂に當て子弟を集めて讀書及び講義をなす就て學ぶ者多く塾舎爲めに狹隘を告ぐ時に藩政亦適ま民間の學事を獎勵するに會し市川氏自ら資を投し乞ふて驛の中央御茶屋と稱せし藩吏詰所の餘地を賜り有志の醜金を以て一校舎を築かんとす藩主石川成之之を嘉し金を賜ひて其舉を助け且御茶屋の地二反歩を賜ふ此に於て間口七間奥行三間の二階建校舎及び間口五間奥行二間の長屋二棟を築き之を授業場並に事務所となす藩の執政近藤幸殖扁額を書し有恒舎と名く後龜井氏去り山田の人橋本準平龜山の人柘植某森某菰野の人落合精一氏等交々來て教ふる所あり明治六年小學校を創設するに當り該校舎を以て之れに充つ是れ乃ち今の鈴鹿學校の基礎なり

## 大湊町立造船徒弟學校の沿革

本校の設立を企圖したるは明治二十八年六月にして時の町長山本崔十氏及全地小學校長鳥羽初太郎氏主として之が調査の任に當り諸般の準備全く成りて大湊工業補習學校なる名稱の下に其設立を願し文部大臣の許可を得明治二十九年七月開校す爾來其の組織名稱を改むること三度三十五年四月大湊町立造船徒弟學校と改稱し以て今日に至れり三十一年三月には全校舎を改築し後ち實習工場及び製圖教室を新築す明治三十六年には又大湊造船場内に生徒寄宿舎を設けたり

全校の學科は分ちて木工、金工の二種となし各三年を以て卒業するの制度なり十餘名の職員各科を分擔し夜間學科を教授し晝間實科を練習せしむ三十九年度の調査に依れば創立以來卒業生を出すこと七十五名此中十八名は工業補習學校時代の卒業に係る

學校財政の概略を述べれば創立以來國庫補助金毎年五百圓を下附せられ三十五年度よりは八百圓となり且つ三十四年度より縣費補助金年額五百圓を支給せられしか更に三十六年度よりは八百圓を下附せらるゝ事となり次て三十八年度より一千圓に増額せられたり現今同校の収入は國庫補助金八百圓縣費補助金一千圓町村補助金一千餘圓合計二千八百餘圓にして現在生徒數は二百名内外なり

## 故近藤眞琴翁の事蹟

近藤翁は志州鳥羽藩士なり天保二年九月二十四日江戸麴町鳥羽藩邸に生る四歳にして父を喪ひ母に依りて鞠育せらる母名は誠子三十二歳にして良人に別れ髪を削りて湖山と號し専心翁の教育に従ふ翁が將來の大成は蓋し其母堂の薰陶化育に基けり

翁始め藩儒に就きて漢學を學び二十四歳にして蘭學に志し後更に航海術及び算數の學を修め共に造詣する所深し文久三年蘭人ドラルの航海書を翻譯するに及び其の名初めて世に顯る同年十二月軍艦操練所の翻譯方を命せられ翌年軍艦組出役と爲り後屢々加俸昇級せり慶應二年竹原某に就きて英書を修め明治元年藩主に従つて國に歸り同二年兵部省の徵する所となりて再び上京し海軍操練所出仕を命せられ後二年累進して海軍中佐兼兵學中教授に任じ從六位に叙せらる是れより先き翁四ッ谷坂町鳥羽藩の別邸に居りて幕府の海軍操練所に通學するの際翁が蘭學及航海術に精通するの風評高く其道に志すもの來つて教を請ふ者多かりしかば翁は學業の餘暇を以て是等子弟の爲に蘭學、數學及航海術、英語等の諸科の教授を開始し其門弟次第に増加して二十餘名に及び後ち藩主に扈從して歸國し再び上京するや麴町鳥羽藩邸内の自宅に於て其教授を開始せり次て明治二年十一月築地海軍操練所の官宅に移

るに至り大に其規模を擴張して塾名を攻玉社と命じ其後再轉して遂に現今の校舍を建つるに至れり  
明治六年博覽會一級事務官に任せられて埃國に航し歸朝後其見聞する處を以て數種の著述を爲し明治  
八年海員を養成して我國の航海業を發達せしめんとし攻玉社の分塾を開きて航海測量の科を新設し後  
是れを商船塾と改めたり明治十年八月勳六等に叙せられ單光旭日章を賜ふ同十三年秋内國勸業博覽會  
審査部長を命ぜられ同年八月秩祿奉還金を投して志摩國鳥羽町に商船分塾を創立し益海員の養成に努  
む十五年六月海軍省五等出仕に補せられ兵學校教務副總理となり後海軍二等教官に任じ正六位に叙せ  
らる十七年四月勳五等に叙せられ十九年三月海軍兵學校の制度改革と共に休職となれり

其後専ら力を攻玉社及商船學校に致し傍ら著述及假名の會を創設して銳意之れか爲めに盡瘁す著す所  
航海教授書、颶風論、勅語衍義、英國海軍砲術全書、流潮論、便路航法、造船論、略天文航海術、教授書、彈  
道論及ことはのろの、ちしつがく、うひまなび等あり

明治十九年九月四日病を以て逝く卒するに臨み特旨を以て正五位に叙せらる、行年五十有六、翁が生前  
我國の海軍及航海業の爲めに寄與したる所の功績は既に世人の熟知する所にして後人の追慕益々加は  
り明治四十年五月十二日帝國教育會に於て開催せる全國教育大會は身を以て國家に許したる六大教育  
家追頌式を擧げたるが大木喬任、森有禮、福澤諭吉、中村正直、新島襄の五氏及び翁なりき

翁の死後鳥羽商船學校は一時閉校の悲運に際會せしも後翁の女婿吳造兵廠長官海軍中將山内滿壽治氏  
之を再興し其名を東海商船學校と改め自ら其校長となりて翁の遺志を繼承せり次で同氏が公務の爲め  
に其職を辭するに及び鳥羽町の有志は之を同町の町立と爲し再び校名を鳥羽商船學校と改め鳥羽出身  
の人にして先に東京郵便電信學校教官たりし鶴田丘一氏之れか校長と爲り其設備を完整して益々盛大  
に赴けり

### 故井上親亮氏と共興學舎

氏は天保十二年正月三重郡四鄉村大字東日野に生る幼名を直次郎と稱せり嘉永五年三月同郡濱田村三  
輪志芳に就きて珠算を學び又文久二年三月京都大亦黒隱の門に入りて斯學を修む既にして上京し明治  
元年六月會計官商法司へ出仕し尋で大藏省租稅司に轉任し同二年十月辭職し翌三年二月再び通商司開  
會社頭取を委任せられ北海道函館に出張し居ること二年にして其職を辭す明治五年二月初めて郷里東  
日野に於て珠算百日稽古を開塾し専心子弟の教育に任す同十年縣の許可を得て茲に其塾を公開し規模  
を擴張し名づけて共興學舎といふ其後氏は幾多の苦心を経て益之を擴張し遂に駿遠豆尾江紀州等の各  
國に門生を派して斯道の普及を謀り又明治二十四年四日市に分教場を設置するに至る

學徒の業を卒へたるもの開塾當初より明治三十八年に至るまで男五千九百二十五人女百〇三人合計六千〇二十八人の多きに達すと云ふ

### 佐藤邦光氏の教育事業

氏は鈴鹿郡庄内村の人夙に育英に志あり慶應二年私財を投して宅地内に研究義塾を開き自ら之か塾長となり良師を聘して郡内の子弟を教育す藩主其美譽を讃して二人扶持御紋付提灯を賜ふ明治五年改めて開通學校と稱し山田松齋を聘して教頭と爲し而して分校を各村に設くること二十有四に及び同六年に至り遂に是れを公立學校に改正せり其他明治三十一年庄内尋常小學校新築に助力し又合併校舍新築を落成せし等其育英事業に貢献せしこと尠少ならずと云ふ

### 故川村宣氏の育英事蹟

氏は河藝郡神戸の人舊神戸藩の司教官にして藩主の侍講を兼ねたり明治五年學制の頒布せらるゝに當り屢々縣廳に出張して之か設備の調査に盡瘁し其の施設經營に従事し翌六年一月神戸學校を創立して部下十三名の教員を督勵し普通教育の普及に勉めたり當時附近の村落未だ舊態を革めざるを見るや氏は當局者と相議し明治六年七月河藝郡内各學區毎に小學校を設けしめ之を神戸學校に統べ大に教育の

普及發達に力むる所あり明治十七年十月歿す享年六十有七

### 津市高等小學校と川村寛氏

氏は嘉永六年五月津藩鷹森家に生る歳十三出て、川村氏を嗣く初め有造館に入りて文武を兼修し在學七年にして同館を出で更に家翁竹坡及中内樸堂氏に就きて漢學を専修し十七歳の時擢でられて藩校附屬養正寮の句讀講師見習となる藩校廢せらるゝに及び方今の急務は普通教育の發達にあるを看取し小學第一校を創立し再び此に教授と爲る是實に津市高等小學校の前身なり明治七年五月官選を以て度會縣山田講習所に入り同八年五月業を卒へて訓導に任せられ十三年二月養正學校校長と爲り爾來繼續して今日に至れり

其間氏は校舍の狹隘を感して新築轉校を爲すこと二回現今の宏壯なる校舍は氏が舊藩主に請ふて有造館遺蹟の下賜を受け明治二十八年七月之を建築したるものなり氏は又夙に體育及手工科に重きを置き熱心に之を奨勵せり明治三十八年 聖上神宮御參拜の時同校生徒の製作品を行在所に捧呈して特に御持歸りの光榮を得たるは同校手藝の發達を見るに足れり

氏は又小學校經營の餘暇勵精館私立女學校幼稚園等各種教育機關の發達に努力し又教育上の公私團體

に其會長或は委員等と爲りて貢獻する所甚だ多し氏の教育に於ける功績は夙に世人の認むる所にして當局若くは公私團體より賞せられたること擧げて數ふ可らず殊に明治三十八年十一月教育功績者第一項の選奨に與りたるか如きは其榮譽實に大なりといふべし

又曾て氏の教育を受けたるもの、組織せる養正同窓會は去る三十六年二月氏が勤續滿三十年を祝し其功績に報ゆるか爲めに山林一區と宣徳火鉢一對とを贈り又氏の肖像大額面を津市高等小學校の講堂に掲げて永く敬慕の意を表せりと云ふ

### 私立津市女學校及幼稚園

本縣女子教育の沿革を回顧するに明治二十一年一月時の縣知事石井邦猷氏熱心に之を唱導し縣下有志家を發起人として三重女子振起會なるものを組織し資金を募集して私立女學校を津市に創設したり然るに石井知事の他縣に轉せらるゝや一度起らんとせし女子教育は茲に一頓挫を來して校風競はず財源亦た漸く涸れんとせり此の時に當りて長井氏克川村寛氏再び之を振興し明治二十三年五月私立養正學舎なるものを津市に設け授くるに實用適切の教科を以てし入學者日に多きを加へたり明治二十六年四月兩校舎合併の議成り私立津市女學校と改稱し川村寛氏其校長となる三十一年に至り初めて縣費の補

助を受け三百有餘の生徒を教養するの盛運に達せり後三十四年縣立高等女學校の將に成らんとするや十餘年の經營を擧げて之を同校に寄與せり又川村氏は明治二十六年四月私立三重幼稚園の後を嗣き自ら之が經營管理の任に當り三名の保姆を指導督勵して百二十餘名の幼兒を薰陶保育しつゝあり縣下幼稚園の模範たり

### 私立勵精館と故伊東祐賢氏

勵精館は明治十五年有志者相謀り舊津藩子弟教育の目的を以て創設せるものなり時の館長伊東祐賢氏能く創業の實を收め日夜咿唔劔擊の聲を絶たす専ら尙武の精神養成に力めたりしが時勢の推移と共に館の教科を改め二十七年七月廣く一般に生徒を募集して高等普通學科を授くるに至れり後ち年々縣費の補助と藤堂家の補助とを受くるに及びて純然私立中學たるの設備をなし現在生徒二百五十餘名に達し開校以來本館にて教養せられし生徒は實に二千五百三十二名の多きに達すといふ

### 三重感化院と山田作藏氏

三重感化院は山田作藏氏の創立に係る氏は明治三十三年六月始て之を四日市濱田に開設し不幸なる孤獨を收容して専ら其の教養に従事す後津市篤志家小林源六氏の保護を得て津市寺町に支院を設置し洋



服裁縫の業を院生に教授せしが各自習得して獨立の生活を營むに至り該支院を閉鎖す同院は全く家族制度にて院主院母の慈愛なる教養は自然兒童をして善良ならしむるものあり就業の重なるものは萬古焼陶器製造にありしが目下之を廢し活版印刷業に従事せしむ創立以來の入院數男女共百二十三名に及び既に一定の職業を得て獨立生活するもの多く現在の人員は三十名なり其感化の功顯著なるを以て縣は之を嘉賞し年々補助金五百圓を下附せり

### 故多喜貫一翁の育英

翁は舊津藩士なり壯にして武を嗜み各般武術の濫與を極む後更に文學に志し和漢の典籍に通せり翁育英の志最も厚く小學校教員として三十餘年一日の如く鞠躬盡瘁し遂に縣下教育界の翹楚たるに至れり明治の初年八知村戸長川尻氏同地方道路險惡にして交通頗る不便なるがため人智の開發他に後るゝも未だ之れか發達を促すへき教育機關の備はらざるを憂ひ翁を聘して八知義塾を開く翁之に赴き日夕村民に教育の必要を説き生徒を遇すること懇篤を極む來學者日に多く塾運次第に興隆せり明治八年一月翁年四十六才舊度會縣師範學校に入り業を卒へて更に八知學校に訓導となり全力を注ぎて育英事業に匪勉し同校舍の狹隘を見るに至るや百方に奔走盡力し同十年一月校舍の新築成功を告げたり

後ち南家城學校に轉じ更に復た歸りて八知學校々長となる爾後教育の爲め精勤職を盡し七十有餘の高齡に及ぶも仍ほ孜孜として倦まず嬰鑠教鞭を執り至誠忠實克く其任を全くせり三十六年十二月歿す村民永く其德に慕し教育社會亦其功を稱せざるはなし

### 國分勘兵衛氏の教育獎勵

氏は飯南郡射和村大字射和の人父勘兵衛嘗つて天保丙申の凶歉に際し竹川竹齋等と戮力私財を投して土工を起し饑饉に頻せる郷民を救ひたることあり氏夙に學事の忽諸に附すべからざるを感じ之が獎勵の一端として明治十六年の交より毎年學齡兒童及び在學生徒教職員學事關係者を招きて饗宴を設け懽樂を共にするを以て恒例とせり氏は亦先考及竹齋等苦辛の結果水田灌溉の不便を除く事を得たるも稼穡の困難なる時には村内一般衰微に陥るへきを歎き新に勤勉貯蓄組合を起して自ら事務を綜理し村民をして金錢貯蓄の外毎月一定の時日を定めて農作物手工品等の糶市を行ひ其收得金を貯蓄するの便法を設けしが今は次第に多額となり一ヶ月平均五十圓以上總積金二千圓餘に達せしといふ

### 東孫三郎氏の教育獎勵

氏は南牟婁郡尾呂志村大字上野の人其心を教育の普及に注ぎ熱心之れに努力し自ら率先し千二百圓を上野尋常高等小學校に寄附し更に村長と計り奔走の結果八千餘圓の資金を調成して教育基金と爲す又就學兒童益々増加して校舍狹隘を告るや明治三十八年十一月校舍改築の議を起し金二千圓を以て敷地を求め之に改築費千五百圓を添へて寄附し且つ學務委員として工事の督勵に努力せり

### 第六章 僧侶及書畫家

#### 天龍寺開山夢窓國師の事蹟

師名は智唯姓は源氏宇多天皇九世の裔にして東條右衛門尉朝綱の長子なり建治元年十一月伊勢國三宅郷に生れ九歳にして甲州平鹽山空阿大徳に就いて出家し専ら釋典を學び又孔孟老莊の學を窺ふ十八歳の時天臺顯蜜の二教を學び一夜夢に疎山石頭の二山に遊ぶ異僧あり達摩大師の像を師に授て曰く爾ら須く善く之れに事へよと既にして覺て難して曰く吾が本心を洞明する者其れ唯だ禪觀かと遂に衣を替へ名を疎石と更め夢窓と號す幾もなく京に入て諸山の名徳に見へ嘉永元年二十九歳にして鎌倉萬壽寺に詣り佛國々師に謁し晨昏密鍊具さに禪學を精修す然るに一夜豁然として大悟する所あり終に同寺を辭して甲州常牧山に隠れ専ら道根を養ふ三十五歳にして佛國々師の印可を受け次て濃州虎溪土州吸江

豆州泊船等の諸刹に隱棲し正中二年後醍醐天皇の敕を奉し南禪寺の住職となる師時に五十一歳なり後嘉元二年より元弘二年に至るまで淨智寺に住し又瑞泉院惠林寺瑞光寺等を創創す同三年勅旨により帝の第二皇子都督親王の邸を以て臨川禪院と爲し師を請して之が開山とす曆應二年師六十五歳の時再び勅命に依り西芳教院を革めて禪院と爲し師に之を主持せしむ此年八月十六日 天皇崩す師因て敕を奉し龜山離宮を先帝追福の道場と爲し之を天龍資聖禪寺と稱す觀應二年九月朔日師微恙あり 光明太上天皇 光嚴天皇及び諸大臣親しく臨んで疾を問ふ然るに同二十九日に至り師自ら遺誠並に遺偈を書し畢て曰く老僧明日樂土に行かんと翌三十日晨合山の僧衆及び官客等を集め面のわたり親しく別を告げ終に怡然として寂す後師の爲めに全身塔を臨川禪寺に建て三會院と號す

師在世中 後醍醐、光明、光嚴の三帝及び月卿雲客の歸依を受くること少なからず之が爲めに公命を奉じて大藍巨刹を創建すること十有餘ヶ寺又入寂後師の高徳を慕ひ師の名を勸請して以て開山始祖と爲す者相國寺、金閣寺、銀閣寺、等持寺、等持院其他廿有餘ヶ寺に及ぶ殊に師は三帝の寵を辱ふし毎月入内奏對すること三日又三帝自ら天龍寺に臨幸せられしことも屢なりきと云ふ

師嗣法の弟子を得ること八十餘人四衆の弟子を度すること一萬五千餘人後醍醐帝夢窓國師の號を賜り正覺、心宗、普濟、玄猷、佛統、大圓は光明以下六朝より賜る所の徽號なり

## 慶光院清順上人の事蹟

慶光院清順上人は中興の開山守悦上人より三代の後なり。後奈良院の天文十年五月一日上人に任せられ繪旨を奉戴す初め堂上より入院せりと傳ふれども其家を詳にせず夙に尊王敬神の志深く我國中世戦亂の餘國帑費缺乏して神宮の造營に關する凡ての儀式廢絶し永享六年外宮の遷宮寛正三年内宮の遷宮ありてより以來百有餘年の間更に之が改修の舉なく皇祖の聖靈を祀れるの社殿徒らに歲月と共に頽廢せるを慨き女流の身を以て親しく諸國を勸化して淨財を募り先づ天文年中御裳溜橋を改築し更に繪旨を乞ひ永祿年間外宮造營の爲め諸國を勸進して克く其志を達し同六年遂に新營の功を遂げたり是れ實に前正遷宮以來百三十年の後に屬す戰國亂離の世に當り能く我大廟の造營を成し其壯嚴を維持し神威を顯揚し得たるもの一に之を上人の功に歸せざる可らず。爾來周養周清等相繼きて何れも上人の先例に従ひ能く祖宮造營のことを執行し大廟をして再び頽廢の憾みなからしめたり。

## 眞淳和尚

眞淳和尚は一身田村智惠光院の住職なり元文元年十月を以て生る幼にして穎悟年未だ壯ならざるに既に顯密の兩教に通じ進んで外典の蘊奧を究めたり時に宗祖親鸞上人逝て既に五百餘年聖誠歲月と共に頽れて道俗自ら安心の正意に違ひ宗規亦漸く亂れて眞宗の如き無旨なるかの如くに誤認せられたり和尚は此際眞宗の法統を興隆し以て宗祖の聖旨に對へ救世濟民の實を擧げんとし其身を持すること謹嚴に克く圓頓の妙戒を護持して涅槃の眞蹄をたざれり而して著述に、講話に、正覺の眞心を以て熱心に努力せり。

和尚年五十六にして大僧都に叙せられ六十一にして權僧正と爲り次で本山第三世顯智上人の先蹤に倣ひ妙法院宮の令旨を蒙り其支系たる光明王院の兼住となり文化四年寂す年七十二。

## 天台宗眞盛派管長石山覺湛上人

上人は河藝郡明村大字楠平尾の人天保九年を以て生る八歳の時楠原村淨蓮寺住職覺順和尚の許に剃髮せり初め眞阿僧都井野好問土井啓牙等の碩學に就て内外の諸典籍を學ぶこと五年次で華嚴天台禪密等の諸教理を研鑽し又淨土教義をも精攻して宗學並に餘宗學の蘊奧を究め遂に天台の戒行と淨土の念佛とは要するに同一不二の根底にあることを道破するに至れり。

上人は研學の餘暇を以て詩文書畫を研完し各其妙所に詣れり上人三十歳にして老師退隱の後を繼ぎ淨蓮寺の住職となる時恰も明治の初年にして革新の思潮到る所に澎湃し舊物を擧げて一切破毀し去らむとし廢佛論の如き亦所々に起り國民の信仰大に亂れむとするの時上人の熱心は能く法燈を護持して檀徒の信用を保ちたりき

次で東京に於て大藏經改版の事あるや上人特に拔擢せられて編冊藏經の校正に従事し彼の有名なる行誡上人と共に之に盡瘁すること歳餘既にして改版の大業畢り是より上人の名聲頓に舉り優に全國高僧の班に入る

偶ま眞盛派獨立の議起るや上人復た叢下に出で、大に斡旋努力し遂に貫主率溪大僧正の素志を貫徹せしめ又本山の公務に鞅掌して貢獻せし所甚だ多し曾て本山教校の萎靡して振はざるや上人は進んで自ら教鞭を執り其効果漸く擧るに及び更に進んで地方學事の獎勵に志し津市に至り西來寺の一院に假棲して門末子弟の教育に従事し旁ら或は會を結び或は衆を集めて布教に盡瘁せり後越前引接寺の懇請に應じ同寺の住職たること九年明治三十三年に至り本山首職を襲ひしを以て門末諸寺の推す所となり遂に眞盛派管長の重職に任じ貫主大僧正となれり

上人今や年古稀に達し然かも身心愈々嬰鑠日課の稱號三萬餘遍自利々他の行業毫も怠りなしと云ふ

### 書家韓天壽

大年姓は中川名は天壽醉晉齋と號す長四郎は其通稱なり松阪の人氏は幼にして書を能くし夙に神童を以て人に目されたり初め葛烏石の門に入りて文衡山を學びたりしが後東江の言によりて二王の書風を學び遂に之を以て著はるゝに至れり氏は又古篆を摹して印刻を能くし優に一家の風格を具ふ

氏に古帖癖あり一日客あり史維則大智禪師の碑雙鈎本を携へ來りて之を示す氏熟視すること半晌やがて荷包中より金數枚を取り出し突然之を客に與へ其珍本を携帶し來りたることを賞す客固より氏の意を知らず故に驚て之を辭す氏曰く辭すること勿れ余此帖を仰望すること久し然れども其未だ吾が邦に至るもの有るや否やを審にせず今草本を見る其拙惡見るに足らずと雖然かも之に因て其既に舶載あることを知るを得たり願ふに應るに他日其原本を見ることを得べし是れ余が喜んで子の好意に酬ゆる所以なりと以て其一班を窺ふに足るべし

其著書古帖集覽、古篆彙、六書討原、金石集要、近世書家印譜、秦漢印製考、本朝墨制考、醉晉齋法帖、醉晉齋集考等あり大年最も大雅堂と親しく交り共に諸國を漫遊せしことあり寛政七年三月没す年六十九

## 畫家曾我蕭白

氏名は輝一又師龍輝龍等と稱す蕭白又如鬼、戀山、蛇足軒、鬼神齋、飛龍等と號す伊勢松阪の人初め畫法を高田敬甫に學び後曾我蛇足及雪舟の畫風を修めて遂に一機軸を出せり是より自ら稱して曾我蛇足といふ其山水人物を畫くや悉く水墨を以てし筆力強健墨色生動殊に人物の圖に至りては形容眞に迫り精氣活動の趣きありて筆意紙外に溢る實に當時の名手なり姫路侯放鷹の次村長の家を過ぎ蕭白の畫馬を見て大に之を賞す蕭白其事を開き大に喜び直に村長の家に到り一大快畫を作り之を謝せんと請ふ乃ち別に畫室を定め人の出入を禁し飲食は則ち手を拍ち窓下に持ち來らしむ一日家僕禁を犯し室を窺ふ蕭白忽ち立ち忽ち座し或は管を握り或は紙を展へ怒る如く喜ぶか如し僕驚て曰く先生何事を爲すと蕭白大に怒り曰く奴我畫室を穢すと刀を提げ之を逐ふ主人爲めに之を解諭し蕭白又室に入り後旬日を歴て畫始て成る室を開き之を觀れば大步障に振威八荒の圖を作れるなり其筆力雄健風骨奇峭今尙藏して其家に傳ふと云ふ蕭白毎に應學の畫を蔑視し人に語て曰く畫を望ま、則ち我に乞ふ可し若し繪圖を求めんと欲せば則ち圓山主水に請ふ可しと後ち愧怪を以て一派と爲せり明和年間の人なり

## 畫家松田雪柯

松田元修子公辭雪柯と號す山田の人初め父の教を受け漢學を修め後猪飼敬所の門に入り經書を研究す少年書を中西伯圭の門に學び後貫名海屋に就て書論を聞き大に悟る所あり家塾を開き業を生徒に授く漢學書法を受くる者常に門に滿つ後ち吉田寅次郎僧月性藤森弘庵等と交り互に時事を論議す安政黨人の獄一時嫌疑を蒙りしも幸に免る、を得たり晚年東京に出て巖谷一六日下部鳴鶴等と書法を論し書名益々高し時に清客揚守敬其書を觀其論を聽き大に之を賞讃せりと云ふ

## 畫家磯部百麟

百麟名は愛之助後百麟と稱す始め畫を林棕林氏に學び更に京都に出て、長谷川玉蜂を師とし故實を中林竹溪に質す未だ幾年ならずして技大に進む中年職を神宮に奉じ傍ら其の技の研鑽に餘年なかりしが終に東洋繪畫會學術委員に擧げられ或は京都博覽會に或は東洋繪畫展覽會に其の作品を出して褒狀銅印銅牌及び金章を授けられたり明治三十八年十一月征露戰捷報告の爲め 聖上の伊勢に行幸あらせらる、や百麟全幅の精神を込めたる二見浦の彩畫を献納せり三十九月四月永眠す其門には中村左州田南

岳嶂の徒あり

### 第七章 慈惠救濟事業

縣下に於ける慈惠救濟事業は之を分ちて特種貧民部落の改善及感化其他の慈善事業とすべし前者は縣直接の事業にて後者は補助事業とす其救濟基金の蓄積及利用の方法は明治三十年一月英照皇太后御大喪に際し地方慈惠救濟の資を補はせらるゝ思召を以て整理公債證券額面額八千三百圓を本縣に下賜せらるゝや、縣は其の篤き御旨意に副ひ奉らんが爲め爾後年々金四千圓を向ふ二十ヶ年間支出蓄積し共に利殖して基金を造成し救濟の資に充てんことを計畫したり斯くて明治三十一年度以降明治三十八年度に至る迄八ヶ年間に金三萬二千圓を縣費より支出蓄積し明治三十八年度末に於て其利子を併せて國債證券額面額五萬七千三百五十圓現金二百七十七圓二十八錢九厘に達したるも未だ豫定の額を得る能はず然るに慈惠救濟事業の施設急を要するものあり基金の充實一日も緩ふすべからざるを以て三十九年四月三十日左の三資金の蓄積を廢して其現在額を本基金に合併せり

三重縣衛生基金	國債證券額面金額	六千七百二十五圓
現金		五十四圓五錢三厘

三重縣病院資金	國債證券額面金額	一萬二千二百七十五圓
現金		四百七十七圓十五錢六厘

三重縣勸業資金 國債證券額面金額 一萬九千九百五十圓  
 以上合計國債證券額面金額九萬六千三百圓現金八百八圓四十九錢八厘を造成し明治三十九年以降慈惠救濟の事業は本基金の利子を以て支辨することとし慈惠救濟員二名を置き主として貧民部落改善の任に當らしめ専ら事業の發展を計らしめつゝあり

#### イ 特種貧民部落の改善

三重縣下に於ける新平民部落は其數百卅七字にして戶數五千六百十三戶人口三萬四千三百七十七人全國新平民の約十分の一を含む是等部落の改善は社會政策上尤も急務なるを認め縣は三十八年六月より其改善に着手せり

#### ロ 感化其他の慈善事業

現今縣下に於ける免囚保護、不良少年の感化、孤兒貧兒の教育事業として私設團體の重なるものは三重

授業院、三重感化院、三重育兒院にして何れも既往數年前の設立に係り事業の成績見るべき者あるを以て縣は年々三百圓乃至五百圓の補助金を交付し之を督勵せり是等特種の事業は主として犯罪の嫩芽を芟除し社會有用の材たらしめんことを期するにあり左れば斯業の發展は大にしては國家社會の富強安寧を計り小にして一郷一家の幸福なりと謂ふべし今本縣刑事統計の示す處に由れば

年次	新入監者	人口千に付入監者比例
三十一年	一七四六	一六八
三十二年	二〇四五	一九五
三十三年	二二五三	二二六
平均	二〇四八	一九六

年次	初犯と再犯	再犯以上	各種百人に對する割合	
			初犯	再犯以上
三十七年	九五三	一一一九	四四	五六
三十八年	一三四四	一三三二	五〇	五〇
三十九年	一七二六	一三二九	五七	四三
平均	一三四一	一二九〇	五九	四一

年齢別 (未丁年及幼年者のみを掲ぐ)

年齢	初犯	再犯以上	初犯	再犯以上	初犯	再犯以上
三十七年	三十一	三十七	三十一	三十九	三十一	三十五
三十八年	一〇	六	一九	五	三三	一七
三十九年	一一	二四九	一一三	二六〇	一九五	二五七

備考 (初犯再犯の區別及年齢別表は他管の入監者を包含す)

叙上の三ヶ年間に於ける入監者平均は人口千人に對し一人九三にして一年平均四分五厘つゝを減せり而して不良少年は尤も密接の關係ある未丁年及初年犯罪者は統計上著しき異動なきも敢て増加の傾向なく又免囚保護の如き其規模素より小なりと雖も當局者克く熱心に従ひ漸次効果の見るべきものあり若し夫れ縣直接の事業たる特殊部落の改善と兩々相應して進歩發達するに至らば縣下に於ける社會改良の事業も多少の光彩を放つに至らん歟各種事業の梗概は左の如し

ハ 三重授業院

本院の前身は明治二十八年四月の創立に係る三重縣免囚保護會にして明治三十四年十二月同會の解散

と同時に新に三重授業院を組織せり事業は三重縣各監獄免囚者中薄命無情の徒を保護し將來獨立自營の途を得せしめ社會の安寧を維持するを目的とす會員は名譽、特別、通常、贊助の四種に分ち院費は江湖慈善家の喜捨と縣補助金年額三百圓を以て之に充つ被保護期限は三ヶ年を最長期とし保護期限中給養せらるべき親族あるか或は他に押閉の引受者あり若くは職業の都合に依り獨立生業の目的あるものは中途退院を許す

(被保護者の心得)

- 一、被保護者は行狀を慎み職業を勵み節儉を守り獨立自營の基礎を立てんことを勉むへし
- 二、妄りに宴會遊興の席に列すへからず
- 三、被保護者は監督者の許可を得ずして他人より金錢物品の寄贈を受け又他人と貸借をなすへからず
- 四、金錢の出納を明かにし時々監督者に檢閲を受くべし
- 五、院の許諾を得るに非されは結婚するを得ず

被保護者は總て院内に起臥自炊せしめ農業の傍ら他人の傭役に應ず而して其所得工賃は毎月精算の上生活費を除き殘餘の十分の七を郵便貯金となし又他に獎勵の法を設け時宜に依り資金の貸與を許す組織日尙は淺きも漸次社會の同情を得院運隆盛に向へり本年五月新に宅地を購入し盛に養豚に従事す三

十五年以來の收容人員三十六名にして退院者の内規に會社員として救助の位置を有するものあり又豫後備軍人として日露戰役に參加したるものあり今退院者の職業を細別すれば左の如し

退院者總員三十名

農業	五人	商業	二人
日傭	一人	木挽業	三人
官衙に雇はる者	一人	會社員	一人
代書業	一人	職工	三人
車挽	一人		
計	十八人		
逃走者	七人	入監	二人
所在不明	二人		

現在員の內譯

窃盜初犯	三名	(内一名△)
放火初犯	一名	△



謀殺未遂初犯 一名

窃盜七犯 一名

△印ハ假出場、假出獄を得たるもの

### 二 三重感化院

三重感化院は明治三十一年九月現院主山岡作藏氏の創始する處なり本院は適當の親權を行ふ者若くは後見人なき浮浪少年及扶養者あるも貧困又は無職にして矯正感化の力に乏しく悪化の虞ある少年を收容して善良の人たらしむるを以て目的とす基金は篤志家の寄附及縣の補助金を以て之に充て一ヶ年歳入出三千二百四十五圓餘内工業收入千二百圓餘寄附千四百四十五圓餘縣補助金五百圓臨時收入百圓なり

院内に於ては尋常小學校程度に於て智識技能を授くる外適當の職業を授けて獨立自營の途を得せしむるに勉む開始以來の收容總員は百二十三名(男一〇二)内退院者七十三名他は分離したるもの廿名にして退院者の内一定の職業に従事するもの十四名保護者を得て生活するもの二十五名現員兒童の種別は左の如し

計	適當の親權を行ふもの若くは後見人なき者 扶養義務者あるもの貧困にして救済し能ざる者				計			
	十八歳以上	十二歳未滿	十六歳以上	二十歳未滿	二十歳以上	十六歳未滿	計	計
父母ある者	二	二	二	二	二	二	一四	一四
父又は母のある者	二	二	二	二	二	二	一〇	一〇
父母なき者	二	二	二	二	二	二	一六	一六
不詳	二	二	二	二	二	二	三〇	三〇
計	二	二	二	二	二	二	一四	一四

以上年齢の範圍に於て縣統計を調査するに不良少年は七六六八市部四十八合計八百六八にして八歳以上廿歳未滿の男女二十六萬四千八百五十五人に割當つれば人口千人に對し三人弱の比例にして犯罪者の夫れよりも一〇七の多きを占む之れ大に警戒すべき現象にして縣は現立感化院のみを以て足れりとせず將來益進んで其設備を完全にするの計畫中なり

### ホ 三重育兒院

院主は天台宗の僧侶にして今尙一個寺の住職たり最初獨力以て事に當りしも其限りある個人財力を以

て無限に之を收容すべからざるを以て先づ定員を三十名に制限し廣く江湖の慈善家の贊助を得て漸く明治三十四年三月之が組織を完成せり三十八年度より縣費補助金年額三百圓を受け維持の基礎を作れり

院内は其情愛親子同様に鞠育し學齡に達すれば市内公立學校に通學せしむ又勤儉貯蓄の美風を養はん爲左の場合には各兒童の名義を以て郵便切手貯金をなさしむ

- 一、善行ありたるとき
- 二、特別の勤勞をなさしめたるとき
- 三、必要品の購入を節約し剩餘金を得たるとき
- 四、慈善家より特に兒童に指定寄附ありたるとき

以上の外關西鐵道各驛に設けたる喜捨金箱より收入したる金額全部は之れを總兒童に平分し貯金せしむ此の金額は一ヶ年合計約二十圓餘なり

本院は創立日尙ほ淺く未だ成績の見るべきものなしと雖も食物の給與衣服の清潔には能く注意を拂ひ一般兒童の體的状态は良好なり現在員の種別は左の如し

兒童の年齢と父母の有無

年齢	父母ある者		父又は母のみある者		父母なき者		計
	男	女	男	女	男	女	
一歳							
二歳							
三歳							
四歳							
五歳							
六歳							
七歳							
八歳							
九歳							
十歳							
十一歳							
十二歳							
十三歳							
十四歳							
十五歳							
計	二五	一一	七	〇	七	一	三三

兒童の府縣別

府縣	男		女		計
	男	女	男	女	
石川	三	一	一	一	二
知賀	一	一	一	一	二
阪	一	一	一	一	二
大	一	一	一	一	二
滋	一	一	一	一	二
愛	一	一	一	一	二
三	一	一	一	一	二
合	一五	一	一	一	二七

## 第八章 教育資料の一 (忠臣、孝子、篤行者)

## 北畠顯能卿の事蹟

南北朝の時に方り伊勢の一角に據りて勤王の大義を唱へ南朝を擁護したるものを北畠氏とす北畠顯能は從一位右大臣北畠親房の子なり延元元年從四位下に叙せられ伊勢の國司となる時に足利氏の將高師秋來りて伊勢を攻む顯能之を拒くと連年偶々北勢の豪族工藤藤房長野城を以て師秋に降る七年三月顯能兵を出して長野を攻む城遂に陥りて藤房自殺す九月師秋來りて亦長野城を圍む顯能因て兵を遣して赴援せしめ明年春風雨に乗して師秋を襲ひ城兵と夾撃して之を走らす正平二年志摩を畧し盡く之を定む四年正月楠正行師直と四條畷に戦ひて之に死するや倉皇五百騎を將ゐて橋寺に赴く至れば則ち北軍既に行宮を火き烟焰天に漲る顯能因て橋寺の賊糧を焚き吉野に赴き後村上帝に謁す人心漸く安す乃ち材を輸して皇宮を營む帝其功を賞して從三位に叙す五年師秋復た來りて長野を攻む顯能擊て大に之を破り遂に師秋を誅す此歳右近衛大將に任せられ七年春 帝自ら足利義詮を討たんとし天王寺に軍し給ひ親房之を輔く顯能伊勢伊賀の兵を率ひて行營に會し楠正儀和田正忠等と道を分ちて進撃し遂に京師を復す義詮近江に走る帝怨を男山に驛め親房顯能に勅して京師の諸務を決せしむ既にして義詮の

兵來り攻む顯能邀撃して利あらず退て園殿口を守る賊火を民家に縱ら烟に乗して進む我軍男山行營に至り遂に親房と怨を奉して吉野に還る此時に當り足利氏の將仁木義長伊勢の守護となり攻めて長野を陥る顯能報を得て國に就き將さに長野を攻めんとせしが病に罹りて果さす十年夏足利氏の將六角氏頼伊賀を侵す顯能赴き之を攻め氏頼を走らす十五年義詮基氏等と兵二十萬を合せて吉野を侵す帝賊軍を賀名生に避く顯能警を開き三千騎に將として伊賀大和の界に軍し兵を分て賊の糧道を絶つ賊遂に退き去る十六年仁木義長長野を以て我軍に降り北伊勢盡く官軍に屬す十九年義長叛し顯能之を代つ義長京師に走る二十年 帝崩し 皇太子位に即く是を 長慶天皇と稱す二十四年顯能内大臣に任す建徳元年八月勅を奉じて伊賀を略し兵を出して近江を定む文中元年十一月顯能從一位に叙せらる二年後龜山天皇位に即かせられ三年顯能に兵を發して大和を略せしむ天授三年秋伊賀に賊起り顯能之を平け弘化三年七月顯能遂に薨す

顯能忠精終始渝らす常に恢復を以て己か任と爲し大小數十戰克く足利氏の跳梁を禦きしも回天の偉業未だ成らずして薨す長子顯泰嗣き次子顯俊木造城主となり木造氏を稱す顯能薨後其子孫繁榮して世々國司を襲き南伊勢五郡伊賀名張郡大和宇多郡紀伊熊野及び志摩を領し以て南朝の藩屏となれり

## 結城宗廣氏の事蹟

宗廣は藤原房前十二世の孫結城朝光の玄孫なり其父祐廣陸奥の白河に居る因て之を白河結城と稱す是れ祐廣の兄廣綱本宗を以て下總に居り同じく結城を以て其姓と爲すか故なり  
宗廣初め上野介となり薙髮して道忠と號し鎌倉北條氏に事へたりと雖も其子親光京師にありて大義に順ひ次て護良親王の令旨を傳へて鎌倉に至りしかは勤王の志勃然として起り其弟片見祐義田島廣堯等と與に兵を擧げて新田義貞に應じ俱に鎌倉を攻めて北條氏を亡ぼす後足利尊氏反するに及び北島親房並に其子顯家顯信等と與に護良親王を奉して各地に轉戦せしが未だ志を達するに至らずして縣下に病死せり

津市の南端八幡山は乃ち其墳墓の在る所にして後人其忠魂を慰さめんが爲めに靈を八幡社境内に祭り名づけて結城明神社と云ふ同社は明治七年神社取調の際無格となりしも同九年十月飯高郡大足村の人川口常文なる者來り拜して其忠烈に感奮し百方奔走の結果祭祀を再興し同十二年九月村社に列せられ十一月十七日更に免許を得て宗廣並に殉難諸士を合祀す明治十三年七月 天皇陛下本縣御巡幸の際宗廣の忠烈を追賞せられ特に侍従萩昌吉に命じて其墳墓を吊し宣命を傳へしめ且つ祭料を賜はる明治

十五年一月 特旨を以て同社を別格官幣社に列せられ十六年八月正四位を追贈せられ同十七年四月宗廣の次子親光及び殉難戦歿の將士を配祀せられたり

## 孝子鴉山音松氏

氏は伊賀國阿山郡烏ヶ原村の人文久三年に生る資性温厚恭順にして孝心極めて深く平素農及清酒の行商を業とし老親に事ふるを以て日夕の怡樂とせり

明治十年氏の母は四十七歳にして中風症に罹り百方治療を講ずるも次第に重患に陥り身體自由を失ひ病床に苦痛を訴ふることも十數年病勢年と共に加りしかば全身憔悴四肢萎縮して飲食も自ら之を爲すこと能はざるに至れり是より先氏は明治三年八歳にて父を失ひ後二人の姉を失ひ今は僅かに一人の母を残すのみなるに己れ十五歳にして復其の母に發病せられ其不幸を重ねたるも之に屈せず爾來二十有餘年の久しき小作と清酒の行商とを以て其生活を營むの餘暇専心病母の看護に従事し盡底乏しきを意とせず病母の需むる飲食物を買ひ與へ或は終宵眠に就かずして病痛の局所を按摩する等あらゆる孝養を盡して些も倦怠の色なく瀕死の病母をして今や七十歳の高齡に達せしむるに至れり明治三十五年本縣知事は其孝道を賞し金八圓を下賜せりと云ふ

## 孝女鴉山さめの女

とめの女は伊賀國阿山郡島ヶ原村増本重藏の二女慶應元年四月に生る性質溫和十七歳にして同村鴉山香松氏に嫁し善く夫姑に仕ふ殊に其姑の長病に侍して孝養終始渝ることなく而かも貧賤に處して能く家事を整理し且つ子女三人を愛育して毫も倦怠の色を表はさず二十餘年一日の如しされば今は郷黨隣保其徳を傳へて賞讃せざるものなしといふ明治三十五年十一月本縣知事は其操行を賞して金五圓を下賜せり

## 篤行者樋口ゆき女

ゆき女は朝明郡富洲村大字富田一色樋口權平氏の二女にして弘化四年生る十九の時同村伊藤孫八に嫁し雖て僅に白米二升麻苧百目を舅姑より受けて夫と共に分家せり斯くて夫孫八は漁業に従事して生計の資を得、ゆき女は麻苧を績きて之を補助しつゝ漸く其日を送りしが幾もなくゆき女一男二女を擧ぐるに及び家計の窮乏甚しく米鹽の資缺くること屢なりき偶々孫八間歇熱に罹りしが當時ゆき女の両親は再三離別を勸めしも應せず少許の資を他に借りて漁網を編み夜を以て日に繼ぎ獨力致々として稼ぎ

漸くにして俄を支ふるとを得たり加之文久二年に至り舊主伊藤孫左衛門氏俄かに倒産して一家流離の悲境に陥りしを聞き窮困の中にも主家の孩兒敬太郎を引取り之を哺乳鞠育す敬太郎生長の後不慮の災に依り兩眼明を失ふに至りしかばゆき女は再び之を救護して祖先の祀を絶たざらしむ後幾何もなく夫孫八眼疾を併發して兩眼遂に明を失ひしかば此の時の悲境想像の外にありしもゆき女は屈することなく益々職業に勵精し且つ病夫の看護醫療より子女の養育に至るまで一身之に當りて懇切周到を盡せり斯の如きもの殆んど十數年長男二女漸く成長して職業に幾分の補助を爲すに至りしかば生計稍急迫を免るゝに至れり然るに其の實家は當時負債の爲に破産せんとするに會せしかばゆき女は更に其負債をも引受け日々手業より得る賃錢の幾分を日掛貯蓄として代償せし爲に實家も既例に救はれたり洵に奇特のことなりとて舊桑名藩主より其病夫に對する貞操舊主家に對する忠誠及養母に對する孝養を賞されて玄米一苞を下賜せられたり其後其操行賞勸局に達し明治二十九年十一月綠綬褒章を下賜せられ永く其善行を表彰せらるゝに至れり

## 篤行者瀧川林治氏

氏は伊賀國名賀郡錦生村の人なり稟性忠直公に奉するの心深し嘗て舊藩主藤室氏の人夫として大和五

條の役を始め軍に役ふこと前後數次後ち罷めて郷に歸り専ら農耕を勉む明治十八年に至り同村役場の小使となり爾來茲に十八年最も忠實に其職を盡し其間一日の倦怠もなく常に勵精しつゝあり今や八十有六の高齡に達し尙矍鑠として壯者を凌ぐの勢ひなりと云ふ殊に其家貧にして給料は僅かなるも好んで慈善救濟のことに助め尙博愛の主旨に感して日本赤十字社にまで加盟せりされば里民皆其篤行を稱し本縣亦其行蹟を奇特として金七圓を下賜し之を賞せり

### 秋山斷氏の至孝

氏孝悌の志最も篤く父母兄弟に事へて柔順溫和未だ一回も其心に逆ひたることなく又居常學を講して懇切熱心に子弟を薰陶す其父母の歿するや日々香花を墓前に供して其周圍を清掃し之に事ふること恰も生前に於けるが如く三十年の久しき墓標既に朽つるに至るも操行は論らず茲を以て明治三十五年十一月本縣より金五圓を下賜して之を賞せり

### 篤行者森田いく女

同女は三重郡河原田村森田佐助の長女にして文政六年十月に生れ嘉永五年二月同村森田良眠氏に嫁す

然るに明治二年十一月其良人に逝かれ而かも未だ嗣子なかりしを以て自ら家督を相續し孤閨を守りて能く其家を維持し其母に孝養を盡せり

同家は數頃の田圃を所有し敢て貧窶と云ふにあらざれども單に農事のみを以ては全く生計を營むに足らず故に同女は農閑には土偶を製して之を市に鬻ぎ或は他家の使傭に應じて勞銀を集めて以て生計の補助と爲せり女子の身を以て一家の生計を支ふることなれば且には鷄鳴に起きて食事の調度を爲し夜は深更に至るまで孜々として家業に勤勉し殆んど身を休するの餘暇なきにも拘らず其母に事ふる最も懇切丁寧を極め有ゆる孝養を盡して之を扶養し遂に養母をして九十二歳の高齡に達せしめたり

同女が初めて茲に嫁してより既に三十五年其間の辛酸苦心は常人の到底想像し能はざるものあり然かも此の艱難に處して毫も苦痛を感ずるの色なく其齡六十二歳に及へるの今日まで曾て操守を渝えず慇懃に老母をいたはりつゝあるが如き感すべき婦人ならずや

同女は又慈善博愛の心に篤く或は貧困者を救ひ或は公共事業に力を致す等男子も尙及はざるものあり明治十九年十二月賞勳局より其徳行を賞して綠綬褒章を下賜せられたり

### 清水治助氏の孝養

氏は南牟婁郡高岡村の人齡十四五歳にして父の命に従ひ出で、他人の僕となり専ら農耕に従事し慶應元年一月實家に歸り其家業を助け同年八月十六歳にして清水やすの養子となれり天性質樸にして人と交るに情誼を貴び且最も稼業に勉勵し初めて養家を繼承せる時は日々の食事にも缺乏を告ぐる事ありしも勉強の結果今は家産を増殖して衣食の缺乏を免かるゝに至る而して氏は入家以來養母に事ふる事懇懃を極めたりしも養母稟性甚だ粗暴にして平素氏を使ふ事犬馬の如く年老ふるに及び眼病に罹り終に盲目となれり然るに毎夜沐浴を好むの故を以て風雨の夜と雖も氏は母を背に負ひて其有る所を求め近隣を往復せり村民視て悉く之れに感せざるものなし其孝順二十餘年一日の如くなりしかは明治十九年二月賞勳局は勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰せられたり

### 大前たつ女の孝養

たつ女は阿山郡府中村大前勘平の長女なり稟性孝順にして品行端正明治二十三年十二月より其母病に臥し爾來病勢愈募りて四肢全く其用を失ひ飲食座臥自由ならずたつ女日夜病榻に侍り看護湯藥の事一つも他人の手を煩はさず家素と貧なるを以て餘暇あれば裁縫等の業を執り其所得を以て藥資を補ひ適々人の婚嫁を勧むるも孝養を缺くを恐れて肯んせず又自ら進んで郡立看護婦養成所に通學し其習ふ所を以て母の病苦を慰稱せしが如き一意専心奉養を盡せしかば郷黨相傳へて子女の龜鑑なりとせり事官に聞る明治三十五年十一月一日縣知事より金圓を下賜し之を賞せられたり

### 駒田多市氏兄妹の孝養

駒田多市氏は河藝郡掠木村の人安政三年十月を以て生る其父中風症に罹り病瘳にあること十餘年其身體自由ならざるより種々の難題を提出し家人を苦むるも氏少しも之に逆らはず常に其飲食衣衾を豊にし醫藥を厚くして其療養に怠らず父死し亦た母に仕へ其孝養を極む母の病に就くや日夜衣帶を解かす之を看護せり妹ありすへと云ふ亦兄と志を同ふし父母に孝養を盡せり父及び母の病に侍し或は藥餌を供し或は起居を扶くるもの二十六年の久しきに及び兄娶らず妹嫁せず終始心を一にして父母の爲めに盡くせしは實に感すべきなり事官に聞へ本縣知事は明治三十年十月に兄多一郎に同三十一年四月に妹すへに金員を下賜して其善行を賞せり

### 川戸長藏氏兄弟の孝養

長藏兄弟は鈴鹿郡野登村大字邊法寺に生る家固より赤貧にして加ふるに明治十年父半介病瘳に就ける

を以て生計愈々困難を極めたり時に長藏年十二歳半藏は實に九歳兄は母を助けて農事を勵み弟は隣家に傭はれ其勞銀を以て生計の一助となし兄弟力を盡せ晝夜勞働し辛じて一家數口を糊し又醫藥奉養の事を缺かさざりしかば父も之れに心を安んじて一時病の平癒を見るに至れり然るに十一年八月病瀕再發し同月遂に死去す後幾何もなく母も亦病み遂には全く癡狂者となり往々他人の物品を無斷にて持ち來ることあり長藏一々之を謝し其價を償ひ母をして其意の如くなさしむ長藏亦晝間耕耘に出づるも時々歸宅して母の安否を訪ふを常とせり弟半藏又主家の寸暇を窺ひ日夜歸宅して看護に懈らず或は母の欲するものあれば雪夜と雖も數里を走りて其求めに應じ更に之れを困苦となさざりき人兄弟に對して母を一室に鎖鑰するを勸むるものあるも兄弟之れを肯せず曰く父の病める時我等尙幼にして侍養充分なる能はざりき今一人の母如何にして之れを一室に閉鎖するに忍びんやと偶々兄長藏に娶妻を勸むるものあるも却つて孝養を缺かんことを恐れ之に應せず隣閭郷黨舉げて其至孝を賞せざるなし事官に聞る明治三十七年九月賞勳局總裁及び本縣知事より金員を下賜し之を賞せられたり

## 第九章 教育資料ノ二 (雜記)

## 藤堂元甫氏の事蹟

氏は伊賀の人保田家五世の祖なり幼名は千之助と稱す延享二年宗家の嗣子幼なるの故を以て伊賀の司城となりて政を執る氏繁忙の公務に軼掌しつゝ其の暇餘を以て勢伊志の三國地誌を編纂し徵古正確考證精微を極む明治二十一年川井某内務省の公命を帯びて伊賀に來り地籍の調査を遂げ伊賀故事考を編するや其多くは氏の書に據れりといふ又氏は敢國神社記の天正の兵火に罹りて縁起を密にする能はざるを嘆き一宮社記敢國拾遺を著はして社庫に獻したる結果國幣中社に列するに至れり氏平素楠公の誠忠を慕ひ其靈を奉祀せんと欲するも或は幕府の忌諱に觸れんことを恐れ若宮八幡と稱して敢國神社の域内に奉祀せりと云ふ氏後采女と改め致仕して長門と號し剃髮す延享十二年九月歿す齡八十六西蓮寺に葬り諡して三擇院といふ

## 菊岡如幻氏及び入交多羅右衛門氏

世多く其名ありて其事蹟の傳らざるものあり菊岡如幻氏及び入交多羅右衛門兩氏の如き亦其一なり二人ともに伊賀の人前者は貞享の頃に生れ後者は慶應の交歿す如幻は上野の豪商にして幼より書を讀み其の識該博柴栗草紙、伊水温古、伊亂記、伊賀國誌等は皆此の人の手によりて成りしものなり多羅右衛門はやまぶきの金と號し國學に精通し郡奉行の職にありて大に力を農政に用ゆ標註伊賀名所記は氏か



公務の餘暇を以て著はせしものなりといふ二氏共に其履歴審かならざるは惜む可きなり

### 萱生由章氏の著書

氏通稱は圭允諱は由章、愛州又は嵩と號す依田貞鎮に就き國學を修め後藤堂元甫に従ふ安永天明の頃勢州十三賦を作りしが今殘存するもの總かに鈴鹿郡賦、桑名郡賦、長島府賦等の二三に過ぎず他に三國地誌、北島家歴代要記、伊賀國式社考等あり自筆の寫本亦六百冊に及ふと云ふ

### 奥西羅窓氏の勉學

氏通稱は久次伊賀國長田村に生る初にして宮部空の奴となり其の主に従伴して官廳に赴くや常に書を懐にして勉學す又每朝未明臥床を出て醫師土屋默玄の家に走り燈下に教を受け朝食前歸りて主家の務めに服したりと云ふ家甚た貧にして資力なければ人の爲めに書を寫し得る處を以て諸事を辨せり伊賀藩校の小谷友松翁其の寫す處の書を見て書牀雅致あり且字畫の正整なる其凡手にあらざるを知り擢て句讀師天文算術指南役となし十八扶持を給す時に年三十三氏又津藩の野田九十郎翁に従ひて算數の淵奥を研鑽攻究し爾來教育事業に従事して三十餘年一日の如く黽勉非常なりと云ふ明治七年歿す享年

七十有五

### 松浦武四郎氏の蝦夷及樺太探檢

氏は文政元年一志郡雲出川の南岸小野江村に生る壯にして諸國を歴遊し樺太を踏査すること二回北海道を視察すること六回開拓使判官に任せられ從五位下に叙せらる初め同村の來應禪師に手跡を學び後平松樂齋の塾に入りて論語を讀む十六歳の時諸國遍歴を志し單身東海道より江戸に出で中仙道を下り善光寺に詣て戸隠山に登る爾來畿内山陽南海を歴遊し或は熊野本官に到り或は高野山に登り轉じて越前に出で能登より越中に至り美濃信濃を経て甲斐を過ぎ富士山に登り郡内に下りて下野の日光中禪寺を見白川に入り仙臺松島の勝を探り歸途鹿島香取に參詣し上總を経て遠江より參河の御崎を回り志摩を過ぎ四國八十八ヶ所の靈地を探り山陰より九州に出で耶馬溪の奇勝を見宇佐八幡に參詣し日向の高千穂に登り轉じて薩摩の鹿兒島に入り薩摩の長島獅子島上瓶の三島を巡り壹岐國を一週して長崎に歸り病に罹る時に歳二十一禪林寺謙堂和尚の勧めにより出家し文桂と改む二十五歳の時壹岐國より對馬に渡り更に朝鮮に至らむとして果さず當時長崎の人津川文作より外夷の年々吾北方を侵害するを聞き慷慨の情禁し難く蝦夷樺太の探檢を志し弘化元年先考先妣の回忌祭を行ひ思ふ旨ありて還俗し二月二

十五日旅装を整へて北陸道を経て米澤山形に出で陸奥より蝦夷松前に渡航せんとしたるも季節晚れたると時恰も高野長英事件ありて旅人の吟味甚だ嚴重なりしかば來春に延期し十三瀉より龍飛岬尻矢岬を廻りて八戸海岸を陸中に出で宇都嶽ヶ崎釜石を経て陸前の氣仙郡唐舟村に滞在し翌年仙臺を経て江戸に歸る

弘化三年氏が二十九歳の時再び樺太探検を試みんとて江戸を發し先づ水戸に赴き奥州鯨ヶ澤に出で、松前に上陸し江差に至る時に西川春庵樺太誌と爲りて渡航せんとする折なりしかば氏は恰も其の僕の如くに装ふて漸く樺太に渡るを得たり五月中旬宗谷に至り樺太自主に渡り「リヤトマリ」「ウルフ」を過ぎ九春古丹に着す同地にて東西に分れ巡回することとなりしを以て氏は張江某と共に「チヘシヤニ」の方より「ドウブツトウ」を経て「トンナイチャトウ」に至る之れより東岸を見分し「ウエンコタン」「ロンイ」「シユシユヤ」「ナイフツ」より「シラ、ヲロ」に至り「マーヌイ」より西海岸「クシユンナイ」に出で「ノタシヤン」より自主に至り九春古丹を経て宗谷に歸る後一行と分れ自ら蝦夷人一名を連れ紋別を過ぎて知床に至り歸途宗谷より陸路を石狩に出で川船にて千歳に至り箱館に出づ嘉永二年三十二歳に及びて氏は蝦夷に至り千島を見分す此の年蝦夷大概圖を上梓せり是れ本邦北海道圖版刻の嚆矢なりとす斯くて氏は海防並に樺太境界の件に就き京都に上らんとし藤田東湖の秘文、藤森大雅の秘書、吉田松蔭

の急務策、鷲津宣光の克語篇等を携へて信州に宗良親王尹良親王の舊蹟を尋ね參籠し伊勢山田の神官足代弘訓の紹介を以て三條公等の縉紳に謁し同志の梁川星巖頼三樹三郎池田大學梅田雲濱等と共に國事に奔走せり樺太境界の件に付きては林圖書頭及幕府に召されて献言する所あり又蝦夷樺太千島の地圖を狩野探良に淨寫せしめて献納せり安政元年より六年まで蝦夷地御用を命せられ或は地理を取調べ或は開拓に意を致す殊に安政六年に作りたる樺太の地圖にはタライカ湖畔「シリマヲカ」に伊勢大神宮を「シツカイナット」に熱田大明神を勸請したることを明記せり明治維新後、開拓使判官、郡政局御用、東京府知事附屬等となり明治六年三月伊勢度會博覽會の山田に開設せらるゝや氏は北海道樺太より採收し來りたる物品數十種を出品したり氏の老いて益々壯なる七十歳の高齡に至りて尙三十餘ヶ國を歴遊したりしが翌年七十一歳を以て永眠せり其著書唐太日記、北蝦夷餘志、北海道國郡圖、西辰處從錄等あり

### 竹川竹齋翁の事業

翁は飯南郡射和村の人名は政胖初め彦三郎と稱し字を子廣といふ竹齋は其號なり家代々富豪にして支舖を江戸大阪に置き貨幣兌換を業とす翁亦幼にして江戸に出で家業を繼ぎしが人と爲り倜儻、志經濟

にあり當時射和村漸く衰頹して畑地往々荒蕪に歸するものあるを憂ひ自ら農業土木堤防溝渠及び測量の技を學び之が救済を計れり天保年間凶歉を豫見して米千俵を糴す七年果して大に饑ふ翁思へらく廉價の糧を食はしむるよりは之を溜池築造に使役して雇錢に代ふるに如かすと依つて工を起し八年五月全く竣る村民依て以て慘害を免るゝを得たり後灌漑の尙完全ならざるより更らに費數百金及び村債五百兩を辨じ改修す是より村民遊ふて稻田を開き前後十七町八反を獲廢田二十町を起し一郷忽ち富裕となれり

翁また愛國の志あり嘉永の交米艦來りて通商を求むるや翁時に病にありしが其姪に口づから海防策を授け海防護國論を著し幕府に獻す安政元年米國と和親條約締結されしを聞き更に護國後論を著して殖産の道を奨勵す其他或は射和文庫の設立に或は萬古陶器製造所の開設等に意を盡くして教育の普及と細民の救済とを計りたり嘗て鳥羽藩の砲を鑄て非常に備ふるや翁直ちに己れか居宅の銅槌を撤して其の原料に充て且金五十兩を寄せて彈藥資に供せり以て其志のある所を知るべし

翁後幕府に召されて國事の諮詢を受け其の言ふ處多く用ゐられ彼の横濱四日市の航路の如きも實に翁の畫策に基けりと云ふ明治十五年歿す勝海舟常に其才を稱せりと云ふ

### 保田元施氏の事蹟

氏の祖元則は藤堂高虎に仕へて功あり采地七千石を受け初めて伊賀上野城代家老に任し藤堂采女と稱し後三世采女高綱の時藩主に請ふて其食祿の内一千五百石を割き之を弟元連に與へ別に一家を爲さしむ爾來累世繼承して氏に至る而して氏が其家督を襲ぎしは實に慶應元年乙丑三月のことなり越て三年丁卯十月京都御警衛を仰付られ四年戊辰正月三日山崎表形勢不穩の趣急使に接し先づ藤堂新七郎一隊をして電馳之に向はしめ藤堂長兵衛に半隊の兵を附して之を京に留め同夜五時自ら藤堂隼人並に附屬一大隊及家兵若干を率ゐて京地を發し九時同驛に着諸般の指揮を爲す同五日夜 勅使四條侍從寶寺本陣に臨み藩主に對し左の御沙汰ありたり

藤堂和泉守

今般徳川内府上京先手の家來と稱し戎服大砲等にて伏見迄押出し候義意外の進退不可言次第にて右は兼て懇々御内諭且言上の次第も有之候の處從 朝廷警衛被 仰付置候御場所不相憚突入の妄舉實に不得止の時機被及掃攘候早叛逆の色顯然に候に付進軍追討官兵被差向候間山崎關門の儀樞要の地に候條官軍救應守關の大任勤勞候様被仰付候事

正月五日

但頃日御沙汰も有之候通深頼  
思召次第依之盡力奉公可有之候事

時に勿々の際衆議區々として向背容易に決せざりしも氏は大義名分の重すべく藩主の意衷亦勤王に篤きを知りしかば斷然一部の異議を排し謹んで左の御請書を上りたり

勅命の趣敬奉畏候就ては官軍御差向に相成候間山崎樞要の地に付守關之儀精誠盡力可仕此段御請奉  
申上候尤早速國元へも申遣し主人よりも御請書可奉差上候事

正月五日

藤堂 采女

次で拜謁を仰付られ優渥なる勅語を賜れり六日諸隊を部署し大に募兵を砲撃し激戦數刻遂に之を潰走せしむ八日召されて淀城に至り東久世少將に謁し其功を賞せられ且つ聖旨を賜る十日藩主より當座の賞與慰勞とし酒饌料を拜受す明治元年三月執政に任じ同二年朝廷功を論じ賞を行ひ藩主に賞典祿二萬石を下賜せらるゝに及び藩主より其内四百石を割與せられ又別に刀及金品を拜領し同年十月津藩權大參事に任じ三年十月之を罷む同年十一月召されて東京に至り國幣中社敢國神社權宮司に任せらる

### 吉村長兵衛氏の事蹟

氏は舊津藩士にして維新前後専ら軍務に執掌し其功大に顯る明治元年二月王師東征の事あるや津藩亦從軍の命を受け東海道先鋒橋本少將柳原侍從の兩總督に屬し征途に上る氏は初の藩兵軍監として之に従軍せしが駿州沼津に至り更に鎮撫總督府參謀の命を拜す既にして王師江戸城に入るや再び榮進して總督府參謀となり爾來幕帷の裡に參畫して其功を奏せり同年十一月其功を以て行政官より感帖を賜はる既にして東北の戦亂平定て海内全く靜謐に歸せしかば大總督府に従ひ京師に凱旋し錦旗節刀返上諸兵解除と共に參内の命を蒙り畏くも龍顏に咫尺し且つ御前に於て三條輔相より親しく感帖及び酒饌料を下賜せらる次で解隊歸藩し爾來専ら藩政に従事し後廢藩と共に閑處に就けり明治十三年 聖烈三重縣に御巡幸の際津行在所に於て再び拜謁の榮を蒙れり明治二十一年十月七十六歳にして病歿す

### 藤堂高泰氏の事蹟

氏は藤堂高虎の甥同姓仁右衛門高刑十二世の孫なり故を以て其家世々津藩主藤堂家の一門に列せり元治元年七月天機奉伺の爲め藩主高猷侯の名代として上京す時に天下の形勢大に不穩となりしを以て暫

く滞京し十月八日參内天機を奉伺し同年十一月歸藩す明治元年二月王師東征に際し藩主高猷侯東海道先鋒の命を受くるに及び乃ち藩兵を統率し麾下一大隊侍組及び家兵百餘人を率ひ出陣す征途尾州名古屋に至り橋本少將柳原侍従の兩總督に屬し進んで江東に至る既にして將軍歸順の事決し玆に其任務を全うす然るに總武の山野所々尙賊徒の出沒するものあるを以て之が鎮撫の命を拜し乃ち各地に兵を分ち専ら其任に當る其功に依り大總督宮殿下井に總督府より感帖及御沙汰を拜受し次で同年五月上野東叡山屯集の賊徒追討の功に依り復た大總督及總督府より感帖并に御沙汰書を拜受す同年七月更に東北征討の命を蒙り部下の兵を率ゐて各地に轉戦し終に奥州仙臺今泉等に至り十一月征討の功を終へて東都に歸る時に軍務官及千種殿より御沙汰書を拜受し次で參朝謁見の榮を蒙り同月十九日諸兵を收めて國に歸り藩主より慰勞として金品を拜受す

明治二年津藩の執政兼總政の任に當り同年七月東征の功を以て舊知事より賞典祿千五百石を受領す同年十一月津藩大參事に任せられ同三年病により其職を辭し閑地に在り明治二十年八月終に病歿す享年六十歳

### 黒田頑一郎氏の事蹟

氏は龜山藩勘定方出仕黒田富嘉治氏の長男にして天保五年を以て生る初め其名を寛一郎と稱し獨介剛直頗る堅忍の性に富めり弱冠にして龜山藩に仕へ茶道より物書役に累進し次で廣間役に轉す是より孜々として砲術を學び其技奧秘に達す後江戸詰となり經史を藤森天山に學び専ら治國の要務を究め傍ら諸藩の志士と交を訂して大に天下の大勢に通ずることを得たり居ること一年にして藩に歸り更に作州津山に遊びて游泳の術を修め水程三里を游ぐに至りて歸藩す時に藩政萎靡して振はず氏大に之を慨して之が革新を要路に進言せしも藩議の容るゝ所とならず唯藩老近藤鐸山氏の意を諒とするのみ文久三年將軍上洛に際し藩士柴田俊介に隨ひ京詰を命せらる同年二月京師に上る時恰も攘夷の詔降り列藩諸侯皆國事に盡瘁す氏乃ち諸藩の志士と交り公武の間を奔走し遂に進んで書を三條公に奉り公の喜納する所となれりと云ふ

是より先十萬石以上の諸藩に御親兵募集の詔勅下りたれども龜山藩は小藩の故を以て與らず氏甚だ之を遺憾とし三月十九日再び書を三條公に奉り文武修業人の名義を以て其募に應せんことを請ふ公其精忠を嘉し四月十四日裁許の命あり然れども藩議幕威を憚りて躊躇決せず此に於て氏は其因循を憤り直ちに藩に歸りて天下の形勢を詳陳す時に近藤鐸山先づ群議を排して其議を決し直ちに文武の才幹あるもの九名を選抜して京師に上らしめたり

氏二月初めて京に上り其誠忠を以て三條公の知遇を受け便面十握盃貳個を恩賜せらるゝに至りしが同年八月に及びて事志と違ひて三條公以下諸郷の長州に脱走せられしより快々として藩に歸れり歸藩後直に京師の事變を詳具し更に決する所あり武田伊賀守に謁して東下の志を陳ぶ藩主爲めに内命を以て短刀一口を賜ふ然るに九月京師の事破れ幕府其與黨を索る急なり是に於て藩主慕疑を懼れ旨を諭して鐸山を國に幽し氏に蟄居を命す慶應元年十二月に至り京師再び擾々たり藩主特に氏を遣して形勢を探らしむ明治元年正月氏は藩主に請ふに須く藩議を定め藩主親ら上京して勤王の實を表せんことを以てす即日其請を許され同月十八日藩主に隨ひて京師に上り百方周施して藩の名分を保維するに努む二月藩主其功勞を嘉し特に擢てて郡代奉行に補し新知五十石を給ひ且つ居宅を興へて別に一家を成さしむ氏は此に於て其名を頑一郎と改め専ら職務に勵精し効績甚だ舉りしが氏素と小身の出にして藩主の寵遇人より過ぎたりしかば遂に衆士の嫉視する所となり十月廿八日凶徒の爲めに斃さる氏時に年三十五嗣子あり甲子郎と云ふ今東都にありて操觚の業に従へり

明治三十八年日露戰役終局を告げ 天皇陛下捷を太廟に告げさせ賜へるか爲め伊勢に巡幸あらせらるゝや頑一郎勤王の志を嘉みし特恩を以て正五位を追贈せられたり

### 松坂報徳社の組織

松坂報徳社は故二宮尊徳翁の遺訓を奉じ厚德推讓の道を修養し勤勉貯蓄を奨励するを旨とせり其創立は明治十六年遠江の人松島吉平氏が常郡港村西方寺にある遠江國報徳社の先輩淺田有信翁の墓に詣りし際尊徳翁の齊家富國安民の法を講し其の説に感したる人々の結社に生まれり日課金善種金加入金元恕金等の積立法あり或は社員に無利息貸付を爲し或は慈善救恤事業奨励の資金に供し毎月一回常會を開催し報徳に關する勸業教育衛生の談話演説を爲すと共に善行者を表彰し實業の發達に資せんことを其の事業未だ微々たりと雖も將來益々發展の傾向ありと云ふ

### 觀海流洄水術の來歴

宮信徳氏は武州の人性磊落にして不羈敢て名聞利達を求めず父祖の業を擲て悠然天下を周遊するの途次孤劍飄然として津城に来る時に嘉永五年なり藩の閣老藤堂高克、宮氏が洄水術の達人なることを聞くと禮を厚くして之を留め其術を藩士に教授せしむ然るに其術の巧妙實に曠賞の外なしとして高克氏觀海如陸の句に取り之を觀海流と稱せり

而して津藩に於ては益々斯術を奨励せしかば藩士は勿論其子弟に至るまで皆競ひて此の技を修鍊し就  
 中山田省助及其弟種村順次郎の二氏は遂に皆傳免許を得るに至れり  
 宮氏の後を襲ひて斯術の師範となりし者は即山田省助氏なり明治三年に至り舊藩校の改革に際し更に  
 泗水教場を設置し同氏及其弟種村順次郎氏を教師と爲し愈之を奨励せしが其の後廢藩置縣となり他の  
 武術と共に一旦廢絶に歸せしも其後有志者之が再興を二氏に懇請して止まず二氏亦意を決して再び明  
 治十一年泗水教場を阿漕浦に開設し子弟を教授することなれり爾來茲に三十有年今や其業を受くる  
 者一萬餘人高弟二千五百餘名に達すと云ふ特に輓近各府縣の師範及中學校等より委囑を受け其生徒を  
 教授するに至れるを以て愈々同流の熾盛を來たせりと云ふ

### 三重縣事業史 終

明治四十年八月六日印刷  
 明治四十年八月十五日發行

(非賣品)

著作兼  
發行者

第九回關西府  
縣聯合共進會

三重縣協賛會

三重縣津市大字東檢校町貳拾七番屋敷

代表者

鶴見左吉雄

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷者

小川邦孝

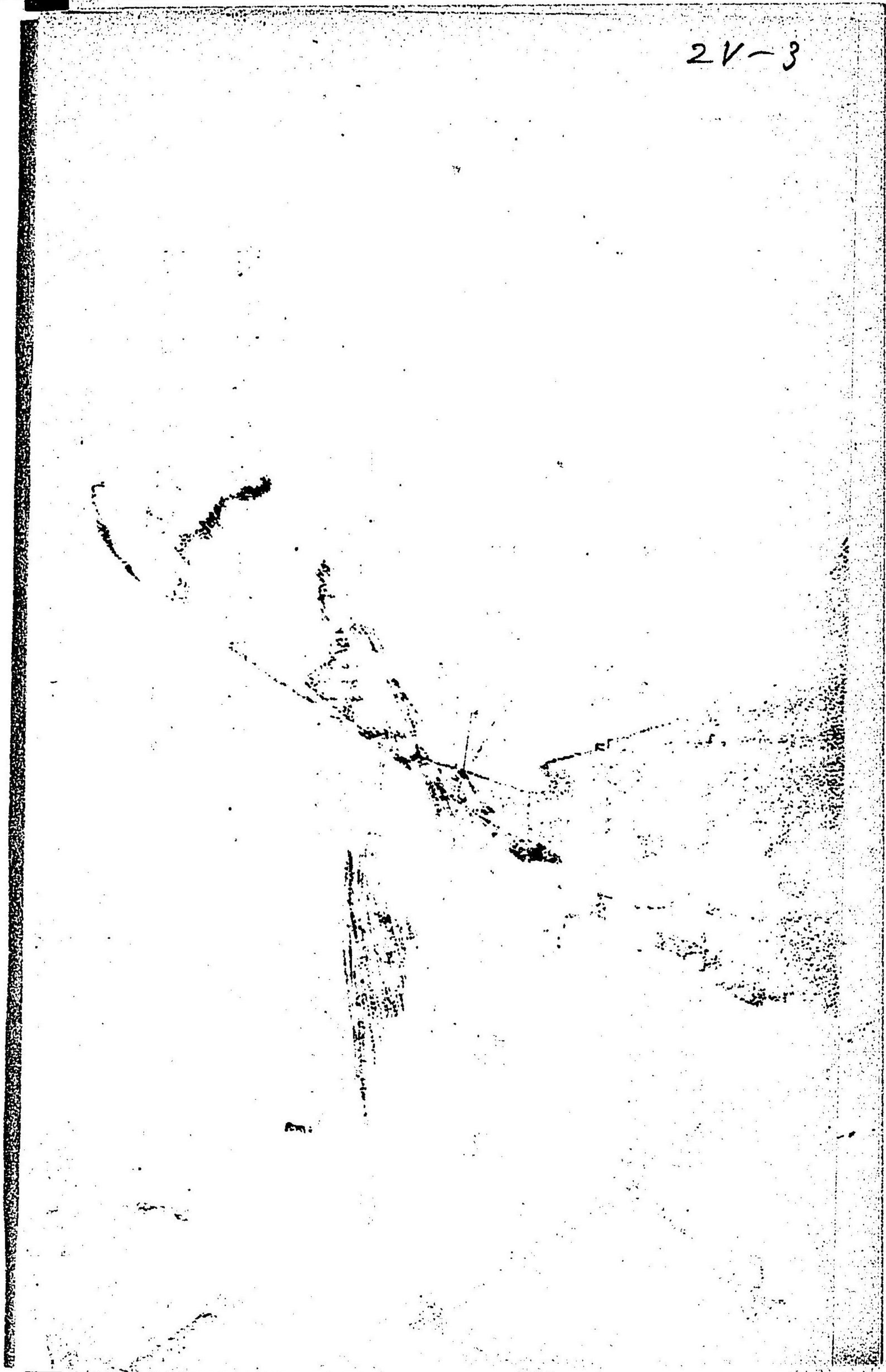
東京市京橋區瀧山町七番地

印刷所

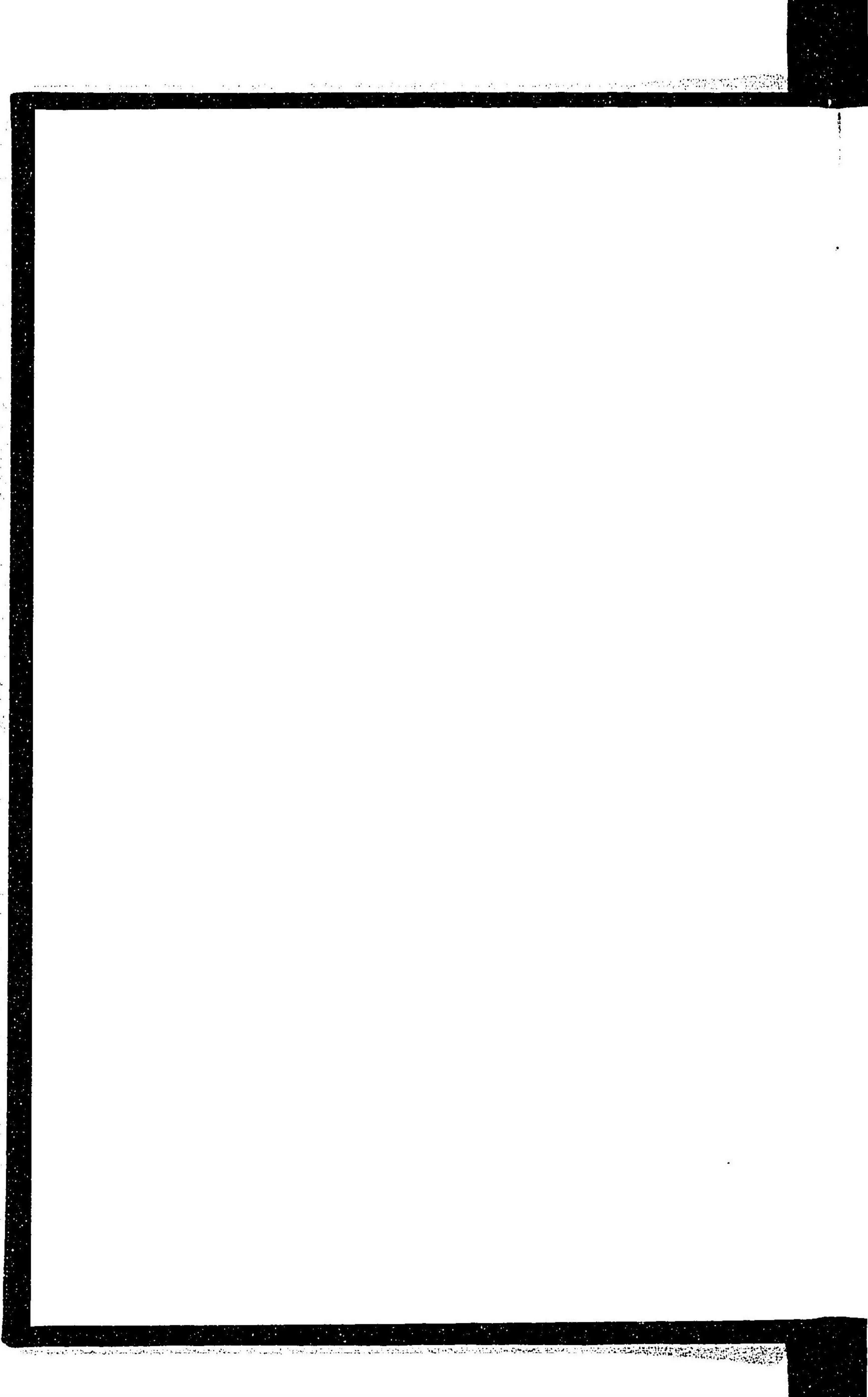
東京製本合資會社

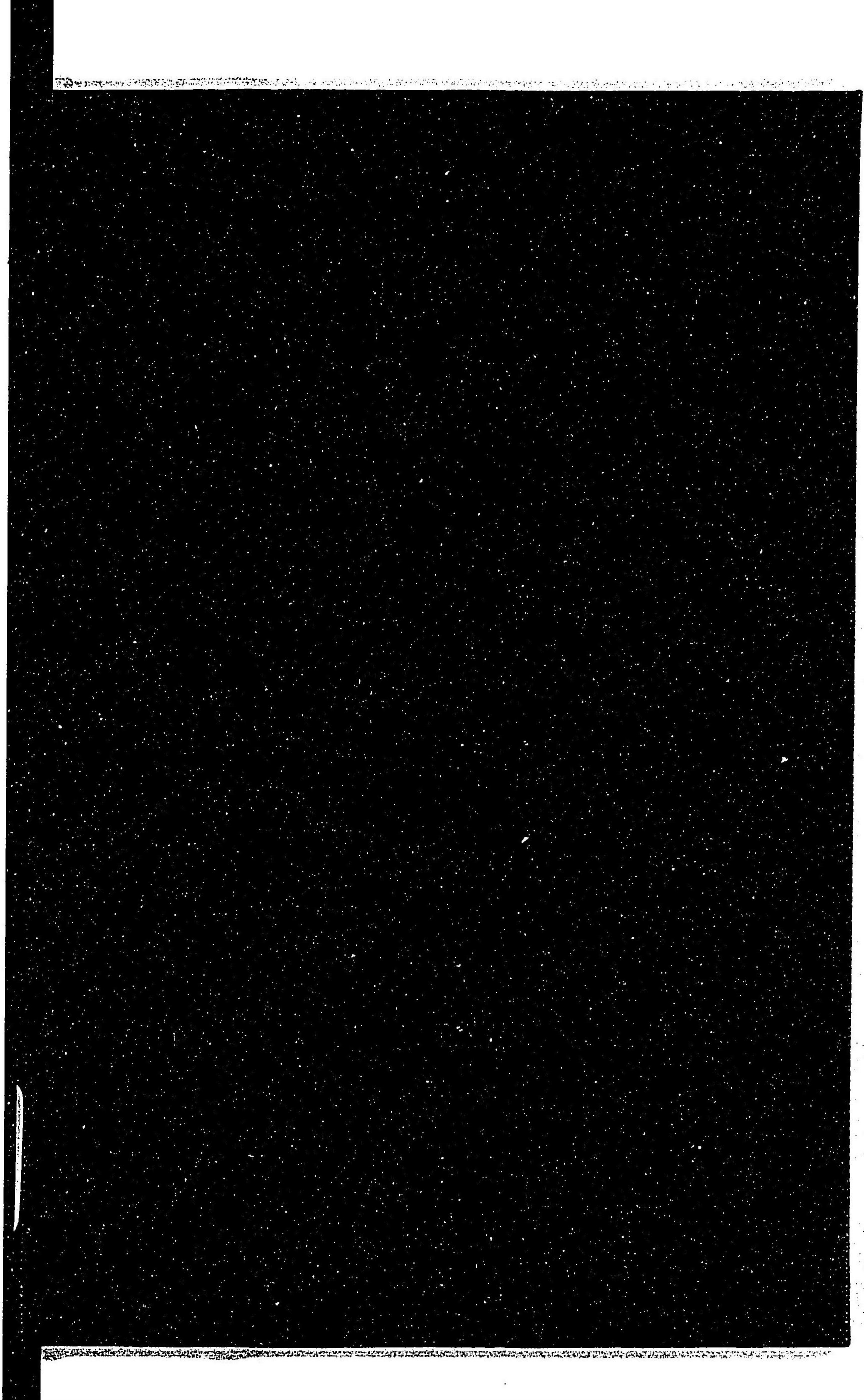
電話新橋(七三九一)

2V-3









76  
270

025652-000-8

76-270

三重県事業史

鶴見 左吉雄 / 著

M40

ADC-3169



